

贈正四位并道大藏平田篤康大人題字  
桓衣殿同官子齊海江内信義公題辭  
帝國大學卒業大久保初雄先生著

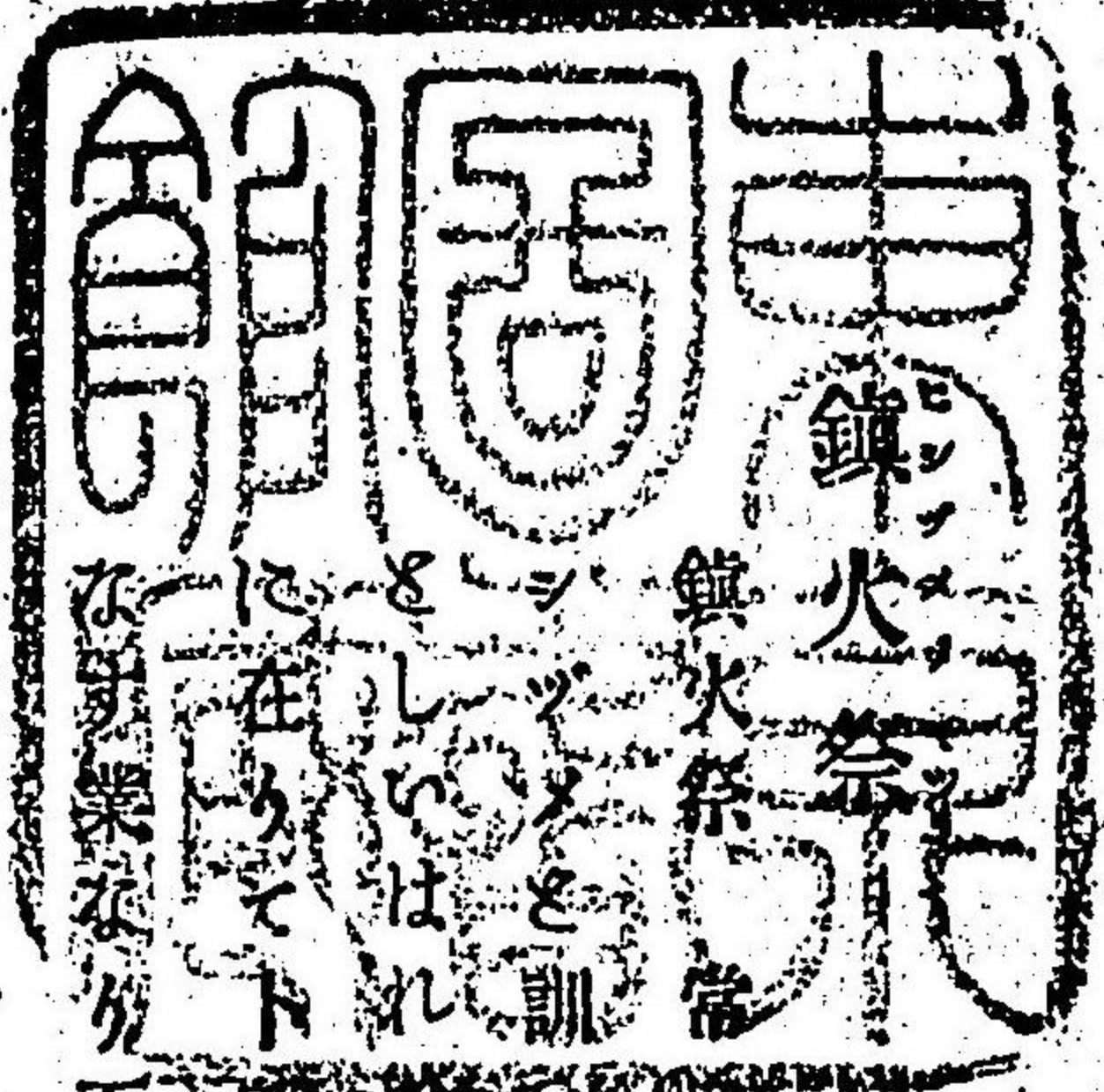
# 祝詞式傳家

卷下

大政 交響館出版

祝詞式講義下卷

大久保初雄 著



鎮火祭 常ニヒシツメノマツリト訓みしを祝詞講義にはホ  
 シと訓むべきよし大同類聚方に保鎮と作るゝあるを證  
 としはれたりいまは衆説に従へりさて此祭は宮城の外郭  
 に在りてト部氏の火を打ちて祭るにて火災を防がんが爲に  
 なり業を分り而して六月十二月の晦の日の夜に至りて行ふ  
 のなりとぞ此の如く火を打つことは今日晝間大祓を行へれ  
 て天下の罪穢の清まると同時に火も鎮り改められし者なる  
 べし公事根源には此祭を四角祭といひ道饗祭を四堺祭とい  
 へり

高天原爾神留坐皇親神漏美能命持氏皇

祝詞考に此式は今本に大祓鎮火道饗と次でて書し古への書体をしらぬものゝわざなり故今大祓道饗火鎮とせりなどといふ神祇令の古本には一神衣二三枝祭三と書て右左右と横に讀むとにて其よむべき次を義解に凡讀此四祭者先讀神衣其次三枝其次大忌其次風神即與公式令連署義同以下諸祭並准此例とあるにて知らるべし此式の祭とも次も同晦日の申時に先大祓次道饗其夜に入て鎮火は行ふなれば例またずしてしるかりけりといたくわけつらはれたり而して順序を大祓道饗鎮火と改められつれども四時祭式并に齋宮式に大祓鎮火道饗と次でたれば強ちに今本の誤りなりといふを得ずされば先讀も既にいへることあるによりていまは大祓鎮火道饗と次づる方にしたがひて列ねたり

御孫命波。豐葦原乃水穗國乎。安國止平久所知食。止。天下所寄奉志時爾。事寄奉志天都詞太詞事乎。以氏申久。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。妹背二柱嫁。繼給氏國乃八十國島乃八十島乎。生給比。八百万。神等乎。生給比氏。麻奈弟子爾。火結神生給比。美保止。被燒氏石隱坐氏。夜七夜晝七日。吾乎奈見給比。吾。奈妹乃命止。申給比。支。此七日爾波不足氏。隱坐事奇止氏。見所行須時。火乎生給比。御保止乎。所燒坐支。如是。時爾。吾名妹乃命能。吾乎見給比。奈止申乎。吾乎見。阿波多志給比。津止申給比。吾名妹能命波。上津國乎。所知食倍志。吾波下津國乎。所知牟止白氏。石隱給比。與。

美津枚坂爾至坐氏所思食久。吾名扶命能所知食  
上津國爾心惡子手生置氏來奴止宣氏返坐氏更生  
子水神。匏。川菜。埴山。姬。四種物乎生給氏。此能心惡  
子乃心荒比魯波。水神。匏。埴山。姬。川菜。手持氏。鎮奉禮止  
事教悟給支。依此氏稱辭竟奉者。皇御孫能朝廷爾。  
御心一速比給波志止爲氏。進物波。明妙照妙和妙荒  
妙。五色物乎備奉氏。青海原爾住物者。鱒。廣物。鱒。狹  
物。奧。津。海。菜。邊。津。海。菜。爾。至。万。氏。爾。御。酒。者。覬。邊。高。知。  
甄。腹。滿。雙。氏。和。稻。荒。稻。爾。至。万。氏。爾。如。橫。山。置。高。成。氏。  
天津祝詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久止申。

高天原爾神留坐 高天原に神集まりますといふ意一説には神留り

ますの意にとれり○皇親神漏義神漏美能命持氏 統べ知しめす天  
皇の御親しき皇祖の男神女神の命を持ちてといふ意○皇御孫命波  
皇孫命即ち彦火瓊々杵命波といふ意○豊葦原乃水穗國乎安國止  
平久所知食止 豊葦原のみづみづしく麗はしき稻穂の國を安き國  
と平けくしろしめせといふ意○天下所寄奉志時爾 安き國と平け  
くしろしめせと宣り給ひて天下を任せまつりしときといふ意祝  
詞講義に天下は水穗國といふとは異なりといはれつれどもいかに  
や○事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久 事を任せまつりし天の詞  
の太宣解辭を以て申すといふ意祝詞講義に天神の太祝詞を以て事  
依し奉り給へるを此國にて天つ神といふ語を上冠せて天つ祝詞  
の太祝詞とは云へるなりとありさもあるべし○神伊佐奈伎伊佐奈  
美乃命妹背二柱嫁繼給氏 神伊佐奈伎神伊佐奈美の二命の夫婦二  
柱の嫁ぎ給ひてといふ意神と上に冠らせたるは崇め言なり多くは

下に附けり伊佐奈伎伊佐奈美の名義之既にいへり妹背とは妹と夫  
とにて男女のことなりこれ男の女をさして妹といひ女の男をさし  
て夫といふなりそれより轉じて夫婦めをどとなり再轉して兄妹姉  
弟となりたり古くは男女相並ぶときに稱ふる言なり嫁繼とは處繼  
ぐの義にて夫婦となることなりまた交合することあり祝詞講義に  
御合坐す事を云ふにて就處ツキトの義なりとあるも余が考へと一なり○  
國能八十國島能八十島乎生給比 國の多くの國島の多くの島を生  
み給ひといふ意さて二神の生み給へる御子を紀記と此祝詞とを比  
すればいたく異なるなり彼れは傳へある島々と記し此は生める御子  
のすべてを稱へたるなれば差のある筈なり久保氏はかくいはれさ  
記に十四島紀に大八島のみ生坐るにて處々の小島は潮沫の凝て成  
れるなり此祝詞は國々島々皆生給へる物といえりこれを合せ思ふ  
に生給へる島も最も多く潮沫の凝りたるも多かりしなるべし彼れ

は由ある名のみ傳へ此は泛くいひたるにてありぬべしと解かれた  
るもさきあらん○八百萬神等乎生給比氏 數多の神たちを生み給ひ  
てといふ意八百萬といふは數をいひたるにあらす多きをいひたる  
なり○麻奈弟子爾 ますゑつこにといふ意麻奈は麻之(真之)の轉じ  
たるにて純黒を真之黒といひ純白を真之白といひ上を真先といひ  
下を真末といふが如し麻之弟子も此類なるべし○火結神生給比  
火結神を生み給ひてといふ意火はくしびなり結は産び成すなりさ  
れべくしびに産び成すにて物の生ずるをいふなり扱古事記に生火  
之夜藝速男神名謂火之燒毘古神亦名謂火之迦具土神因生此子美蕃  
登見炎而病臥在とある條は此處のことなり○美保止被燒氏石隱坐  
氏 火結神を生み給ふによりて真大所マホト(御陰)を燒れ七石イシ隠れまして  
といふ意即ち燒れて崩れ給へるなり美保止の美之真なり保止は  
大所あり即ち陰門をいふなりざるを保止は隠り所といふ説は非な

りまた含る所之といふ説も受けとれず石隠は巖に隠るゝにて陵に  
入り給ふをいふあり故に萬葉に陵墓を石隠とも石墓とも見えたり  
考の説も同じ○夜七夜晝七日 七晝夜といふ意此七之正數のもの  
にして夜は七晝晝は七白といはんが如し考に今本夜七日とあるを  
例なし理もなし仍て日を夜に改めつとあるに従ふべし○吾乎奈見  
給比音 吾を見給ふこと勿れそれといふ意奈云云曾は從來の語學者  
は天爾波なりと説き禁止の部の辭とせり余之然らずなそといふ二  
語にて動詞を挟みて禁止する意をいふ副詞なり此詞はすべて動詞  
の第五變化(從來の連体言)を挟むを定めとす例へばな行きそ、な落ち  
そ、な語りそ、現にな言ひそ、吹きな散らしそ、などの類の如しざるに不  
規則動詞(從來の變格)の第一類(從來の加行變格)第二類(從來の左行變  
格)に於ては第四變化(從來の將然言)を挟むを定めとす例へばな來そ、  
な爲そといふの類なり○吾奈妹乃命 わがうつくしむ所の兄の命

といふ意奈こうつくしむ親しむときに用ゐる辭之故に男女相通じ  
て用ゐるものと見ゆざるは汝の義にてな妹といひな背といふを見  
ても知るべし妹は背にて即ち兄なり凡て夫婦にまれ兄弟にまれ故  
は女は妹といひ男は背といひたれば相互の美稱なり此處は女神の  
男神を尊み親しみてなせと呼びたるなり扱妹の字は我邦にて製り  
たる文字にて常は背とか勢とか兄とか書きしなり○此七日爾波不足  
氏 此七日に於ては足はずしてといふ意史傳に女神の約り給へる  
七日七夜の日數は未だ足らざるに其日數の過は待わへ給はずてな  
り儲その見そなはしし時に既に火を生て坐りしかば四日五日ばか  
りも立し程なりけんとあるぞよかりける考に七日の訓をなぬかか  
のひと訓むべきなれども前と同じくなぬかと訓てましやといはれ  
たれどもなぬかとよむぞしかるべかりける○隱坐事奇止見所行須  
時 七日にならぬうちに石隠れますことば奇異なる事とて御覽な

さりまするときにといふ意此奇異のことは史傳に國々島々また八百  
萬神等を生給ふ時などもかく石隱なさざりけんを此度かかりしか  
ば奇とは思しけんかといはれたりさもあるべし○火乎生給氏御  
保止乎所燒坐支 火結神を生み給ひて御陰を燒かれてかくれまし  
ましきといふ意祝詞講義にこは實事を見たまへる所にて火とある  
は其火結神の御事なり實に天地萬物に含有せる火産靈大神にませ  
ばその御形体火にて御坐るなるべしと或は然らん○如是時爾吾名  
妹乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎見阿波多志給比津止申給氏 加や  
うなるときは吾が親しき背の命の(伊佐奈伎命)吾を見給ふこと勿れ  
と申すを吾を見驚し給ひつと申し給ひてといふ意此阿波多志とい  
ふ言につき祝詞考には阿波多志を淡める事としてはよく協はず又  
ただ顯しとても事たらず此言は後の物語ぶみなどにいへるに強  
く聞ゆるをかもふに荒破らふ言にてあはれあばらあばくなどいふ

類なりとあり祝詞講義にはあえたすを劇しく不意より出て人を驚  
す意にてその阿波は淡女悪むなどの阿波にて物の見劣りするやう  
の言なりとありこは祝詞講義の説や優りけむ従ふべし○吾名妹能  
命波上津國乎所知食倍志 吾が親しき背の命は上津國即ち顯國を治  
め知しめすべしといふ意上津國は史傳に上國とは此國土をいひ下  
國とはそれに對へて國土の根底に成れる夜見國を詔へるなりとあ  
りまた講義に上つ國は顯國を黄泉國よりいふ稱なりとあるにてし  
られたりまたいふ如何にして女神の下國に往きますやといふに男  
神に耻しめられたれば同じ國土に坐して御面を合せ給ふことにつ  
らければ顯國より離れて黄泉國に往きまして御顔を合せ奉らじと  
思召してのことあるべし史傳にもかくいへり○吾波下津國乎所知  
牟止白氏石隱給氏 吾は(伊佐奈美命)下津國(黄泉國)を治め知しめさん  
と白して石隱れ給てといふ意○與美津枚坂爾至坐氏所思食久よ

みつひら坂に至りまして御思めすといふ意此坂と顯國より夜見國  
 に往く堺にある坂なり○吾名妹命能所知食上津國爾 吾親しき伊  
 佐奈岐命の治め知しめす顯國にといふ意○心惡子乎生置氏來奴止  
 宣氏 ころのたちのわるき子を生み置きて來たと宣り給ひてと  
 いふ意即ち火神をさしたるなるべし考にさがなきは本さがとは性  
 得たるをいふ仍てよきさがあり惡きさがありさて其惡きさがを  
 さがなしといふと言の略之譬へば思ひ廻らす心のなきを心なしと  
 いひさる心やり有る人を心ある人といふ類のはぶきこと中代より  
 多しと見えたり史傳には心惡と此いち速び給ふ御心を詔へりと  
 いひ祝詞講義には心惡子と宣へれども火神を惡み給ふに非ず御稜  
 威の究めて健く剛き故にその神性を畏み給へるなりとあるを思ひ  
 合するに火神の性質の惡しきをいへるなり○返坐氏更生子水神能  
 河菜埴山姫四種物乎生給氏 與美都平坂より本の所に返りましま

して更に生み給へる子は水神能河菜埴山姫の四種の物を生み給ひ  
 てといふ意此四種につきては考に説あり水神は水持ミツヂにてかの罔象ミツバ  
 女也能は紀の一書に生天吉天吉葛摩能與佐國羅といへる是にて水を汲  
 ものなり川菜は和名抄に水台一名阿苔和名加波奈と書り今も水苔とい  
 ふもの有て水をよく含むもの故にうる木ウルクノキの根をこの苔してまとい  
 て遠き所にかくるめり殿などにてこの苔の形を彫は即ち火鎮のため  
 ぞといふもよくかなへり古今集にかはなぐさといふも同じ物之け  
 り埴山姫は凡の土ならず埴土をたもつ神にて壁塗籠して火に備る  
 かななり惣ても火を消に土に及ぶものなければさる傳へ上つ代よ  
 り有けんここに疑多しとありまた頭書に川菜の事古事記日本紀と  
 もにここにあげず又殿に彫る事はこの上つ代の宮造のさまにあ  
 らずから國のわざを後にまねびしならん然るを神代の事にいふは  
 おぼつかなし思ふにこの詞かける頃は既に其事専らあれば不意用



みしにやあらん又水神と龍とさるものにて埴山姫と川菜はたぐひても聞えずかく種々いふかしきをおもへば本は埴山姫は埴を持鎮奉ると有けんを後の人よくもれもひめぐらさで川菜としつらん此文すべて論ふべき事いとおはきをおもへば既に誤りしにもあるべしここに水神埴山姫をかねて四種といへるころも得ずいちはやに一の字を借しもいかに字訓をこそからめ又濁言と濁音の假字を書を例なるにしを濁る所に書しもよろしからず此外數へがたくひが言多加れば右も誤つらむかどあるを考へば皆火鎮の神にして水はさらなり匏は水を入るゝ器にして火鎮なり川菜は水を含む草なれば火鎮なり埴山姫之土にてこれまた火鎮なりよりて火鎮の神四つを連ねなるなるべし○此龍惡子乃心荒比魯波 此心惡子即ち火神の心の荒び給ひなばといふ意此の魯波の魯之考に奈加勢などの誤ならむとあり講義に爲の義なりとありされば爲波奈波の義に見

るを隠かなりとす爲といひ奈といふも共に將然言にて未來の事にいふ辭なり故にシタナラバ或はナラバの義にとるべし○水神龍埴山姫川菜手持氏 水神龍埴山姫川菜を持ちてといふ意扱て前條に述べし如くなれども詳ならず史傳に水神は龍を持ちと云べきを如此云ると古文なりまた水神に此を依し給へるは此を以て水を汲て火を鎮勢といふなり川菜を土神に依さし給へるは此と埴とを和合して火を防げとの御量なるべしとあるを見れば神は二柱にまして事と二箇なりざるを前條に四種とある詞に合はずまた前文と此處の文とは四種の名の順序異なりてあり此の處の序につきては史傳の説もよきやうに見ゆめれども前文と不合なり故に考にもいへる如く誤の箇處ありしなるべし猶よく考ふべきことにこそされば史傳の説もいかならむ○鎮奉止事教悟給支 火の神の荒び給ふならば四種のもを以て鎮め奉れと事を教へ悟し給ひきといふ意事は

考に言なり史傳に事は言にて言ひ教へ悟し玉へりとの由か又は字  
 のまゝにて上件の事共を教へ悟し玉へりとのことにもあるべしと  
 いはれき此處は事共を教へ玉へるならん○依此氏稱辭竟奉者皇御  
 孫能朝廷爾御心一速比給波止爲氏 此によりて贊辭を竟へ奉らば  
 皇孫命の朝廷に御心の荒び給は迄となしてといふ意即ち皇孫の朝  
 廷に火神の荒び給はじとしてとの義なり講義に此文は上の天詞太  
 詞事を承ていふ文なりとまた前例に據るに皇御孫の下に命の字落  
 たるべきかと思ふにさらず本より無りしなりそは天皇をすめらみ  
 ことと申すべきをすめらとも常に申し奉ると同例なりさもあるべ  
 し考には命の字を補へり一速比は考に一速は借字にて稜威疾なり  
 比は夫利の約にてそのありさまをいふ辭のみ此いづはやきを畧き  
 通として知波也夫留といひてたはしく荒びぬる神の事をいふな  
 りと見えたり故に荒びますをいふなり考に荒比の比は夫利の約な

りとあるは然らず此詞は荒ぶ荒ぶる荒ぶれ荒び荒び荒びよと動く  
 動詞にてびは夫利の變化なりしか思ふべし志と講義に訓は濁るべ  
 し此詞は將來にさる事はあらじといふ意にて不とは少異なりとい  
 はれたり勿論すとじとと打消に用ゐる辭にてすと折り返しいなむ  
 ことなりじはそのいなみの強きをいふなり故に少異こそわれ義は  
 差なきなり○進物波明妙照妙和妙荒妙五色物乎備奉氏青海原爾住  
 物者鱗廣物鱗狹物奥津海菜邊津海菜爾至万氏爾御酒者既邊高知既腹  
 滿雙氏和稻荒稻爾至万氏爾如横山置高成氏 進物は以下の文義并に  
 解は既に上に度々述べたれば解かず以下之れに倣ふべし○天津祝  
 詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久止申 天の祝詞の太祝祠事を以て贊辭  
 を竟へ奉ると申すといふ意講義の上に安國止平久所知食止天下所  
 寄奉志時に事寄奉志天都詞太詞事乎以申久とある文の此處と結び  
 なりといはれたりさもよくいはれたりまた考に此文ただ鎮火神の

み祭るときこゆ右の如く皇祖神の生給ひて即ての給へる御言もわ  
れば水神埴山姫二神をも祭り奉るべきなり此れによるときは史傳  
に水神の甕を持ち埴山姫の川菜を持つといふによくかなふなりさ  
れば神は水神と埴山姫の二神と定めて可ならんか

道饗祭

道饗祭 此祭は疫神の祭なり毎年行はることなり扱此式は  
卜部の人京城の四角の道にて鬼魁の他より來るを京路に入  
らざらしめむ爲に路上に供物を備へて祭るなり其名を衢に  
御饗を進つりて祭に給ふ故に稱へし之祝詞考に神祇令季夏  
道饗祭同季冬義解に謂卜部等於京城四隅道上而祭之言欲鬼魁  
自外來者不敢入京師故豫迎於路而饗過也と云へり此祭の月  
日時は右にいへり大祓の日即ち六月十二月の晦日の申時に  
行ふなり云云京城四隅とは京の外郭の外の四隅なりまた國

に疫病などおこるときは國の堺にて祭京に疫など有ときは  
宮城の四隅に祭る是をば後に四角四堺の祭といふ令には常  
例をのみ舉たれば京城四隅の祭の有るなり寶龜元年六月十  
一日の記に祭疫神於京師四隅畿内十堺また同九年三月の紀  
にも畿内諸堺祭疫神と見え臨時祭式にも畿内堺十所疫神祭  
あり又天平七年八月の紀に大宰府疫死者多云云長門以還諸  
國司守若内專齋成道饗祭祀と有り諸國にても行ふ事知るべ  
しまた宮城と之内裡の外郭にて外重の事なり初雄は既に上  
の宮城といふ所にて詳に解けり四堺と云山城の京にては和  
泉界會坂界大枝界山崎界をいふと朝野群載に見えたり大和  
の京にては奈良立田大坂吉野宇智宇多などの道のはてども  
に十處ありと見えたりされば祭場は此文にて詳に知るを得  
べし

高天之原爾事始氏。皇御孫之命止稱辭竟奉大八  
 衢爾湯津磐村之如久塞坐。皇神等之前爾申久。八  
 衢比古八衢比賣。久那斗止。御名者申氏。辭竟奉久波  
 根國底國與里麤備疎備來物爾。相率相口會事無氏。  
 下行者下手守理。上往者上乎守理。夜之守日之守  
 爾。守奉齋奉禮止。進幣帛者。明妙照妙和妙荒妙爾備  
 奉。御酒者。甄邊高知。腹滿雙氏。汁爾母。穎爾母。山野爾  
 住物者。毛能和物。毛能荒物。青海原爾住物者。鱈乃  
 廣物。鱈乃狹物。奧津海菜邊津海菜爾。至萬氏。橫山  
 之如久置所足氏。進宇豆乃幣帛乎。平氣久聞食氏。大  
 八衢爾湯津磐村之如久塞坐。氏。皇御孫命乎。堅磐

爾常磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉給止。申又親王王  
 等臣等百官人等。天下公民爾。至万氏爾。平久齋給部止  
 神官。天津祝詞乃。太祝詞事乎。以氏。稱辭竟奉止申。

高天之原爾事始氏。高天原に事を始てといふ意は御祖神の高天  
 原に坐まして萬の事を始め給ふといふ義なり故に考には高天原爾  
 神留坐神漏岐神漏美命乎以事依賜志皇御孫命止志豆といふべきを  
 畧けるなりとあり講義に中臣壽詞にも皇御孫尊波高天原爾事始天  
 と見えたり此は祈年祭の詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏美  
 命以天社國社止稱辭竟奉とあると同じ事なるを切めて云るなりと  
 見ゆこれ高天之原爾云云は略けることばなりといふ證なり事始氏  
 は史傳に高天原に座す產靈大神天照大御神の御議に事始りて其御  
 世を治しめす萬の御政をやがて御祖神の定め給へるなり云云とあ  
 るを見れ之天皇の祖とまします瓊々杵命の御國を知しめししは御

祖神の定め給へる事なれば高天原爾事始氏といひたるなり實は高天原爾神留座神魯岐神魯美命以氏皇御孫命とあるべきを畧きたるなりこは奈良の朝に於ての所業と見ゆ○皇孫之命止稱辭竟奉高天原にまします御祖神等の事始め給ひて御世を知しめす皇御孫の御言として稱辭竟へ奉るといふ意此命は御言にて美稱の命にあらず史傳に皇御孫に属る命にあらず皇御孫の御命としてといふ意なりとあるにてあきらけし○大八衢爾湯津磐村之如久塞坐大彌衢に五百箇の磐の群の如く塞りましてといふ意考に入衢の八と彌にて衢の數の多きをいふのみ八達などいふに泥むこと勿れとある如く街衢の縦横にいくつもなり居る處をいふなり湯津磐村の名義と上にのべたり史傳に此神達の功の弘く大なることを湯津岩内に磐へはた彼千引石の夜見戸に塞れるにも係けて云る文なりとある如く衢に充分ひろがりまますをいふなり○皇神等之前爾申久衢に塞

りまます皇神達の御前に申すといふ意○八衢比賣八衢比古 此神は考には古事記に道之長乳齒神を日本紀に長道磐とあれば此神を申すなりといはれたりさるを史傳には道反大神所謂夜見戸に塞坐大りの夜見戸に塞り坐て彼國より來る者を防ぎ給ふ神なりとあり此によるときはいづれを是とし非とするを知らず久保氏之史傳の説に従えられたり○久那斗止 考に古事記に衝立船戸神と有るを日本紀に岐神岐神此云布紀に岐神那斗能加微とあり又岐神此本名号來名戸之祖神焉とあり又以岐神爲嚮導とありこれらを合せ思ふに道の關となる神なりと見ゆたりされば船戸神岐神來名戸神皆一神にして道の神にましますあり扱名義は記傳に久は來なり那之莫なり合せて云へば此處を經て來莫と云意なり戸は處なり此より來莫と障へ留むる處に坐す神なりとあれば道祖神なること明けし○御名者申斥辭竟奉久波八衢比古八衢比賣久那斗の神と御名は申して賛辭を竟へ奉るはとい

ふ意〇根國底國與里龜備陳備來物爾 根の國底の國より荒び疎び來る物にといふ意は黃泉より雷醜女などの追ひ來たりしかばかくいへるなり考に黃泉の國より追來る雷醜女等の如きものを塞はこの神たちの功なりさてかの追來りしに蒲子桃子などを投あたへ給ひしも此道饗のもとありとあり後釋に天能麻我都比神とあると同じくして世中の凶事をなし給ふ神にて黃泉國の穢より成坐る神なりこれまがつひ神の出で來る元をいひたるあり史傳にも凡て世に在る禍事妖物の本は根國底國より發れるなる故にかくはいふなりとあり講義に祈年月次祭等の詞には疎ふる物とあり彼詞は同じ御門神を祭る詞なるに天之麻我都比と云神を載ざるに此と同じく黃泉國の物を云るなり云云此なる物と黃泉國の醜女雷等なるべきこと循神の御事實に依て知れたりとあるにて知るべしまたいふ此文句祈年月次御門祭等の祝詞と見合せ辨ふべし〇相率相口會事無氏

先より物する事に打乗り或之先より云ふ事を受入れて心を同くする事なくてといふ意即ち先人にまじこられてその氣になり或はうまく欺かれて同意すること無くといふ義なり此言既に上に述べたりされど重ね挙げしなり史傳に夜見より荒び疎び來つる妖物どものなす事又その言ふ事に率りて心を同くし給ふことなくと先つ云るなりとありしかなり後釋に會は阿布流と訓て阿布流といふ意なり阿布流は阿波須流の切まれるにて令會の意なること御門祭詞なる會と同じと見えたり〇下行者下乎守理上往者上乎守理 荒び疎び給ふ神の下を行かば下を守り上を往かば上を守りといふ意考に上はそら下は地といはれたるを後釋に下方上方といへることなりこは後釋の説に従ふべし〇夜之守日之守爾守奉齋奉禮止 夜の守衛日の守衛に守衛しまつり齋ひ奉れといふ意考に齋はいむことにてその惡きものを此神たち齋み放ちやり給ふなりとさもあるべし講義

に齋は令義解に遏止也とある遏の字に當れり齋は物事を忌清る意にて少しも隈しき所なきをいふと見ゆまた奉れとあるは塞神に令する御命なればなりと同書に見えたり又史傳に此所にかく嚴重に齋奉れと令せ給つる事皇孫御言ならむも然事ながら始に高天原に事始且といひ終に太祝詞事以稱辭竟奉とあるを合せて考ふるに天降生し時に天神の此神等を祭らむ時に如斯云へと詔傳へ坐る太祝詞言のままにてそれ即て天神の衢神に令せ給へる御言なるべくぞおもはるゝ云云守奉齋奉は皇御孫命をなりとあるを見るに塞神(岐神)に令せて皇御孫命を齋ひ奉れといふ心なり○進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾云云大八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏此文句は上に度々述べたれば略けり○皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉塞りまして皇御孫命を堅き磐の如く常磐の如く變る事なく齋き奉るといふ意考に上はその惡きものを忌<sup>イミサツ</sup>放るかたにていひこころその凶を放て

御世の平けくひさしき事を磐に譬てことぶくにて事は異なるに似たれどいむちふ言の本は動かすどあるにて知るべし○茂御世爾幸間奉給止申 嚴し御世に幸ひ與へ給へと申すといふ意後釋にすべてかくの如く奉と給とを重ねていふこと中昔の文にて常の事にてこれ兩方を尊みていふ言ありこの文にていはゞ奉りは天皇の御方を尊める言給ふと神の御方を尊める言なりと見ゆかかる奉給の二字の重なりたることは古文には見えす此は奈良の朝の頃の作なるべし古例は奉の一字のみいへりと○又親王王等臣等百官人等天下公民爾至<sup>万氏爾</sup>平久齋給<sup>部止</sup> 又親王等王等臣等百官人等より天下公民に至る迄に平く齋ひ給へといふ意講義に此祭は令義解に於京城四隅道上而祭之とあれば天皇は申すに及はず親王諸王諸臣及百官人等始京師に住ふ限の人の爲のみの事なる可かんめるを天下公民を載たるは京師四隅の外なるを以て推すときは打合ざる心ちの

する事なれども(中畧)此道饗祭の朝廷のみの御事にはあらず天下公  
 民に至る迄も凡て外より來らむ鬼魍に相交り相口會ふまじくその  
 爲に行はせ給ふ事なれば其境に坐る障神等の次々追來を追出し更  
 に來らむは悉くに防ぎ過め給ふ御事になむありける云云齋は齋奉  
 とある齋にて諸の災殃無く平安なるをいふ事なりと見ゆるを思ふ  
 べし○神官天津祝詞乃太祝詞事乎以氏稱辭竟奉止申 神事に預る  
 官人の天つ祝詞の太祝詞事を以て稱辭竟へ奉ると申すといふ意考  
 に神官は祭を預り行ふ卜部をいふとあり又天津祝詞乃太祝詞と文  
 を書きつらねしは後世なれど事は天つ神代より傳れるわざなれば  
 大祓の事を續日本紀に神語と書しもこの類なりと見ゆ講義の上に  
 大八衢爾より齋奉禮止とある以上の文にて其れより下なるは當今  
 行之せ給ふ祝詞の一なるものなりと見ゆ此に依て之を考ふるに御  
 祖神の御言に祭の詞を加へたるにていはゞ古き御言に現今の祝詞

を加へたるものなるべし○此祝詞の全文につき考には此道饗祭は  
 令義解に鬼魅の來るを道にて饗遏といへれば下の却祟神祭の如く  
 その惡神を饗し和してかへすことをいふべきに此文たゞ衢の神  
 を祭る事のみあるはいかに文の拙くして言のゆかぬ故にもれたる  
 にやと論はれたり後釋に考に疑はれたる如く道饗祭にはかなはず  
 今思ふにこれは臨時祭式に入衢祭といふ見えれば其祝詞ありけ  
 んをとりまぎらはして道饗のとせるなりさて遷却祟神と題したる  
 ぞ道饗祭の祝詞には有けるとあるを思へば恐くは題名の附けそん  
 じならんか或は題名とともわれ本文の語句の省畧に過ぎたるもの  
 ならんかともかくも疑を存して後の良き説を待たんのみ

大嘗祭オホノホシノマツリ

大嘗祭 此祭は本年收穫したる新稻を以て天皇も開食し臣  
 下にも饗するを云ふ其名義と大新饗オホニホシノマツリを約めたるなりされば



新嘗とこそかかめ大嘗とかくは當らぬことなりさはあれど  
も古へは毎年新稻を嘗めさせらるゝを大嘗ともいひ新嘗と  
もいひたるなり制度整し後一世一度行はせらるゝを大嘗と  
いひ毎年行はせらるゝを新嘗ともいふなり扱そを詳にいはん  
に考に上代には大嘗新嘗といふ分ちなし神代紀に新嘗と有  
は思ふに年年の事ならん仁徳天皇紀に新嘗とあるは何れと  
も知がたし清寧天皇十一月紀に依大嘗供奉料遣播磨國司云  
云と有り又弘計天皇紀に右同事を新嘗と書つれど是はとも  
に即位の時の大祀の大嘗と聞ゆ天武天皇紀に新嘗と有も事  
のさま同じく大祀の大嘗なりかくて後文武天皇の神祇令仲  
冬常例の祭の條に大嘗と有之毎年の祭也同令次條に凡大嘗  
者每世一度國司行事以下毎年所司行事在京諸國と有て一世  
一度をも毎年なるをも共に大嘗と有りかくて此式には新嘗

祭としるされたり然ればこは大嘗祭と有からは此祝詞に  
天つ日嗣知しめす始の大嘗のよしの言あるべきにさる御事  
も見ぬすかの大嘗祭の時諸國へ御使立て班幣給ふ條にも卯  
日に官にて諸社へ班幣の時も祝詞の事は見えすして新嘗祭  
の所には祝詞の事ありこれらをおもひ又この標にただ大嘗  
祭とのみ有もことわり足はず聞ゆるをも思ふにこは字の  
落失なとせしを後人みだりに大嘗祭としるせしにや右の如  
くしては新嘗祭に班幣帛詞など有べくおぼゆるなりとかく  
の如く新嘗祭といふて可なるを大嘗祭と題名せしは元一つ  
にして分別なきより名附けられしならん後釋にこは毎年  
の祭の内なれば毎年の新嘗なる事は論なきを新嘗と題さず  
して大嘗と題されたるも古への唱へなれば難はなしとある  
にて明かなり抑此の大嘗新嘗の分別ありしことは令より後

のことにて神祇志料に天武天皇紀元年大嘗といふ事見ゆて  
 其後四年五年なるをば共に新嘗といひ持統文武相繼て大嘗  
 を行ふ時は大嘗新嘗を分ち云ふこと爰に始るもの明けし且  
 年中行事秘抄に仁和書を引きて國家大嘗會天武天皇御世よ  
 り起るといひ皇年代畧記にも又同趣に云るは大嘗の始を云  
 るにはわらで新嘗大嘗分ち云ふ事の始なる由なりとあるに  
 て分別はまづ天武天皇の御世よりとなすべし而して分れし  
 よりは大嘗祭日時五畿七道の諸社奉幣たまふ事と十一月卯  
 日幣を班給ふ事はその式に見ゆ新嘗祭の時幣を神祇官にて  
 班たせらるゝ事と四時祭式の下にありと考の頭書に見ゆま  
 た新嘗祭奠幣案上神三百四座並社一百九十八所是は古本座  
 別に越五尺云云前一百六坐坐別幣物准社法云云右中卯日放  
 此官齋院宮大行事諸司不俱頒幣及造供神物料度中臣祝詞科

准月次祭と同頭書にありて祭神のことは知るに足れり  
 また後釋に此祝詞に新穀をただ皇御孫命の聞食す事をのみ  
 いひて神に奉り給ふことのなさを考に疑はれたるは未だ古  
 意を得られざるなりすべて大嘗新嘗は天皇の聞食を主とす  
 る事にて神に奉り給ふも天皇の聞食むとするにつきて先奉  
 り給ふ之故古書に大嘗をば聞食とのみいへりこれは天皇の  
 きこしめすをむねとする故なりされば神々に幣帛を奉り給  
 ふも天皇の大嘗を聞食むとするによりて奉り給ふにて此祝  
 詞は其祝詞にこそあれ神に大嘗を奉り給ふ祝詞にあらず故  
 大嘗祭と題されたる祭字もただに大嘗を指ていふにはあら  
 ず大嘗によりて幣帛を奉り給ふ祭といふことなりともく  
 世人大嘗新嘗はただ神に奉り給ふのみ主と心得たる古意に  
 あらず古書共に此事をいへる詞を心をつけてよく見ばさと

らるべしすなはち此祝詞に皇御孫命乃大嘗聞食牟為故爾と  
あるにてもしるべしと見ゆ實に大嘗新嘗は天皇の聞し食し  
給ふことにて神々へは御初を供へ奉るに過ぎざりき

集侍神主祝部等諸聞等登宣。  
高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國  
社登敷坐留皇神等前爾白久今年十一月中卯日  
爾天都御食乃長御食能遠御食登皇御孫命乃大  
嘗聞食牟為故爾皇神等相宇豆乃比奉氏堅磐爾  
常磐爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉奉止依志氏千秋五  
百秋爾平久安久聞食氏豐明爾明坐牟皇御孫命  
能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏朝

日豐榮登爾稱辭竟奉久乎諸聞食登宣。

專別忌部能弱肩爾太禰取挂氏持由麻波利仕奉  
禮留幣帛乎神主祝部等請氏事不落捧持氏奉登宣。

集侍神主祝部等諸聞食登宣 齋場に群り集り居る神主祝部等の諸  
々聞き給へと告ぐといふ意此一段は宣命にて次より祝詞となるな  
り講義に此處は新年月次等の如く大臣以下諸司の共に預るにては  
無く唯神祇の官人のみにて供奉れりしものなりまた貞觀儀式大嘗  
祭條の卯日平明神祇官班幣帛於諸神といふを引きていはれたる如  
くすべて神祇官人の爲す祭と見ゆ○高天原爾神留坐皇睦神漏岐神  
漏彌命以 此解は上にいへり○天社國社登敷坐留 天つ社國つ社  
と殿を建て其處に鎮めましますといふ意天社國社のことはずで  
に上にのべたり講義に新年月次ともに稱辭竟奉とあり彼が如きは  
此方より天社國社を定めて齋き祭る由なるが此之其天社國社と神

等の鎮在す方を指して云るにて主客の相違ありといはれきさあはれども皇御孫命の天社國社を齋ひ祭り給ふことにて其實は諸祖神の詔命に依り給ふことは云ふも更なり故に文の綴り方によりては主となり客となるべけれども源は一なり唯天孫降臨以前は天つ神國つ神と別に審に分れざれどもその状は有りたる事にて以後は全く天つ神と國つ神とさだかに定まりたりさればこそ天社國社のあるなれ此を以て神等の天社國社と鎮坐すは後世より及ぼしたる辭なり○皇神等前爾白久 鎮めましませる皇神達の御前に申すといふ意○今年十一月中卯日爾 本年十一月中の卯の日にといふ意講義に中つ卯の日と訓ひべきよしはれたりさよみてもよかるべし○天都御食乃長御食能遠御食登 天の御食の長久の御食の永遠の御食といふ意此れ祝ひ詞なり講義に大嘗に當りて皇御孫命の聞食し初る大御食を直に天つ御食と申成て祝給ふなりとしかなり○ま

た考に紀の一書を引きて天忍穗耳尊を天降し給はんとて天照大神の詔の中に以吾高天原所御齋庭之穀亦當御於吾兒ちふに依て天都御食とは書るなりとあり此説もよるべきなりこれ皇孫の祖神より賜はりし御食なればそを天都御食とは云しなるべし○皇御孫命乃大嘗聞食幸爲故爾 皇孫命の大新饗を聞し食さん爲の故にといふ意○皇神等相字豆乃比奉氏 皇神達の相諾ひ奉りてといふ意即ち神達の納れ給ふよりなり考に孝謙天皇紀の詔に天坐神地坐神乃相字豆乃比奉氏と宣ひ稱徳天皇紀に天地宇倍奈比由流之天ども詔ませしもて宇豆奈比とは諾合といふに意均しきを知るさてこは古言にうなづかずといふと今の人うなづきあふといふ事にて心に相かなへるをりは頸を前へ衝動すをいふ且ここに乃比記に奈比と有る同じく合にてもろくの心ひとしく合なりとありさもあるべし講義に言義を解れたれどもきこえがたし○堅磐爾常磐爾齋比奉利

堅き磐の如く常磐の如く變りなく齋ひ奉りといふ意○茂御世爾幸  
 爾奉幸止依志云 嚴し御世に幸へ奉んと寄してといふ意考にここを今  
 本に奉幸志依志云と有は字誤訓も理なしこは大殿祭に安氣久令仕奉坐  
 爾依氏といひ御門祭に令奉仕賜故爾などあるにひとしきいみなし  
 の言なりよりていま改めたりさるを講義に本に奉幸止とありて出  
 雲本には爾に誤れり又賀茂翁の考に奉幸爾依豆と改られたるは甚  
 しき謬なりといはれたりさこ改めざる方に従ふべしまた同書に  
 祈年祭大忌祭風神祭其餘の諸祭ともに稻穀の御祈を主としたまふ  
 事なるに此之其天社國社の神々の諸守護に因れる事を云るなり然  
 れば祈年月次祭等に御祈有て報賽の爲に行はせ給ふ此祈嘗祭にし  
 われば必其事を引出て幸奉幸止依志云とは宣る事なり依志賜布爾依氏と  
 いふ意味なりさもありなむ○千秋五百秋爾平久安久閑食氏 千秋  
 五百秋に平けく安けく閑し食してといふ意考に古事記の千秋長五

百秋之水穗國と有るに依れる言なりと見えたり○豊明爾明坐幸  
 豊明に明びまささんといふ意扱豊明につきては心得べきことなれば  
 諸書より摘抄して記さん考に豊明を即冠辭に用ゐたれば萬葉に見  
 明らかめ御心を明らかめ給ひなごよめる如く天下の事を見し聞し明ら  
 め給ふ事ともいふべけどもこは大きに新御食聞します事よりつ  
 づきたれば上に赤丹穗に聞食すといひ下に赤玉の御赤比坐なとい  
 へるに同じく御病おとせずして大御顔の赤らびおはしまさむとい  
 ふなり故わからびと訓たり又豊明節會は次日の祭の事はて辰日  
 の夕に豊樂院にて竟宴開しめすをいふそは夜にて庭火立わかしな  
 どおびただしくかがやく故に豊明といふ惣て夜宴をも公なるを  
 豊明といふは是に均し豊之大なることなりと見ゆ後釋に豊明とい  
 ふも即明坐をいふなりかく同考ことを重ねいふは古語の常にて神  
 功皇后の御歌に豊壽壽もとはしどもあるが如しなほ伊都乃千別爾

千別神集爾集などのたぐひも同じ格の語ぞかし考の明の説はよろしきをこの豊明をば冠辞といひ豊明節會といふを夜宴の火の光のことといはれたるはいたく違へり夜宴を豊明といふも大御酒を食て大御顔のてり赤らみ坐すよりいふ名なるをやなほ古事記傳に豊明は登余能阿迦理と訓むべし豊は例の稱辭明はもと大御酒を食て大御顔の赤らみ坐せるを申せる言にて祝詞に豊明に明坐とある是なり又赤丹穗爾聞食とあるも同事にて御酒を食て御顔の赤るを申せること續記に黒紀白紀の御酒を赤丹乃保仁多末倍惠良伎と有を以知るべし此は常の御顔を申すに之非ず御酒を食て赤らみ坐す由なり云云又大嘗祭詞爾は御食とのみ有て御酒の事と云ざるにも豊明爾云云と有て如何と云に凡て御食と云て御酒も其中に具る内に大嘗は殊に御酒を重くし給ふこと云も更なり中臣壽詞の文を以て知るべし然れば豊明爾明坐と云は元彼登余本岐本岐或は神集爾集

又伊豆乃千別爾千別氏など云格の語なるが即ち其宴の名とは成れるなりとありされば括りて云ふときと豊明は御酒を聞食して顔の赤らむをいふなりその赤らむことの會をなすもゑに豊明節會といひしならむこれら皆本居翁の説に従ふべし師(黒川翁)も同説なりさて古へは諸神の相嘗も至尊の聞食すも同日の事なりけんを中古より卯日は神事にて辰日は豊明節會とこそはなりにたれ○皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豊榮登爾稱辭竟奉久乎諸聞食登宣 皇孫命の嚴の幣物を明照の妙の絹布和荒の妙の絹布に至るまで備へ奉りて朝日の如く映え榮え登るに稱辭竟へ奉るを諸聞食めと告ぐといふ意○事別忌部能弱肩爾太襪取挂氏持由麻波利仕奉禮幣帛乎神主祝部等請氏 辭別ていふ忌部が弱き肩に太き襪を取り挂て持ち齋み仕へ奉れる幣物を神主祝部等の請けてといふ意くはしきことは上にとけり○事不落捧持氏奉登宣 事の

落ちず即ち漏るゝことなく捧げ持て奉れと告ぐといふ意講義に祈年月次二詞に之事不過とあり同事ながら言様に依て其義に小異あり此は其幣帛を主といひ彼を其祈言を主と立たるなりと見ゆいづれも事を疎略に取扱はず丁寧になして漏らすこと勿れと注意を與へし宣命なり○此祝詞の全文につきて考にはかくいはれたり祭の事之朝には皇神に奉り夕には天皇の聞しめすと古へよりいひて上の祈年祭にも初穂は皇神等に奉り遣りをば御孫命のきこしめすよし有ざるをここにひどり御孫命の聞食事をいへるはいかに強ておもふにこは諸社へ幣を奉り給ふ事を専らとすれば皇神の幣給ふ事をばはぶけるにやさても猶と尽ぬころはせらると論はれたるを後釋に考に疑えられたるはいまだ古意を得られざるなりとていたく辨へられたり(辨は前に出したり)その如く大嘗新嘗之天皇の聞食すものなれば諸神に奉る之客なり故に天皇の主となりて神の客とな

る分なりざるを考の說にては神の主とありて天皇の客となる理なりこれ後釋の說に従ふべし扱此祭の儀は公事根源新嘗祭の條に新嘗祭は神今食に同じ平手の數十二なり其外は替らず是と今年の初穂を神に奉らせ給ふ義なり(神今食の條に大較は大嘗嘗祭の神饌の義に同じ)と見ゆ久保季茲翁の按に此祭と神今食の儀式を合せていささか記さば十一月中卯の日早且神祇官にて新嘗の班幣あり(神名帳に新嘗とある社々にて此時の祝詞すなはち此の詞なり)其夜戌刻に乗輿神嘉殿に幸す主殿寮御湯を供す神祇官大殿祭を仕奉る祭に預る司人各々事を執り神座を敷く(神坐は南枕にしてまつ一丈二尺の疊その上に六尺の疊四帖その上に九尺の疊七帖その上に八重疊を敷八重疊の下に坂枕を敷く御衾を疊の上に奉る神坐の東に巽に向て半帖を敷き御坐とす)亥一刻に采女時を申し宸儀神殿に進み給ひ宵の神饌を奉らせ給ふ(神饌は御飯鮮物干物菓子汁物等なり白酒

黒酒は本柏を以て之を灑ぐ(寅一刻此は貞觀儀式に據る後世ハ丑時なり)曉の膳を供す  
儀式宵に同し卯一刻に還御了りて大殿祭あり辰日豊明の節會なり  
(公事根源に云今年の稻を神に奉り給ひて今日君も聞召し臣下にも  
賜ふ節會行はる)とあるを見て大嘗祭の式事之大略さとらるべし

鎮御魂齋戸祭

中宮、春宮齋戸祭亦同。

鎮御魂齋戸祭 此祭の訓はミタマシヅムルイハヒドノマツ  
リとよむべし考にはミタマシヅムルイムドノマツリとよま  
れたりざるを後釋に齋戸は伊波比度と訓むべしといはれた  
りこの説に従ふべし戸は借字にて處なりこは神祇官の齋院  
のことにて八柱神たちを齋祭る處なる故に齋戸といふなり  
と後釋に見ゆるもしかなり而して鎮魂をなす爲に八柱神を  
祭り齋くなりさて考に四時祭式に十二鎮御魂齋戸云云右於  
官齋院中臣行事と云りこは神祇官の齋院をいんといふ清和

天皇紀四に神祇官西院齋戸神殿とあり是即八神を齋奉る所  
なりかくて貞觀儀式この四時祭にも十一月中寅日晡時宮内  
省にて行はるゝ御魂鎮の事は委しく有て此十二月なるは此  
式のみにして他に見ぬす後世江家次第な是は大臣などの參  
集もなくして輕き祭にやあらむ然るを彼宮内省のおもき祭に  
は祝詞の事見えすして此齋戸祭にのみかく祝詞の有はおぼ  
つかなき事なりさて此齋戸祭には幣その餘の事聊か式にし  
るされて事のさま明らかならず依てかの十二月行はるゝ事  
を左に引て此祭の大概をしらしめんとするや鎮魂祭中宮准  
不給神八坐大神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大直日神一座大刀一  
衣服神、大宮女、御膳神、御代主、口、弓一張、云云進物

右其日御巫於官齋院春稻敷以鹿筥炊以韓竈訖即盛蘭筥納  
櫃居案神部一人執向祭所供之



官人以下装束料この事委しここには畧

右中寅日哺時中宮鎮魂之日祭五位以上及諸司官人參集宮内省さて内侍御服を持って内より出大膳造酒司八代物を供給ひ次猿女を集らす時も大臣式部を召て諸司をまゐらせ治部を召て歌女を集らせ大藏に鬘木綿を給はせ神祇伯御琴ひき笛吹を召して合さしめ歌者始奏神部堂上にて手を打事を催す御巫猿女舞をはりて神祇五位一人侍従二人宮内丞一人内舍人二人大舍人二人次を以進み庭に舞并官宮内省を喚て酒食を賜三度の後拍手て退く是より前棚上に伏槽案上に御衣を置かの琴笛を仕るとき御巫右の棚のもとまで舞中臣絲を結ふ御巫其宇氣を棒にて突鳴す間に内侍御衣の筥を開て振動かすかくしてその御魂結の糸を御籠の神鍋へ入て封る事など江家次第抄に委し此祭のかこれる事は古事記に天照大御神天岩門に隠れ坐云云天宇受賣命

日影を鬘に繫具拆を襦として小竹葉を手舂に結て天岩屋戸に汗氣伏て踏とどろこし爲神懸云云神代紀置又紀に猿女遠祖天鉦女命則手持茅纒之梢立於天石窟戸之前巧作俳優云云これらの事をうつしてなすなり然れば天皇の御魂の岩戸隠れし給はぬ爲の祭なる事知るべし古語拾遺に鎮魂之儀者天鉦女之命遺跡則御巫之職者應任舊氏云云といへるをさることなり○此事天武天皇十年十一月丙寅紀に是日爲天皇招魂之と有神祇令に仲冬寅日鎮魂祭とあれば人皇以來にては天武天皇の御時よりぞ始まりけん此招魂と鎮魂の同事なること又同書頭書に上の大巫云云の下に此八神の御事はいへり扱この令集解に饒速日命自天降る時天神授給へる生玉足玉死反王道反玉蛇比禮蜂比禮云云といへり舊事記に之是を取ていへり此事古書に見ねばいふにたらねど又崇神天皇天皇紀に杵築神宮の神寶を御覽せんと

て召けるとき丹後國の兒の唱し玉菱鎮石出雲人祭眞種之可美  
鏡押羽振甘美御神底寶御寶主山川之水泳御魂靜掛甘美御魂底  
寶御寶主といふは凡右の生玉云云に似たる事なり然れば右の  
集解の言古傳によりしにや猶考ふべし○舊事記に天神祖詔授  
天璽瑞寶十種云云又云磐余彥尊元年十一月庚寅宇摩志摩志命  
初齋神寶奉爲帝后鎮祭祈請壽祚其鎮魂之祭自此而始矣といへ  
るはかの十種の神寶ちよものより附そへたる説にて皆とるに  
たらず舊事記は末の世に好事の偽作れる物なり故に古語拾遺  
の項にもその書あらねば彼にも右の説をいはずその外續日本  
紀以下舊事紀を引ことなきにても知るべし且右の少の事にす  
ら古へならぬ事數あり云云○或人こは天皇の御遊魂を即神と  
して他神を祭ならねばかくいふかといへるはいよいよしなし  
御魂祭は十一月寅日なるも同じ事なるにそれには神を祭らる

からに式に舉し事右にひくが如し此詞はむかしはなく今の京  
にて俄に作つらん故にかかるたらはぬ事多きなりけりここに  
御蔭止稱辭云云といふ中にこめたりとはいひもしなんそれも  
かくまで畧ては理りなし惣て拙き文どもはこの稱辭々々の言  
多し此外にも神賀大祓などにみだりにさることをいへぬをむ  
かへて文のよしあし古と後とを知るべしと頭書にいはれたる  
之枝の詞のやうに見ゆれどもおどろかしたくなりさて元に  
返へり鎮魂のことにつき後釋には齋戸は伊波比度と訓べし戸  
は借字にて處の意なりこは神祇官の齋院のことにて八柱神た  
ちを齋祭る處なる故に齋戸といふなりかくて此祭を彼處にて  
行はるゝ故に齋戸祭といふそもゝ此祭にかぎりてその行ふ  
處を以て祭の名とすることはかの十一月に宮内省て行はるゝ  
鎮魂祭ある故にそれと分むために處の名をもていふなるべし

さてその十一月の鎮魂もあろうへに又此祭のある故は此祭は御座所に平らかにまし坐むことを祈り給ふを主とする祭にて鎮魂といふも御座所に鎮むるよしなりされば此祝詞はじめに大殿の事をいひ終りに平久御坐所爾御坐給止云云といへり考に御魂といふことをいへざるは題にかなはず文の拙きこといへられたるはさることなれどもはら御魂を鎮むるはかの十一月の鎮魂のわざにして此齋戸祭は御坐所をむねとする故に御魂を鎮むることは分ていへざれども御坐所云云といへるに其意も含みてこそなむかどありしか含みてありてと見ば事足ぬべし又講義に四時事式此條の末に右於此官齋院中臣行事と有を見て考ふるに彼鎮魂祭の如く諸詞の預る所に非ずして神祇官にて其官人のみの行ふ所なるが故に殊に其式をも載出されざる之けり又其日を何日と載せられざるも其宜き日を十二

月の中に定めて行はるゝ事なるが故なるべし云云彼鎮魂祭は御魂を招殖す神事この齋戸祭は其鎮魂祭に結びたる御魂緒を齋戸に鎮祭るにて御坐所とあるも彼齋院に坐す八神殿になる事下に云が如く必別々の事ならず同事の前後の序なるものなりされば右の鎮魂には御巫以下の人々のに種々の所作ありて祝詞無く此鎮魂齋戸祭は本官にて中官の執行ふとといへども尋常の神事の如くなる故に祝詞のみありて異なる所作なきなり偕此詞の体凡ては古からず今京以降の語格も且々に交り令及び儀式ともに此事を載せられず唯此四時祭式にのみ記されたるをもて當時殊に故有て出来る神事ならむを猶行はれずして延喜以後に之絶たるらんかと思ふに然らず詞に自此十二月始來十二月爾至萬豆爾とあれば申す迄もなく恒例の神事なるに其跡の全に物に見えざるに就て考ふるに十一月宮内省に

て行はるゝ鎮魂祭の魂篋を十二月に當て神祇官齋院に鎮め替  
 るならん此齋戸祭には有るべき然思ふ由は三代實錄に貞觀二  
 年秋七月廿七日甲辰偷見開<sub>二</sub>神祇官西院齋戸神殿<sub>一</sub>盜取三所齋戸  
 衣並主上結御魂緒等とあるにて魂匣を收奉る所在なること著  
 明ければなり(三所齋戸衣とは天皇中宮春宮の御事を申せりと  
 聞ゆ)然れども十一月なるが主たる祭にて十二月なるはそを齋  
 戸に鎮祭給ふ事にて事輕きに似たり是を以て諸史どもに十一  
 月なるをのみ記されて十二月なるを省るゝ例と見えたり(十二  
 月とはいへども定れる日とても有ざれば官事の暇ある節をも  
 て行はるゝなるべし)されば鎮御魂齋戸祭と古來訓來ることに  
 はあれども鎮<sub>オホミタマ</sub>御魂齋戸<sub>オホミタマ</sub>祭と訓み改むべきなりさて其御魂とは  
 彼鎮魂祭の御魂匣を云なりとあり此の如く三書共に鎮魂祭と  
 鎮御魂齋戸祭との別をわけ而して祭儀式をもとかれたり此に

よりに詳かなるを知るを得べしまた少差の説はあれどもしか  
 辨ふべし

中宮春宮齋戸祭亦同 中宮皇后皇太后の御居所を申す而して  
 兩陛下の事をもいへり(春宮皇太子の御居所を申す而してまた  
 殿下の事をもいへり)の齋戸の祭もまた天皇の齋戸祭と同じと  
 いふ意講義に神名式に依て考ふるに神祇官西院坐御巫等祭神  
 廿三座<sub>並大月次新嘗</sub>とある中に御巫祭神八座<sub>並大月次新嘗中</sub>とあり  
 て八柱神の御名を載せられたり此御巫を祝詞に大御巫とあり  
 右社々は何も御巫の齋奉る中に殊に此八神は鎮魂の神に坐が  
 故に中宮よりも東宮よりも御巫を附進せられて祭らしめ給ふ  
 なり然れば天皇の御は大御巫此を守り中宮東宮のは各其巫わ  
 りて此を主る事也と見えたり故祭式なる此條下にも中宮准之  
 と見え又別條に東宮鎮魂御魂齋戸祭と有なりけり<sub>又鎮魂祭</sub>  
<sub>の下に</sub>

中宮准之又巳日晡時中略さて十一月中寅日宮内省にて鎮魂祭  
を行ひ給ひて御魂緒を結び御魂筥に収め十二月に至てそを右  
の齋戸に鎮奉り去歲乃舊に易ふ此を鎮御魂齋戸祭とは云なり  
さて鎮魂祭に御靈を殖したるを御魂匣に収て齋戸に鎮祭る事  
はしも右の八神之祈年祭の下に説る如く天皇を始奉り天下人  
類の身体を守護給ふ神に坐す故にその神等の齋戸を御魂の御  
座所と爲たまふ事なりとあるを辨ふべし

高天之原爾神匿坐須皇親神漏伎神漏美能命乎  
以氏皇御孫之命波豐葦原能水穗國乎安國止定  
奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木高  
知氏天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏奉御衣波  
上下備奉氏宇豆乃幣帛波明妙照妙和妙荒妙五

色物御酒波賤邊高知甄腹滿雙氏山野物波甘菜  
辛菜青海原物波緒廣物緒狹物奧津海菜邊津海  
菜爾至萬氏爾雜物乎如横山置高成氏獻留宇豆乃  
幣帛乎安幣帛能足幣帛止平久聞食氏皇良我朝廷  
乎常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉給氏自此  
十二月始來十二月爾至萬氏爾平久御坐所令御座  
給止今年十二月某日齋比鎮奉止申

高天原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以氏皇御孫之命波豐葦  
原能水穗國乎安國止定奉氏 高天原に神あつまります皇親しき皇  
祖の男神女神の命を以て皇孫の命は豐葦原の瑞々しき稻穂の國を  
安き國と平けくしろしめせと定め奉りてといふ意此安國云云を考  
には安國登所知食登事依奉氏といふでは右の命乎以氏ちふ言よく

も通らずまして御孫命波といへる波の辭治らずとあり講義に安國  
 と平久所知食止定奉氏といふ意味なりとあるをもても辭を省きた  
 るものと心得べしまた同書に此は皇孫命の顯國を所知して大御世  
 の定れる初を云るなり安國止云云にて文勢落着して下につづかず  
 此までは天皇の御事以下之八神の御在所にて所謂齋戸の事なりと  
 ありたり○下津磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知氏天之御  
 蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏 下の磐石に宮の柱を敷き立て天に千木  
 を高く敷きて殿を建てその殿に日の御蔭天の御蔭と隠り坐して食  
 國をしろしめす天つ日嗣の今日の祭事を稱辭竟へ奉りてといふ意  
 考にこの御蔭といふ下にもまた言のとぶかれたり御蔭といひて上  
 上の如く隠坐氏などいひて且遠長久御食國しろしめすべき天つ日  
 嗣などいひてさて今日祭り奉る皇神たちの事を申て奉る御衣云云  
 といふべしとあり講義にこは神祇官西院坐八神の鎮座す宮居の事

なりかくいふ例は春日祭の詞に天乃御蔭日乃御蔭止定奉豆貢流神  
 寶者云云とあるこれなりこの稱辭竟奉氏より後段なる奉御衣波云  
 云と有をもても天皇の御上を云るには非る事著さを猶天皇の宮殿  
 の御事に稱辭竟奉といふ例なきをも思ふべきなりとあり猶他の文  
 と考へ合して辨ふべし○奉御衣波上下備奉氏 たてまつる御衣は  
 上の物下の物を備へ奉りてといふ意扱て上下につき考には古事記  
 に伊邪那岐命の祓に御衣御裳御禪あり又同記應神に下水壯夫誓霞  
 壯夫云避上下衣服と有て次に其母織縫衣禪云云と有は禪をしたと  
 いひたれどなほそれにはあらでかの御裳をこそ下とはいふべくこ  
 そおぼゆれこも後ながら神に奉るなれば裳なるべしと見ゆ講義  
 に上下とは天皇東宮の御は御衣と御袴なり中宮の御は御衣と御裳  
 なり備奉るとある上と袍フキモノ下衣シモノ單衣ヒトヘモノ表裾ウラヒ下裙ヒトヘモノ袴ヒトヘモノ帷ヒトヘモノ髪ヒトヘモノ襪ヒトヘモノ領巾ヒトヘモノ等  
 に至るまでも男女共に悉く不足なく備たるを云なり古事記に有に

て上下と云事著ければなりとあり記傳に上は衣なり下は袴ありといふと合せ考ふるときは上は衣なること著し下は裳なりといひ袴なりといひ袴及び裳なりといふの三説あれどもこは講義の説によるを穩かなりとす○宇豆乃幣帛波明妙照妙和妙荒妙五色物御酒波既邊高知既腹滿雙氏山野物波甘菜辛菜青海原物波鱒廣物鱒狹物奥津海菜邊津海菜爾至万氏爾雜物乎如横山置高成氏猷留宇豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止平久聞食氏 既に上に述べぬを見合すべし(考に今本足幣帛爾とあるはかなとすと見ゆ)○皇其我朝廷乎常幣爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸爾奉給氏 天皇がしろしめす朝廷を常幣の如く堅磐の如く變りなく齋ひ奉り嚴御世爾幸へ奉り給ひてといふ意後釋に考にすめらがといふことを畧に過ぎたりといはれたるは中々に古言をよく考へられざるなりすめらが某といふこそ古言にて例多けれすめらみことといふことは古言にあることなしとありこ

は後釋に従ふべし考にこは御魂鎮をもとあれば御在所を申すなりとありさもあるべし○自此十二月始來十二月爾至万氏爾平久御坐所令御坐給止今年十二月某日齋比鎮奉止申 此の十二月より始めて來る十二月に至るまでに平けく御坐所に御坐まされしめ給へと今年十二月某日に齋ひ鎮め奉ると申すといふ意扱考に職員令神祇官の條に鎮魂の義解に謂鎮安也人陽氣曰魂魂運也言招離遊之運魂鎮身体之中府故曰鎮魂といへるに事は同じされども此文に御魂ちふ言なくてとかくたえしましゝ所に云云とのみいひては標の言なきとさは何の事とも聞ゆべからず是も拙き之又十二月をしはすといふことしはつる月ちふをを畧さつるの約つなるをすに轉じいふなり月をはふけるはささらぎやよひなどのみいふ類なり此事は荷田大人の言れたりと見ゆ講義に自此十二月は去年の舊きを當年の新しきに改めて納替るを云り來十二月爾至萬氏爾は當十二月に鎮祭

るは來年のなり是以來十二月爾云云と云るなりさて此に付て思ふに古之庶人に至迄も皆此魂祭をば物しけるにや詞花集に曾根好忠「魂祭る年の終に成にけり今日にや又も遙はむとすらんと詠るなど亡魂を祭る事とは聞えざればなり一首の意は魂祭する十二月に成ぬ此事を物するは眞幸くて又來年の今日に逢はむとするならむといふ事なるを思ふに極めてこの鎮御魂齋戸祭を見擬ひ行ふが故ありと御坐所之天皇の御坐所を云にわらず謂ゆる齋戸にて八神殿の御事なり十二月某日は月の中に吉日を擇び用ゆるなり齋比鎮奉止申之十一月鎮魂の御魂匣を右の八神の御坐所の齋處に鎮め祭らせ給ふとありまた同書に此段は彼鎮魂祭の御魂匣を天皇中宮東宮の御魂として八神の御坐所の齋院に平けく令大坐給へと祈申させ給ふなりとあるをもて此條の意を心得べし○此祝詞は議論のあるものにして一は原文のままにて説き一は補ひて説き彼是れ

と人のいふなり祝詞略解にも此詞之考に論はれたる如く不審きこと多かりざるを講義に考の説を謬として本文のままに解たること上に引出たるが如し云云古書はなるべき限り原文のままに解くべくかばゆる故に今姑く據れりなは鎮魂祭のことは講義又伴氏の鎮魂傳などにも委しとあるを以ても知るべし故に讀者必ず意を注ぎて見給へかし

イセノオホミカミノミヤ  
伊勢大神宮

伊勢大神宮 此は天照大御神の宮を伊勢に鎮めましますを以て伊勢の大神宮と申し奉るなり大御神初め崇神天皇六年に倭の笠縫邑に齋ひ奉りたるを垂仁天皇廿五年に伊勢國度會縣五十鈴川上に齋き奉りしことなりこは既に古語拾遺講義古事記講義に述べたり尙詳に知らんと欲りせば延暦儀式帳及び倭姫命世記を一覽すべしまた祝詞講義にも長々しく



解れたるをも見給へかしまた考に説かれたることあれども  
後釋に考にいはれたることどもの中に誤いと多けれども  
はいはずとあるを以て讀者の惑えんを避け考の説は擧げざ  
るなり

二月祈年。六月。十二月月次祭

考に是より下の六の祝詞は伊勢の大御神の宮にむかひて御  
使の中臣の宣申すなりとあり講義に神宮の例年中三節祭と  
云て殊に重みするは六月十二月の月次祭と九月神嘗祭と合  
せて三節なりまた祈年祭詞は既に上に出たる天社國社のと  
朝廷にては等しきを此に又此詞あるは諸社のは神主祝部を  
召上せらるゝを神宮には御使を以奉らせ給ふが爲にこの詞  
を作られたるなりとありさすれば神宮は諸社と異なること  
なれば殊更に丁寧を致し大御神の宮に向ひて御使の中臣の

申す詞なること著し以下五の祝詞もしかなるべし

天皇我御命以氏度會乃宇治乃五十鈴川上乃下  
津石根爾稱辭竟奉留皇太神能大前爾申久常毛  
進流二月祈年月次祭唯以六月月次之辭相換大幣帛乎某官位姓名乎  
爲使天令捧持氏進給布御命乎申給久止申

天皇我大命以氏 天皇が大命を以てといふ意考にこは殊に御孫命  
と有べさに臣民に宣ませる大命の如く有はおはつかなしといはれ  
たれども下りての世となりての文なればいたしがたなし實之神に  
告す詞なれば御孫命とあるぞよろしかりける○度會乃宇治乃五十  
鈴川上乃 度會の縣なる宇治の里なる五十鈴川の上のといふ意度  
會といまは郡名にて古へは縣なりその名義のいでたるは伊勢風土  
記に神倭磐余彦天皇の天日別命に詔して國を求め給ふ時大國玉神

の日別命を迎へ奉るそのとき梓弓を以て橋となし度らしむ愛に大國主神の資人彌豆佐々其比賣命のまゐり來て土橋郷國村村に迎へて度り會ひき因て以て名となすとあればここよりいでたる名なるべし宇治は郷名なり五十鈴川の名義は古語拾遺講義に解けり見合すべし○下津石根爾稱辭竟奉留 下の磐石の許に齋き奉り稱へ辭竟へ奉るといふ意者に石根の下に數言を略き過してことわりなしとあり講義に下津磐根に齋き奉るといふ事なりと見ゆされば少し語を用ゐずは意聞えがたし補ひささるべし○皇太神能太前爾申久天照皇大神の大御前に申すといふ意○常毛進流二月祈年大幣帛乎 恒例にも進る二月の祈年の大幣物をといふ意○某官位姓名乎 爲使天 某官某位某を使としてといふ意例へば神祇官大丞從六位中臣朝臣夫智を使となしてとの義講義に古くは異姓の人をも用ゐられたれども後には中臣一姓の人を以て祭主に補せられて他姓を

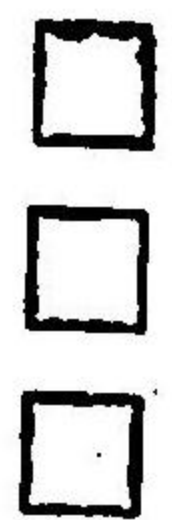
用ゐられぬ事となれりと見えたり職原抄を見てもかくの如くなり  
にけり○令捧持氏進給布御命乎申給久止申 御使の中臣に捧げ持たしめて進り給ふ天皇の御命を申し給ふと申すといふ意者に上の申より下まで三つの申は御使の申すよしなりとあるはしかなり講義に御命を申給とある御命は此詞なる常毛進流三月祈年大幣帛乎云云とあるそれとして事無き状なれど猶足はぬ心ちす此御命と云は例の祈年祭詞第一と其辭分とを指て云ふなるべし然らざれば彼に宇豆の幣帛といひ此に大幣と云て之事別々なるが如くなればなり大神宮式六月次祭の條に先使中臣申詔刀次宮司宣祝詞とあるを思ふに使中臣が詔刀は御詞を幣帛に附て申し宮司宣祝詞は彼祈年月次ともにある詞と辭別とを宣て稱宜内人等に其由を承諾らしめ彼詞と稱宜内人より大前に申さしめ玉ふ事諸社の例に等しかるべし但儀式帳祈年祭の條宮司從版位進告刀申とあると其例も違へるが

如くなりとあるを見れば宮司と中臣との詞の差あるを勿論なれども大神宮式の如く中臣の申す詞は此詞にして宮司の申すは祈年月次の詞と辭別とを宣るものなるべし

豊受宮

豊受宮 考にこと登與字氣なるを與字の約由なれば登由氣と申ぞ古言の例なる然るを古事記の今本に登由字氣と書しは後にもくりなく書そこなへるなるべし又後世登與氣と申はいよ、古言知らず字につきてよめる俗のわざなりとある如く登與氣とよみてしかるべし又同書に大神宮式に豊受大神一座相殿三座この登由氣大神は既に大忌祭の條に申せる如く五の穀を始て上が上下が下まで人の生榮ゆる物の御祖にましせば日の大御神に並次て崇み奉るちふ事諸人のいへるもひとしくまことにしかぞ有べきと説かれたる如く世

に於ても大御神に次ぎて尋み敬ふにてもしらるべしさて豊受宮につき考には問答を作りて解れたともいづれも信じ難きこと多かんめり後釋にも考の説信がたしとあるをもても知るべしされと詳に知らんと欲せば外宮儀式帳を一覽すべし



考に此所に右同祭といふ言落しものなりとある如く或は然らんこれ前後を見ての文の考へなり故に補ふを穩かなりとす

天皇我御命以氏度會乃山田原乃下津石根爾稱  
辭竟奉流。豊受皇神爾申久常毛進流二月祈年  
祭之唯以六月相換大幣帛乎。某官位姓名乎爲使天。令捧持氏

進給<sup>マテマシ</sup>布<sup>マテマシ</sup>御命<sup>ミコトノチ</sup>乎<sup>マテマシ</sup>申<sup>マテマシ</sup>給<sup>マテマシ</sup>久<sup>マテマシ</sup>止<sup>マテマシ</sup>申<sup>マテマシ</sup>。

此詞前條の大神宮の祝詞と同じくして只懸名の詞の差あるのみなり故に別段解を施さずされど度會の山田原といふを考には度會郡沼木郷山田原に坐すとあり扱て此處に鎮坐ましますことにつきては講義を始めその他の書に種々わけつらとれども初學者は惑ふに  
より此に擧げずさはあれども外宮儀式帳によりてさとするべし

四月<sup>ウツキ</sup>神衣<sup>カミミツツ</sup>祭<sup>マツル</sup>

九月<sup>クニナ</sup>准<sup>マツル</sup>之<sup>マツル</sup>

四月神衣祭 考に上に伊勢大神宮と標して二月祈年云云といひ豊受宮と標して右同祭の詔を擧れば是より下には二所大神宮同以此詔但於豊受宮換其詞耳などいふ註あるべきに落たるなるべしとあるを後釋に考の説かなとす四月九月の神衣祭は大神宮祭のみ有て外宮には此祭なきことなるを考へもらされたりとあるを思ひ合せば此祭は豊受宮には

關はらず大神宮にのみ祭らるゝものと見えたりさてまた考に神祇令に孟夏神衣祭義解に謂伊勢大神宮也此神服部等齋戒潔清以參河赤引神調糸織作神衣又麻績連等績麻以織敷和衣以供神明故曰神衣この儀等式に委しさて神服部が織は絹なり赤引糸即亂糸にて參河の神戸より献りて伊勢の多氣郡の服部等服部郷に在て織なり又麻績連等は同郡麻績村に在て麻を以織也式に服部戸二十二畑麻織戸二十二畑と云り此和妙荒妙右二氏の者始從祭月一日織作至十四日供祭其數は大<sup>ニ</sup>神宮和妙二十四疋荒妙八十疋とあり豊受宮の數は式に落たり荒祭の宮の料のみ有六月々次祭に大神宮に赤引糸四十絢度會宮には同糸三十絢とあれは是にちすらへて知るべしとされど講義に四月九月共に十四日にありこは皇大神宮と荒祭宮に限り行はるゝ神事なりとあるを考へ合せれば講義と

後釋とは同説にて考のみ異なりよりて初めに述べし如く大神宮にのみ祭らるゝことと辨ふべしそも、此祭の起りはといふに遠く神代にありて皇大神の高天原にましまししとき桑葉を天香山に殖る養ふ所の蠶の糸を以て織り製るとあるぞ初めなるべきこと古語拾遺古事記に見ゆるにても知るべし

度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇太神乃大前爾申久服織麻績乃人等乃常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎進事乎申給止申荒祭宮爾毛如是申天進止宣人稱宜内

此條も前條と大同少異にして敢て解釋を下さずともよかるべしそ

は既に解きたる語多ければなりされども解かざる語あるを以てをのみ擧ぐべし考に立天とある天は例に違へりとある如く前に見ゆるは立豆とあるぞ多かりけるこれによるべきか○服部 姓氏錄に服部連は天御杵命の裔なりとあり神宮雜例に神服部等遠祖天御杵命とあれば此姓と神別なりけり○麻績 は姓氏錄に神麻績連は天物知命の後なりとあり天神本紀に天八坂彦命伊勢神麻績連等祖なりとあり古語拾遺にも見えれば此姓も神別なり○和妙荒妙 此妙は服部麻績の二氏の織りなすものにて講義に大神宮式に和妙次者服部氏荒妙次者麻績氏とある是なりとあるを以て知るべし○申給久止申 こは宮司の申し給ふと申すといふ意なり○申天進止宣 講義に上あるは宮司の直に神宮に向て申すあるが故に申給久止申といひ此なるは宮司其祝詞を申して後に大神宮の禰宜内人に宣て其宮に申さしめ奉る事なる故に是に於て稱唯あるなり建久行事

記に王串大内人詔刀申彼宮下部俄石とあるは是なりとあるはしか  
 ならん○彌宜内人 考に式云二所大神宮者彌宜大内人毎旬率物忌  
 父并小内人戸人等分番宿直荒祭宮にも内二人物忌小内人各一人と  
 有さて彌宜は職事内人は番上なりとまた天平勝寶五年に大神宮外  
 從五位下神主首名授外從五位上内人物忌男四十五人女十六人授位  
 各有差また文徳天皇元年に伊勢國荒祭月讀瀧原伊雜高宮等神宮内  
 人五人始預把笏あり戸人は神戸の人なりと見ゆ猶次條にある  
 を見合すべし○稱唯 考には稱唯上には落しならんといはれたり  
 さるを講義に考に落しならんと云れたるも儀式帳に宮司常例詔刀  
 申とあるを見落されたるなめり但そを大神宮式に宮司宣祝詞とあ  
 るは此詞は申と宣との二を兼たる故に然云へり其差別は六月月次  
 祭の條に中臣申詔刀次宮司宣祝詞とあるが如く此云分てるに子細  
 あるが故なりと見えたりとすれば考は儀式帳を見もらされての考

と知られたり故にもこのままにてさはることあらざるなり

六月月次祭ミナツキツキナミツツリ  
十二月

考に上に二月祈年六月次祭と標して祝詞あるは最初に出た  
 る神祇官の二月と六月の祭と同じ祝詞有が如し然るをここ  
 に重ねて六月月次祭とて祝詞の異なるをれもふに上なるは  
 天皇の御使中臣の宣詔刀言ここに擧たるは大神宮司の申祝  
 詞也此條また四時祭式の同宮の祭の條にも使の中臣申詔刀  
 次宮司宣祝詞といへる是也其儀は式に六月十六日祭度會宮  
 十七日祭大神宮其儀十五日黄昏以後彌宜率諸内人物忌等陳  
 列神御雜物訖亥時供夕膳丑時供朝膳彌宜内人等奏歌舞十六  
 日平旦齋内親王參入度會宮至坂垣門東頭下興入外玉垣門就  
 座於東殿門内東西各有一殿東殿設齋内親王座左右設命婦等  
 座西殿設女孺等座訖即神宮司執鬘木綿入外玉垣門北向而跪

命婦若女孺出受以奉齋内親王拍手而執著燈神宮司又持太玉  
串著木綿賢木入同門而跪命婦亦轉奉齋王拍手而執捧人内玉  
垣院門就座席一人陪從 避席進前再拜兩段命婦訖玉出授命  
婦命婦受轉授物忌物忌受執立瑞垣門西頭齋内親王還就本座  
然後禰宜乃著明衣衣冠大神宮司著當色並執太玉申禰宜立  
前大神宮禰宜立左次宮司次幣雜物并馬單行陣列次朝使進入  
外玉垣門當内玉垣門並皆跪先使中臣申詔刀次宮司宣祝詞訖  
物忌内人等昇幣帛案入奉置瑞垣内財殿齋内親王并衆官以下  
再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍既而衆官退出即使及宮  
司以下向多賀宮宮王再拜兩段拍短手兩段退就解齋殿給酒食  
訖入外玉垣門供倭舞先神宮司次禰宜大内人幣帛使次齋宮主  
神司次寮元以上一人但件酒立女一人持拍一人每舞了人令飲拍酒  
女孺不參之時用次禰宜大内人妻訖齋宮女孺四人供五節儺次  
禰宜内人等妻子

鳥名子儺十七日參大神宮其儀一同度會宮拜荒祭宮とありま  
た講義に六月十二月月次祭ともに朝廷の御神事は十一月な  
り儀式祭式ともに大神宮幣帛は置別案上差使遣之とあり然  
して其使の致着て十六日は度會宮十七日は大神宮の御神事  
なるなり大神宮式に使中臣申詔刀次宮司宣祝詞とあるを以  
見れば使は中臣氏の人々を任るゝ御定なる事既に祈年祭條  
に云り兩宮ともに儀式帳には宮司の告刀申こところは見え  
たれ使中臣の詔刀申す由は見えす斯在ば當時使中臣は只幣  
帛を奉るのみの御使にて中臣は詔刀を申す事は有らざりし  
なり然れば宮司の宣る所と中臣の申す所と何れか其異ある  
べきに付て考ふるに宮司の宣るは上に出たる六月十二月月  
次祭の條に出たる天社國社と大神宮辭別と此二つにて有け  
るが宮司の宣る所は古くして中臣の申す詞は後に成れるな

りさて古く右の天社國社の詞にて幣帛を進らるゝ由を宣り辭別にて御祈の事どもを申さしめ給ふなるが右の月次祭詞并に其辭別どもに神祇官にて大神宮に申さしめ給ふ詞を使中臣に宣る所にこそありけれ中臣は伊勢に向ひ大宮司をして禰宜以下の人々に宣しめて共々に皇大神の御前に申すことなりしかば其詞を用ゐる内にも其取捨無は有べからず所以に右の月次祭詞を御前にて申す時には何社と雖各その異なるべき也然れば上に出たる二月祈年六月十二月月次祭詞の如きは必ず古來より用來る所なるべきなり然れども其辭別に至ては文を甚く換られて神宮にて其句を採て天津祝詞の太祝詞と云て其詞の中に加たりし事此月次詞の如しされど此二詞どもに延曆以後に定めりときこえて体裁甚古くもあらざるは式に使中臣申詔乃宮司宣詔詞とある如く成れ

る頃の所業なり是以て上に六月月次祭詞と辭別て有て此に六月月次祭詞と辭別と同じ事の二つあるなりと見ゆかく二書共に辨べられたる如く月次祭の二ヶ所にあるは一之使の申し一は宮司の申すことにて題名こそは同じけれ申すことば之異なるあり故にまよふことなかれ

度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇太神乃前爾申進留天津祝詞乃太祝詞手神主部物忌等諸聞食止宣禰宜内人等共稱唯

度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留 度會の宇治の五十鈴の川上に大宮柱を敷き立てて高天原に搏風を高く著して殿を製り稱辭を竟へ奉るといふ意講義に此詞は上なる二月祈年六月十二月月次祝詞を御使の中臣の申異て後



に大神宮司の宣る所なり此を宮司より神主物忌に宣聞すれば此に於て稱唯ありて共々に皇大神の大前にその天津祝詞の太祝詞を申すなりとあればかく順次に爲すものと見ゆ○天照坐皇大神乃大前爾申進留 天照しまします皇大神の大前に申し進るといふ意○天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣 天つ祝詞の太祝詞を神主部物忌等の諸人聞き給へと告ぐといふ意講義に次なる御壽乎手長乃御壽止如湯津磐村云云の文をいふなりとある如く太祝詞之次條にあるを申すなり神主部とは講義に禰宜と更なり内人物忌どもに荒木田氏なる部を云る之下に禰宜内人等共稱唯とあるを照應て曉るべしされば物忌にて神主姓なるは上の二に属る者なり所以に稱唯せざるにやあらむ禰宜神主と内人神主と物忌神主と三種あるが故に部と云りさて禰宜内人は職名にて神主之朝臣宿禰等の姓の如し皇大神にては荒木田氏の人々悉く神主なりとあるを見れば神

主に禰宜内人物忌荒木田等の四種あれば神主部といひたるなるべし部は部曲にて群の意なり物忌とは講義に雜例集なる大同本記に神主乃女子等未婚乎物忌附定云云物忌子乎御饗殿奉入天云々物忌去出神主物忌手率とあるが如し未幼少なるをもて其文も共に仕奉るなりとあるを見れば物忌と幼少の女子をいひしなるべし此女子はなにをなすやといふに神を祭るとして供へ進る御饗以下の物を齋み清め作り仕へる職なり諸聞食止宣と講義に大神宮司なる人朝廷の大御命を受賜はりて其天津祝詞を自らも此を申し進り又神主物忌等にも傳へ申さしむる由なりとあると此宣命にてもしられたりさて此宮司は京より赴任して二所大神宮の神封神戸を奉行する職掌とぞ○禰宜内人 考に大神宮式に内宮には禰宜一人位從六大内人四人物忌九人位從八父九人小内人九人外宮にて禰宜位從八大内人四人物忌六人父六人小内人八人他宮にて禰宜なし大内人二人

物忌父各一人などなりと見ゆ講義に禰宜内宮は荒木田外宮は度會の氏人なりその荒木田は大見通命の裔度會は大君子命の裔なり大神宮式に大神宮禰宜一人位從七度會宮禰宜位從八とあることなれども思詔ありて次第に加級すれば五位にも至る云云内人は大神宮式に大内人四人小内人九人とある是なり是れ荒木田宇治二氏を以て補せらるゝ定りなりとされば禰宜内人は神主の中にて補せらるゝものと見えたり而して物忌は幼少の女子をいふべきが神宮式に物忌九人童男一人童女八人とあると合せ考ふるときは男女の兒童に通はたる名稱の如くはるゝなりされど男一人女八人とあれば元は女子のみの稱なりけんを男兒を雜へて物忌と唱へたるにやまた續紀天平勝寶五年に物忌男四十五人女十六人に位を授くること見ゆめれば益男女を通じて物忌とはいひたるならんこと著し

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐

村常磐堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇  
 子等乎毛惠給比百官人等天下四方國能百姓爾至  
 万天長平久作食留五穀乎毛豐爾令榮給比護惠比幸  
 給止三郡國處處爾寄奉禮留神戶人等能常毛進  
 留御調絲由貴能御酒御贄乎如横山置足成天大  
 中臣太玉串爾隱侍天今年六月十七日乃朝日乃  
 豐榮登爾稱申事乎神主部物忌等諸聞食止宣神主部  
部共荒祭宮月讀宮爾毛如是久申進止宣神主部  
稱唯天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐爾伊賀志  
 御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給比 天皇が御命にまします御  
 壽命を長久の御壽命と五百箇の磐の群れたることごとく常磐の  
 ことごとく堅き磐の如く變りなく嚴し御世に幸を與へ給ひ生れましま

す皇子達をも恵みあはれみ給ひといふ意さて講義に此文の如くにては足はず儀式帳及行事記には常磐爾堅磐伊爾波比志給比伊賀志御代爾云云とあり此方にて能く通えたりとわれど原文の儘にてもその意は含めりざるを補ひて見ばさらなりまた同書に阿禮坐皇子云云之儀式帳には阿禮坐皇子等乃大御壽乎慈比給比とあるといはれたれどもここもその意は含めり如何となれば前に天皇の御壽とあるなればここに略きたるべしざるを補ひて見ばよく解することを得るなり○百官人等天下四方國能百姓爾至万長平久作食留五穀乎豐爾令榮給比護惠比幸給止 百官人等并に天下四方の國の人民に至るまで長く平く作り食る五穀をも豊に榮えしめ給ひ護りめくみあこれひ幸へ與へ給へといふ意者に作食留をつくりをせるとよませたりその註に食をば乎須と云ど古言なる今本の訓は誤なりとありざるを後釋に作食留は都久理多夫留と訓べし故留字あるな

りたぶるといふ言續記の宣命などにも有て古言なり今世の言にもたべるといふ是なりとまた講義に行事記にあまた此言の出たる中に食倍留とあり全くたぶると唱へたりし證なりとあるを以てつくりたぶるとよむかたに従ふべし五穀乎云云は講義に行事記を引きて五穀乎豐稔爾恕奉給とも五穀豐饒爾恤幸奉給などもありといはれつれども此文と強ちに異なることなし○三郡國處處爾寄奉禮留神戸人等能常毛進留御調絲由貴能御酒御贊乎如横山置足成天 度會郡多氣郡飯野郡の三郡國々處々に寄せ奉れる神戸の人等の常も進る御調の糸并びに齋の御酒御贊を横山の如く置き足はしてといふ意三郡は考に度會郡多氣郡飯野郡の三つなり全くこの大御神へ寄奉り給へる神の御縣なり講義に此三郡のことを三神郡とも三箇神郡ともいへりまたいはんに伊勢には上の三郡のみに限らず飯高登志安濃鈴鹿河曲桑名の郡ありけれどももえらと定められつるは

三郡なりかく考にもいこれたりき國々とは考に大和に十五戸伊賀に二十戸志摩に六十六戸尾張に四十戸參河に廿戸遠江に四十戸是等を大神の御厨の戸といふなりとあるをもて知るべし處々とは大和の宇陀郡に二町伊賀の伊賀町に二町伊勢の桑名鈴鹿阿濃壹志飯野度會郡々の中に四十二町一段なり是を大神の大御田とすと考に見ゆればこれらを處々といひしなるべし神戸人との神田に附きたる百姓にてその百姓を神戸といふ故に神戸の國々處々にあるをもて人等といひたるなり御調糸は神戸より大神に御調く糸をいふなり由貴能御酒御贄考に由貴は齋なり凡の御物の料とはことにて神饌に供るをは右の神田に依るに始より齋清まはり御贄の物も然して奉るなりとあり講義に由貴之御酒と御贄とに係たるなり二所大神宮ともに年中齋慎て供奉る中に殊に此三節祭之重き御祭なるが故に朝大御饌夕大御饌以下の供進物をすべて由貴とは云なり止

由氣宮儀式帳六月に始亥時至于丑時朝大御饌夕大御饌二度間量供とある本註に此號由貴と記しその仕奉る所を湯貴備奉所といひ皇大神宮儀式帳にも此以十六日夜湯貴御饌祭仕奉と記し其料の稻を收るを湯貴の御倉と云り此則大御饌を本として其他一も及ぼせるなり大嘗會に悠紀主基といふ由紀を天武天皇紀に齋忌と書れたるこの字の意にて齋慎み清り竟たるをいふなり御酒は大嘗祭に白黒の大御酒を奉る如く神宮にも黑白の大御酒の事あり儀式帳に酒作物忌云云酒釀備供奉とあるこは行事記に黒志乃御饌と云る是なり清酒作物忌云云碓春白御酒備設作奉とあるは行事記に白志乃御饌とある是なり清酒とあるは白御酒の事にて止由氣儀式帳に火無清酒と云と同物なり今世甘酒といふ物此類也黒酒は今いふ清酒にて止由氣宮儀式に火向神酒といふ是なるべし御贄は御饌之更にも云はず海山の味物を云なりとある如く由貴は齋み清むることにて潔齋といはん

が如し横山を考には山海とありざるを後釋に考に山海と改められたるをあぢきなしかかるたぐひは皇國の言のままに書るも例多きことなりかしとありさらば海山と改めつらんか置足成天後釋にこは心得ぬ書ざまなり足瀝とあると高成とあるとを合せて書るなるべしたらなしといふ言は有べくもあらずと講義に世記に置足天と見ゆ行事記に載する置所足氏とあれば例の如くタラハシテと訓べしとあり此言は既に高成といふ所にてよみさまのことを述べたるが如くタラハシテとよむべし後釋の説は味ひなし○大中臣太玉串爾隱侍天今年六月十七日乃朝日乃豐榮登乎稱申事乎神部物忌等諸聞食止宣 大中臣の宮司の玉串を捧げ持ちその串に隠れ侍る即ち覆ひ垂れたるに隠て今年六月十七日の朝日の豊に榮え映え登る如く贊辭を申すことを神主の部曲并ひに物忌等の諸人聞き給へど告ぐといふ意大中臣は考に御使の中臣をいふ神祇官に任る故に大中

臣といふといはれたりざるを講義に考に御使の中臣と云と云れたれども然にはあらずこれ大神宮司をいへりそは大神宮神封の荷前御酒御贊を禰宜内人以下人々を率ゐ參て太玉串の前にうづくまり居て其由を申し進ることを云なりとあれば大神宮司を云へる方よろしまた前文を見ても宮司の方を穩かなりとす太玉串とは考に式の此祭の次第に著木綿賢木是名太玉串と註せるとあるにて賢木に木綿のつきたるものをいふなりさてここに考には其言の下に大神宮司并執太玉串とあり御使は玉串を執事見えすといはれたる中臣を使者と思ひ誤りたるよりかく疑ひの出でたるなりここは大神宮司の執りたるなれば少もわだかまらずなし後説即ち講義の説を是とす後釋にすべて玉串といふ玉と借字にて手向串といふことなり太玉命といふ名も手向の物を執持給ふ神なるを以て負給へるにて太手向命なり云云榮樹を玉串といふ手向る木綿麻などを着るを以

てなりとあるを以て玉串の名義をさるべし○神主部共稱唯 大神  
 官司の神主部等に告げ給ひしかば神主部の共に唯々と應ふるなり  
 ○荒祭宮月讀宮兩毛如是久申進止宣 大神官司の神主部等に荒祭  
 宮月讀宮にもかくの如く申し進れと告ぐといふ意講義にこれ右二  
 宮にも此天津祝詞を申して幣帛を奉れと大神宮の禰宜内人等に宣  
 るなり度會宮には多賀宮にも云云 若くて此詞を其祭日に持參て其  
 大前に申す事なり儀式帳に記さずと雖止由氣宮儀式帳に以十七日  
 高宮祭供奉告刀申とあるにて知れたり大神宮年中行事十七日高宮  
 御祭事堀事之禰宜 申 十八日荒祭宮御祭事玉串大内 と見えたる是な  
 り儀式帳に以十九日未時月讀宮祭行事四神殿在西宮二殿一殿坐伊  
佐那美尊靈 東方二神殿在之中一殿坐月讀神一殿坐同神荒魂此先西  
 宮拜畢即退東方向禰宜告刀申申畢朝廷幣帛拜御馬等波即其宮内人  
 爾預供奉とあり若に御使及官司以下向て拜はわれと詔刀はここに

て申のみと見ゆ然れば内宮の神主部此稱唯をす外宮の多賀宮これ  
 になじとありされば荒祭宮月讀宮にも大神宮に申しし太祝詞を  
 申ししことなるべし故に申進止宣といふ文のあるなり○神主部稱  
 唯 先きに唯々と應へしかばまた此處にて應ふるより亦といひし  
 なり神主部の唯々と稱ふる意なり

九月神嘗祭オカツキカムナメノツリ

九月神嘗祭 神嘗祭は伊勢の神宮に於て今年の新穀をもて  
 なせる御酒御饌を供するなり即ち神宮の新しきものを聞食  
 すより神嘗と稱へしなりさて神祇令に神嘗祭とあり義解に  
 謂ふ神衣祭日便即祭之とあるを見ても文武天皇の御宇より  
 以上にも行はせられしとは明らかなるべしと崇神天皇  
 以前神鏡天皇と御同床にましませしときと別に神嘗新嘗と  
 わかりなかるべきを神宮を他に遷させ給ひて後二儀式とな

りたりよつて神嘗祭と申して本年の新穀を奉りしこと御世御世の恒例とぞなりにける故に公事根源には續日本紀の元正天皇養老五年九月十一日天皇内安殿に出御あり使をして幣帛を神宮に奉らるゝといふ文を引きて幣を奉る始めと記しあり之によつて按ずるに此祭は垂仁天皇の御宇より起りて文武天皇の御宇元正天皇の御宇に式典の法を立てられしなり然らば神祭に奉る御酒御饌の祭事古くよりありさつるものなるが使を遣されて幣帛のことありしは神宮を他に遷され給ひしとき起りたるなるべし而して後式典定まるや此儀いと嚴そかにして其祭の月に入るときは一日より十一日に至る間致齋をなして十二日の朝解齋すより一日より僧尼重輕服等の人は參らず但し行幸のなきときは眞實御身の潔齋は十日よりあり即ち御當日八省院に行幸せしめて

發遣の式を行はせられ若し八省院にさはりあるるときは神祇官廳にて行はせらるゝなり又其使は大政官に於て預め五位以上の王四人を卜定して其中卜に合へるもの一人をさしつかはさる使定まりたるときは即日出發し十六日度會の神嘗祭あり十七日に太神宮の神嘗祭を行はせらるゝなり爾後多少の變遷はありつれどもかたの如く行はせられたり扱考に大神宮式に九月神嘗祭但朝廷幣數大神宮御衣三匹彌宜五月收封戸糸織造所云云式に又云米三石三斗酒米拾石雜供料米廿五石鹽織造所神酒廿三斗諸國以神稅釀造小稅二百三十束以把爲大稅一百八十束爲束云斤稅一千二百廿二束斤は此外種々あり度會宮同祭に御衣二疋同上云云云同上小稅一百廿束大稅八十束斤稅八百束此外其數は減めれど皆そきはれり兩宮攝社にも各進るもの有りかくて左に曰右月十六日祭渡會宮十七日祭

大神宮禰宜大内人各著明衣分頭左右宮司立中次使忌部捧幣  
次馬次使中臣次使王入就内院版位使中臣申詔刀亦神宮司宣  
祝詞餘儀同月次祭とあり講義に二所大神宮ともは年中諸祭  
中に三節祭を重としその三節祭の中に此神嘗祭を以殊に重  
くする所なり續紀に延暦九年九月甲戌奉伊勢大神宮相嘗幣  
帛と見えたり朝廷に於ても其式甚嚴重なり幣帛使を立らる  
大内の御神事の祈年月次神嘗ともは中紀の一なり諸司此爲  
に齋し又廢務なり是を以て今日の御神事の他に異なるを知  
べし全く皇大神を尊み奉り給ふ餘りに今日は兩宮に限れる  
御祭なり四時祭式に神嘗祭の條に右當月十一日平旦天皇臨  
大極殿奉幣儀式見其使諸王五位以上及神祇官中臣忌部官各一  
人給當色執幣五人使從者各給潔衣布一端但齋王參入之時就  
御座於大極殿儀式見とありて齋内親王伊勢に趣かせ給ふ年に

は大極殿にて行れ八省院に障ある時之神祇官廳にて行たる  
ことなり云云公事根源例幣の條に一日より今日に至るま  
で僧尼輕重服の人參内せず是は大神事ある故也例幣と伊  
勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふ毎年の御事なるに依て例幣と  
は申すなり云云同書に養老五年に始て官幣を被奉と有こそ  
疑之しけれこは續紀に養老五年九月乙卯天皇御内安殿遣使  
供幣帛於伊勢大神宮并以皇太子女井上内親王爲齋内親王と  
あるをいはし事始と云べきに似たりと雖例幣の事は其後の  
紀文とても載られず此は齋内親王を進らるゝに就て其例幣  
の事を云るなれば此を立て始とは定め難かり既に夫れより  
以前に出來たる大寶令に季秋神衣祭神嘗祭と相並記された  
るを思ふべしこは甚も久しき神代に起りたる事にて中々人  
世に定る所ならず天皇の同大殿に座し程は天皇の新嘗と皇



大神の神嘗と同時に有て行はれたるなり神宮を伊勢に定められたるより九月と十一月に相分たせ給へる事既に大嘗祭の條に云るが如しまた四時祭式に伊勢大神宮神嘗祭云云上に考に擧げられたれば再び掲げずとある大神宮式に朝廷幣とある是之此詞に常母進流九月之神嘗乃大幣乎云云令捧持氏進給とあるは此を云なり大神宮式に使中臣申詔刀とあるは此なる事儀式に好申豆進禮とあるにて知られたり又同式に九月神嘗祭とある幣帛は大神宮司の宛奉る所にて其詞はこの次に見えたり宮司宣祝詞とある是なり又同式に九月神嘗祭と幣物の事を記せる終に右月十七日祭大神宮禰宜大内人各着明衣分頭左右宮司立申次使忌部持幣次馬次使中臣次使王入就内院版位使中臣申詔刀訖亦神宮司宣祝詞餘儀同月次祭と見えたり右は幣物の例なりといへども大神宮に寄奉

る三箇神郡并六所神戸及諸國神戸の調庸田租を貢奉る其御祭なり荷前と云之先づその先荷を奉ることにて祈年月次祭詞に荷前者皇大神乃大前爾如横山打積置氏殘乎波平聞看とある是にて皇大神の神嘗は九月を以奉らせ給ひて天皇の大嘗は十一月に聞看す御事なりこの九月と十一月とに定れることと師説に神宮のは古建子の正月なりし頃の十一月を以祭られ朝廷のは建寅の正月を以數ふる十一月を以聞食す由弘仁曆運記者に云れたる實に然る事なりとあるを以て神嘗祭の儀式起原之詳を知るを得べし

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭  
 竟奉流天照坐皇太神能大前爾申給久常毛進流  
 九月之神嘗乃大幣帛乎某官某位某王中臣某官

某位某姓名乎ツカヒトシ爲使氏イム忌部ヨロ弱肩カダニ爾ニ太禰フタ取懸トリ持齋カケテ持齋ムネ  
波里令ハ捧持ホ氏シ進給布マ御命乎ミ申給久止申マ

皇御孫命御命以 此段も上に既に述べたる語句多ければ解を下さず只神嘗といふ義につき講義に説かれつるを擧げむこは神封神田より神宮に貢奉る當年の新物をもて祭り奉るが中に新穀を以始めて大御饌に忌炊き奉り又白黒酒に醸し供奉る神嘗なるが故に神嘗と云て朝廷の新嘗と其事異ならずとあるは余がさきに述べつる説と等しきなり

豊受宮同祭

豊受宮同祭 此祭は前條の祭と同じきなりされど此宮は十六日に祭事あり大神宮は十七日に祭事あるなり

天皇我御命以ミ氏シ度會能ツ山田原爾ヤマノハラニ稱辭竟奉流ナヅケ皇

神前爾カミノ申給久マ常毛ツギ進流マ九月之神嘗能ツキ太幣帛乎オホ  
某官某位某王中臣某官某位某姓名乎ナ爲使氏ツカヒ忌部ヨロ弱肩カダニ爾ニ太禰フタ取懸トリ持齋カケテ波理令ハ捧持ホ氏シ進給布マ御命乎ミ申給久止申マ

此段も前段と同じきなりされど考の頭書に右の五十鈴宮にて之皇御孫命と申し山田原にては天皇と宣せらるゝは此頃に至りては豊受皇神として祭り給ふ故とも云べけれど上の詔刀どもは然分てる由も見えぬべ此詔刀書る時々の違みならむとあり講義に大神宮のには皇御孫命大命以とあるをかく異なるは後れて出来るからむかとも思へども然に非ずかにもかくにも云る其頃の習俗に依れるなりとありかくの如く二書共にいはれたる如く大神宮のと豊受宮のとの書出しの差あるは習俗に依るとはいひながら時勢の然らしめ

し所業なるべし皇神と豊受の皇神を申し奉ること之後紀天長三年の告文にあるを始めとして爾來用ゐられしなりそはまた講義にい  
はれたり

同神嘗祭

同神嘗祭 此祭の詞六月月次祭の如く大神宮司の宣る所なり考に是は既にいへる如く大神宮司の宣る祝詞なり然れば其事註すべきを落たるにやと見えたり講義にこは二所大祭宮に通じて申詞なる事六月月次祭に於けるが如し此なる同字は上の二つを合せて受たること既に云り六月月次祭どもに同祭の祝詞なるを別條に出されたる事は上なるは使中臣申す所にして唯幣帛の事を稱り此文は大神宮司の宣る所にして御酒御饗懸税とを擧て神嘗の由を云るなりとありされば此二書に於て大神宮司の宣る所は知るを得るなり考に註

す云云といはれたるはいかにや

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏。高夫原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇太神乃大前爾申進留天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣等共稱唯人天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給比百官人等天下四方國乃百姓爾至萬天長平久護惠美幸倍給止三郡國國處處寄奉禮留神戶人等能常毛進留由紀能御酒御饗懸税千稅餘五百稅乎如横山久置足成天大中臣太玉串爾

隱侍天。今年九月十七日朝日豐榮登爾。天津祝詞  
乃太祝詞辭乎。稱申事乎。神主部物忌等諸聞食止  
宣。爾宜内人荒祭宮。月讀宮爾毛。如此久申進止宣。神主部  
等稱唯

此段の全文大略六月月次祭と同じさまなれば解を下さずすべて彼  
れに准へてささるべしされどもいまだ解をなさざるもののみをど  
りて説くべし考に太敷立天ここに氏と有はわろしといはれたれど  
も既に六月月次祭の條にも天の字ありまた考の本文の月次祭(六月  
の條にも天の字を入れられたりされば天の字ありても差支なし考  
の説は非なり○護惠美幸倍給止 後釋に幸比給止の比字はひがこ  
となり倍とあるべきなり比にては自他のたがひあり上の六月月次  
祭詞に倍とあるを正しきと見ゆざるを考本には幸比とあると非な  
り平田本倍に作るこの方に從ふべし○懸税 考に税の本をいは  
賦役令義解に凡官稻之源出自田租即分爲三一日大税二日穀穀三日

郡稻也此税之一國一國に貯置也たとへば十五萬束の稻を民に割付  
て貸その元を大税といひて毎年に不動おくなりさて貸たる利を取  
て京へ上る是を穀穀といふ穀にて上る故の名也右の大税を田力と  
いふは春百姓のかりて田を耕す力とするよし也然るを神田の稻を  
貸こととなければここには公田の税の名を借て書しのみさて既に  
前條に大神宮式を引が如し五十鈴の宮に小税二百三木束大税一百  
八十束片税一千二百二十二束とあれば如横山積置べしそれを懸税  
といふ事いふかしくて伊勢人に問に此祭は新稻の類を束ねて竹  
に著て敷多進るといへりさらばその懸て奉りしを大前に立おくを  
も如横山といふべし古きもの語文などにも此事あり又田舎にて新  
稻を小竹の末に著て初穂とて奉る事あるも是に似たりと見ゆ購義  
に懸税は世記に所謂懸久真なり大神宮儀式帳に細税大半片太斤と  
いひ止由氣宮儀式帳に細税稻大税稻懸税稻といひ大神宮式に小税

大税片税とありて合て三等なり細税細税細小税同し事合せし見く大半斤大半  
懸久真と云は右の三等乃差別を立すしていふ稱なり世記に援穂爾  
令援天皇大神御前爾懸久真爾懸奉始支云云千税奉始事因茲也と見  
えたり懸久真とは懸米といふ事ならむ和名抄淡路國郡名に神稻久  
萬之呂とあるも何れか神封の田地に付て號たるなるべし云云世記  
に先穗乎援穂爾令援半分大税令刈皇大神御前懸奉拔穂者號細號大  
刈大半氏御前懸奉仍天都告刀千税八百税餘止申豆仕奉也云云この  
趣にては此一基にして千穗八百穗に茂れるを拔穂に令拔て細税と  
名つけ其を一束とし大茹と云その半分を束ねて大税とも大半とも  
號たるなり細税は大神宮儀式帳及大神宮式ともに以一把號一束と  
あり斤税一束を十分たる一なり大半斤又大税とも云細税に對せる  
なり儀式帳及大神宮式ともに大税以五把爲束とあり此を二合すれ  
ば一束となるなり大半斤は止由氣宮儀式帳にただに懸税とあり打任

せて世にいふ一束なる故に別に各目を立ざれども細税大税と云に  
對して大茹とは云初しなるべし云云さて懸税は内外の玉垣に懸奉  
ること二所大神宮儀式帳に見えたる所なるが神田の新稻は拔穂の  
任に正殿の下に置奉り御倉に納奉る例なり云云此神田の拔穂稻は  
右の細税大半斤大半の外也と見ゆ此貳書によるときと懸税は本年  
收獲の新稻を懸け奉ることよりいひ初めし言なるべし○千税餘五  
百税は數の多きをいひたるにて數の千有五百といふにあらす講  
義に行事記に千税餘八百税といへりとあるを以ても證とすべし○  
九月十七日 考に豐受は十六日ちふこと畧て注さずとある如く九  
月十七日と神宮はなり故に此處に十六日といふ語あるべきなれど  
も此文は神宮のに作りたるなれば十七日とかかれたるなるべし豐  
受の宮のときと十六日と文字を換ふるならんかかるものから畧さ  
て注されざるなり

齋内親王入奉時

齋内親王奉入時 考に奉入齋内親王時詞進神嘗幣申也と題号  
 をたてられたり而して今本に齋内親王奉入時進神嘗幣詞申  
 畢次即申云辭別云云とつづけて書しは後人のわざと見ゆ仍  
 て字を置なほしつといはれたり講義に此は神嘗祭詞の辭別  
 なるが故に齋内親王參入時詞と記さず次へ直に續けて有  
 つるを何時よりか別行に分ちて終に此詞の題號の如くなれ  
 るなり故今も本のままにして改めずとあり此に依て考ふる  
 ときは神嘗祭の辭別たることはさることにてこれをも題號  
 の如くなしたるは下りての世に於ての業なるべしかく題號  
 となされつる故に考の説の如く文字を置なほさずはなるま  
 じくなんなかれば此處と古く見て本のままにてありぬべし  
 必ず考の説の如く改めずもよかるべしいま暫く講義の説

に従ふべし平田本には文章の綴り講義と同じければこれに  
 よりてかかけしなり

さて齋内親王といふことと講義に齋内親王と聞ゆるは皇御  
 孫命の御手代として掛卷もいとも長き天照大御神を齋奉ら  
 せ給ふ由に縁る稱なりとある如く皇大神を齋き奉る内親王  
 (天皇の)のとなへなり其始めは皇大神と皇御孫命と同じ大殿  
 同じ御座に坐まして神物官物未だわきためあらざりし閻皇  
 女等の其祭祀を主りましし故を以て崇神天皇の大御世より  
 こなた皇女を託し奉り給ふ常典となりけるならしと講義に  
 見ゆる如くにて古語拾遺古事記を見ても知らるゝなりその  
 齋内親王と神宮に入れ奉ることにてこの奉入の文字と講義  
 に本に奉入とあれど今之出雲本に參入とあるに従へりそと  
 齋宮式に卜定吉日臨河祓禊參入於伊勢齋宮とも九月神嘗

祭使に當齋王參入之時即倍從參入とも書る例あればなりとこれ理なきにあらざれども衆本のまゝにていまは改めずさてこの齋王となるべき者之齋宮式に凡天皇即位者定伊勢大神宮齋王仍箇内親王未嫁者ト之とあるにて齋宮の資格はよくしられたり而して齋王に簡ばれてより公事神事のあるとは式に委しまれたその有様は榮花物語大鏡源氏物語等の書に出づるを以て證とす但し考に齋王あらたまり立給ふ時之九月の初の間齋宮へ下り著ましてこの神嘗祭に初て仕奉り給へり故に神嘗祭奉る詞に次で此詞は申させ給へりさて齋王に立給ひて初め野宮に坐すこと三年その三年に當る八月の末に京を立まして九月のはじめに伊勢へ至り給へること後の記どもに見ゆ入給ふ日はトへて定む仍て朔日或は四日なども有しされども是は後の定めにて古へ天武天皇の御時

は十月元正天皇の御時は四月聖武天皇の御時は九月を伊勢の齋宮へ入給ひしとあるにて王の潔齋より參入のことまでの概略をこれにてしらるゝなり猶物語雜史を合せ見るべし

進神嘗幣詞申畢次即申云辭別氏申給久今進流齋内親王波依恒例氏三年齋比清麻波理氏御杖代止定氏進給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾常磐堅磐爾平氣久安久御座志米武止御杖代止進給布御命乎大中臣茂杵中取持氏恐美恐美毛申給久止申

進神嘗幣詞申畢次即申云 神嘗幣を進る詞之申し畢りぬ次に即ち申して云はくといふ意講義に此まで題號なりさて詞を神嘗の詞分

として奉始たるは元慶の度にや在けむ然ればこそ此儀式にも載せられざるなりけれ三代實祿元慶三年九月九日丙申伊勢齋内親王入齋宮是日<sup>中</sup>天皇御豐樂殿令發齋内親王天皇喚中臣云云右大臣代天皇勅曰常毛發遣留九月神嘗幣帛曾汝中臣如常久申天奉進禮止宣云云又勅令奉進留齋内親王波此依恒例天三箇年間波齋清天天照大神乃御杖代爾定天奉進留内親王曾中臣宣爾告介申天奉禮止宣云云とあると神嘗の幣帛使に齋王を託たまふ事の物に見えたる始なりと記されたるは此段の趣きを知るに足れり且つこれまで題號の如くせられつることは先に述べたるが如し○辭別氏申給久今進流齋内親王波 これより辭別の本文なり辭を別て申し給ふ只今進る齋内親王はといふ意講義に辭別立申給久は上の九月神嘗祭詞を申舉て次に此齋内親王を奉らせ給ふ事を申させ給ふなりとある如く奉進のことをいはれたるなり又同書に今進留は齋内親王初めて神嘗の

祭場に參入給ひて其儀式に預り奉仕らせ給ふその現在奉進るといふ義なりとあるにて著きなり内親王波の波の字は後釋に此波てふ辭はかならず乎とあるべきことなり齋内親王乎云云御杖代止定氏とつゝ語なり波にてはかなはずといはれたり考には齋内親王波乎と書れたりさるに他の本には波とのみ記されたりそもも波と事物を各自に差別する意のものなり故に齋内親王はととり別けていひたるありさるにをとなすときは意少しく異になるなりをば事物を處分する意のものなれば此處は波の字を換へずともよかるべし○依恒例氏三年齋比清麻波理氏御杖代止定氏進給事波 恒の例によりて三年齋み清めて天照大御神の御杖代と定めて進り給ふ事はといふ意考には依恒を仍恒と記され而してこれは仍例二字にてあとのまゝにと唱ふるぞ古言なるを後に拙くなりしなりとあるはさることなれども此處はまづツ子ノタメシニヨリテと訓べきこと



にこそ清麻波理は潔齋することにて考に大和の都にて之泊瀬に初  
めの齋宮はわりき山城の都となりては野の宮なりといはれたるが  
如く潔齋する場所は今の京となりては野の宮なり御杖代之考に垂  
仁天皇紀小に以倭姫命爲御杖代貢天照大神新撰姓氏錄に山猪子連  
等仕奉上官皇太子御杖代などありと見ゆ講義に御杖代之御杖實な  
りさて御杖とは皇大神宮の御杖代と申すことにて天皇の御杖の意  
にわらず此は其御手に附て傳き奉る事を云なり儀式帳大物忌職掌  
の條に此皇大神乎項奉齋内親王朝廷還參上時爾云云以川姫命大神爾  
令傳奉豆從其時始氏大神專手附奉氏令傳奉とあるをもて其御杖代  
の意を思ふべし然れば代は物實禮代などの如く其下に添云にて御  
杖は皇大神に係り代之齋王に係りたること明けしとありこれによ  
りて考ふるときは皇神の御杖となる齋内親王の義にて皇神を御世  
話申し事を取扱ふ人と見ゆるなり○皇御孫之尊乎天地日月止共爾

常磐堅磐爾平氣久安久御座志米武止 皇孫の尊を天地日月と共に常磐の  
如く堅磐の如く變りなく平けく安けくおましまさしめむといふ意  
尊の字につきては考に祝詞には古のまゝに命の字を書しをこゝに  
のみ尊の字を書しはいかに日本紀に尊の字を分て用ゐしと漢文を  
うつして字を目じるしとせしなり今は皇朝の文なれば古事記にな  
らひて命とこそ書べかりけれとあるはよくいはれたりこれ改めま  
すし後釋にみことに尊字を書ことは古はなかりしことなれども書  
紀に書き始められてより後はこれをかくも常の事にてそれもわか  
くるしからん然るを考に此字あるたびごととがめらるゝとあぢ  
きなき論也といえられたれども御國の事を思ふあまりにいはれたる  
にてまたとがめずともよからんかし堅磐爾の三字のみ考の本文に  
記されたり而してかきとにどのみいふ言はなく此上に常磐爾の三  
字を脱せしものならむとさはあれども平田本に之此三字をのせら

れつれば此處に加ふるぞよろしかるべき御座考の本文に御座坐とありその注におはしましと御坐の二字にて足れば他皆しかりこゝに之座の字あまれりまた頭書にこのおましと御席なりますは申を畧る言にて申と崇めたる言也それを古へより畧てましとのみいへるに御座とも書を見ておはしますと書時はとて御座坐と書しものなり後釋にもまた御座坐とかけりこはおはしましたさしめむと訓べし大坐坐といふ言古書に多く例あることなるを考に座字あまれりといこれたるはいかにぞや頭書の説もいたくたがへり中昔よりの言におとしますといふも大坐坐のづゝまりたるなり保麻は波とつゝまるなり古今集のはしの詞にはおましましたもあるそれもおはしましとあれども常におましましたとよむを以てこゝもかくよむべし平田本に御座とあれば文字はこれに従ひて書せり○御杖代止進給布御命乎 御杖代と進まり給ふ御命といふ意講義に

上に御杖代止定云云の結び也御命は群行の時天皇の中臣を喚て仰玉へる御命にて江次第に又勅令奉進齋内親王者此依恒例氏三箇年間波齋清氏天照大神の御杖代仁定奉進内親王曾中臣宜久吉久申豆奉禮止宜とあるそを受賜たりて中臣の此詞を以て皇大神の大前に申すことあるにて詳に知られたり考にいはれたる説われどもいかゝあらん○大中臣茂粹中取持氏恐美恐美毛申給久止申 使の大中臣の嚴し粹の中を取り持立てかしくみかしくみも申し給ふと申すといふ意茂粹云云は考に嚴矛也さて矛は柄の中らを握持するをもて神と君との御中を事宜く執なし申にたとへたる言也既に毛いへる如く舒明天皇紀に大臣所遣群卿者大臣は蘇我蝦夷群卿は阿陪從來中臣紀なとの八氏の人也如嚴矛此云伊箇取中事而奏請人等也故能宜白叔父云云かくて中臣の神に仕るも神と君の中取よしにて中つ臣といふ名はあり都於の約登なれば是をなかとみといふ也と見えたり講義に今いふ杖の如

き棒にて其製は榎木を以爲るなり此を思ふに伊箇之の伊は發語にて榎棒なりとある説はいかがあらん伊箇之は嚴にて美稱なり棒は兵器なり故に考の説に従ふを是とすまたはこといふものにつきて之既に古語拾遺古事記講義にのべたり見合すべし中取持と考の説の如し恐美之形容詞形状言の第一類に働く言にてかしこし、かしこき、かしこけれ、かしこく、かしこくと變化する之其語根に下接辞のみ、の添はり一の熟語となりて形容を顯す之又自動詞に動きて規則第一類(正格麻行四段)に變化してかしこむ、かしこむ、かしこめ、かしこま、ん、かしこみ、かしこめとなるなり此處は動詞の詞と見るべし而して恐れ多しとの義にとるべしまたいふ下の恐美毛といふ語を考本には恐美とありて毛の文字なし平田本には毛の文字ありいづれとも定め難ければい、ま、之平田本によりて書きしなり

遷奉大神宮祝詞 カホミカミノミヤヲウツシタマフコト 豊受宮 准此

遷奉大神宮祝詞 此詞は大神宮を二十一年目毎に御造營あり舊殿より新殿にわたましのおるどきの詞なり考に凡大宮二十年一度造替正殿寶殿及外幣殿度會宮及別宮諸社皆採新材構造自外諸院新舊通用 宮地定置二 其舊宮神寶遷収新殿云云凡大神宮年限滿應修造者遣使使列宮主典各一人但使判宮任中臣忌部兩氏 孟冬始造之神宮七院社十二處朝熊社等 此度山口神祭採正殿心柱祭攝社地鎮祭造船代祭營造神寶并裝束使など種々の事は式にくそしと見えたりその式といふは大神宮式を申す事にて初めの大宮とは大神宮とかいふことこの神の脱せるなり故に加へて心得べし後釋にこれにのみこゝに祝詞とあるは他の例にたがへりといはれたるが如く他は祭とのみあるは多く祝詞とあるは此が一つなりこれかきあやまれるにや

皇御孫命能御命手以氏皇大御神能大前爾申給

久常乃例爾依氏。廿年爾一遍比大宮新仕奉氏。雜御裝束物五十四種。神寶廿一種乎。儲備天。祓清賣持忌波理氏。預仕奉。辨官某位某姓名乎。差使氏。進給狀乎。申給久止申。

皇御孫命乃御命乎以氏皇太御神能大前爾申給久。皇御孫命の大命を以て皇大御神の大前に申し給ふといふ意皇御孫命云云と平田本にありざるを後釋に孫の下に命字あるべきを落たるか考本もまた命の文字なしこれ例によりて加ふるを可とす。○常乃例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏。常の例によりて廿一年に一度大神宮を新に造り奉りてといふ意廿年一遍比云云は講義に凡大神宮二十年造替正殿寶殿及外幣殿云云とある是にてそは既に引る如く雜事記に天武天皇朱雀二年乙酉九月廿日依左大臣宣奉勅伊勢二所大神宮御神寶物等差勅使被奉送畢宣旨狀爾二所大神宮御遷宮事廿年一度應

奉令遷御立爲例也と見えたる此御例を天地と共に彌遠長に傳へさせ給ふが故に常例爾依氏とは申すなり朱雀三年以往之例二所大神宮殿舍御門御垣等宮司相待破損之時奉修理之例也而依件宣旨定遷宮之年限又外院殿舍御倉四面重々御垣等所被造加也とありて夫れより以來東西に定て更々其地に大宮柱太敷立高天原に千木高知て稱評定めたてまつること書典に記すまでもあらず見たり聞たり人のよく知れるが如しとあるを以ても御遷宮のことはつまびらかに知らるゝなり。○雜御裝束物五十四種神寶廿一種乎儲備天。色々の御裝束の物五十四いろ神寶廿一種を儲け備へてといふ意裝束の五十四種とは紫衣笠組總緋綱紫刺羽菅刺羽菅御笠絹垣帳敷御道布壁代生紅御帳天井生純御帳内蚊屋生緋御帳御幌帳御床土代敷細布御帳生漚帳生溢漚御被小窠錦御被小文紫御被小文緋御被小文緋綾表覆帛被五窠錦御被御床敷細布帳生漚御帳生溢漚御被帛御被屋形錦御被小文紫御衣小文緋御衣帛御衣帛單御裳紫羅御裳紫御裳帶生絹御

比禮、帛御意須比、細布御巾、帛御巾、御帶、錦御沓、錦御襪、帛御篋、御櫛篋、御  
 加美阿豆練絹、白玉篋、錦御枕、盛柳篋、鏡、盛轆轤篋、納柳篋、盛白篋、盛柳篋、  
 納裝束、韓櫃、帛被、小文緋絹、神寶の廿一種とは金銅多多利、金銅麻笥、金  
 銅賀世比、金銅鉾、梓弓、征箭、又箭、玉纏横刀、須我流横刀、新作  
 横刀、姬朝箭、蒲鞞箭、革鞞箭、鞘、楯、梓、鷄尾琴等、大神宮式に見えたり。○祓  
 清、持忌波理氏預供奉。はらひきよめ持ち齋みてそのことに預り  
 仕へたてまつるといふ意なり。考に宮材をとる山口祭の時よりはじ  
 め始て度々の祓有り殊に御装束を奉る前に大裏を初めて京城近江  
 伊勢また大神宮にても御使立てはらへの事ありこれにて祓清むる  
 ことの状を知るに足れり。○辨官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給  
 久止申。辨官の某位某をさし遣はして進り給ふ状を申し給ふと申す  
 といふ意辨官云云考に是は造宮使の外に右の御装束雜物を送り奉  
 る御使に辨大夫一人、史一人、史生一人、官掌一人、使部二人、大政官より  
 出立なり。神祇官よりも史、史生、神部、卜部等をして部領し送り奉るな  
 り。又九月十四日に、糺飾度會宮十五日奉徙御像御船代同日糺飾大神

宮十六日奉徙御像とあるを見れば大政官より辨の主任の使となり  
 て差使さるゝものと見ゆまた飾物わたましの式につきては儀式帳  
 に見合すべし。○さて此祝詞の一段につきて之後釋には此祝詞の文  
 とたゞ御装束神寶を進り給ふ時の祝詞にして遷宮の文にあらずい  
 かい題を書誤れるなるべしとある如く遷宮の文にてはことゆかぬ  
 げに思はるゝなりまた文章の語句につきては考に右の伊勢の條に  
 よく調たる詞はきこえず是こそはいにしへよりも有ぬべきに後世  
 今の京このかたの文のみあるはいふかかしき事なり恐らくは古への  
 文失せて後に俄に作られしにやといはれたるは或は然らむされど  
 も強にとがむべきことならねばしひざるがよかるべし

遷却崇神祭

遷却崇神祭 此祭は疫癘び霹靂を遷し却く爲の祭り也。るに  
 崇神を遷し却く祭とはいふなり考に今本に祭詞の字なし理

によりて補へりとのあるを後釋に考に祭詞二字を補はれたる祭の字は然るべし詞字は例にたがへりさて是は上にもいへる如く道饗祭の祝詞なるをまぎれて此題はある之臨時祭式にも他の書共に遷却崇神祭といふことはあることなしとあればこれ全く題號の名附けそんじなるべしまた祭詞の祭は前例により置くも詞の文字は無きに従ふべしさて題号の事、部類、文章の出典等につきては下の講義に解かれたるを以てさとるべし

講義に上件祈年祭より以下還奉大神宮祝詞までは凡て四時祭の統屬なるを此より以下出雲國造神壽詞に至るまで三段は共に臨時祭の部類にて其事其時を得て被行るゝ神事なり但右の四時祭といふ中にも大神宮の詞をもの中に齋内親王奉入時及還奉大神宮祝詞の二段の事には非れども此二つ共に九月神嘗祭の度に在が故に今も四時祭詞の統屬に注せられたれども其實は是も臨時にあり事なる由其詞の下に注せ

如しがさて臨時祭式をもて推すに遷却崇神祭といふ條あること無しと雖此詞の題號とは其祭號の異にして載らせたるべくおぼえたれば此詞文とその臨時諸祭の幣物とを合せて曉り得べき凡ての例に倣ひて今此を校合せ見るに似着しき物種々あり其一是霹靂神祭の幣物此詞に載る所と大に同じきが其終に右荒魂和魂各中分並羹粥而祭若新有霹靂神者依伴鎮祭移棄山野とあるは詞に皇御孫尊乃天舍之内爾坐皇神等波云云自此波四方乎見齋山川能清地爾遷出坐氏宇須波伎坐世止云云とあるに叶へれば此其遷却崇神祭の一なりとは知られたり二に之同式に羅城御贖といふ一條あり云云その羅城御贖に次ては八衢祭云云と見えたる幣物の員數の大凡此詞に載る所と同じきと彼四時祭式に六月晦日大祓ありて已然の罪穢を清め道饗祭を行これて未然に禍災を避くとの旨

全く一なるは大に所由ある事也云云臨時祭式に付て事状を考るに或は霹靂の度に當りては其怒氣を山野に移し或は八衢祭を行はれて京城内の妖氣を攘ひ或は疫病の時などはその疫神を祭りて不正の氣を逐ふなどそれれもこれも祟神乃心なるが故にそを祭り和め遠く遷し却ふにつきては何れにも此詞を用ゐらるゝものと見ゆれば臨時祭式に別に遷却祟神祭といふ條は立らるまじきことなり云云三には臨時祭式に宮城四隅疫神祭云云畿内十處堺疫神祭云云とあるは上なる道饗祭の條に注る如くその疫神と云は疫を防ぐ神にて所謂障神祭なるが古く有來し事なるを如此其處を定められたるに續紀寶龜元年六月壬辰朔甲寅祭疫祭於京師四隅畿内十處とある其時よりの事あるが云云右の如く遷却祟神祭といふ物の大体三條なるがそれに付て猶つらく思ふに此詞は

彼道饗祭を本に取りて作るも著く彼詞に高天原爾事始豆皇御孫命止稱辭竟奉とあるを此詞に高天原爾神留坐豆事始終給比志云云とありてその言の狀の同じく出たるは其を本に取て物せるが故なりさて道饗祭は障神を齋ひて鬼魅の外より來るを路上に饗し退めて其内をして安からしむるの祭なるを此祭は或は霹靂或は疫癘等の時に當りてその荒び健ふる神靈を外に遷し出しめてその内にある所の妖氣を攘ひ逐ふことなり此即ち四時祭と臨時祭とに相分るゝ所以なるものなりと見ゆれば此祭の源は道饗祭にしてその祟る神のみ祭るが此祝詞なり

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏天之高市爾八百万神等乎神集集給比神

議給氏。我皇御孫之尊。波。豐葦原能。水穗之國乎。  
安國。止。平氣久。所知。食。止。天之磐座。放氏。天之八重雲。  
乎。伊頭之千別支。爾。千別氏。天降。所寄奉。志。時。爾。誰神。  
乎。先遣。波。志。水。穗。國。能。荒。振。神。等。乎。神。攘。攘。平。氣。武。止。神。  
議。議。給。時。爾。諸。神。等。皆。量。申。久。天。穗。日。之。命。乎。遣。而。  
平。氣。武。止。申。支。是。以。天。降。遣。時。爾。此。神。波。返。言。不。申。氏。  
次。遣。志。健。三。熊。之。命。毛。隨。父。事。氏。返。言。不。申。又。遣。志。  
天。若。彦。毛。返。言。不。申。氏。高。津。鳥。殃。爾。依。氏。立。處。爾。身。  
亡。支。是。以。天。津。神。能。御。言。以。氏。更。量。給。氏。經。津。主。命。  
健。雷。命。二。柱。神。等。乎。天。降。給。比。氏。荒。振。神。等。乎。神。攘。攘。  
給。比。神。和。給。氏。語。問。志。磐。根。樹。立。草。之。片。葉。毛。語。

止。氏。皇。御。孫。之。尊。乎。天。降。所。寄。奉。支。如。此。久。天。降。所。  
寄。奉。志。四。方。之。國。中。止。大。倭。日。高。見。之。國。乎。安。國。止。  
定。奉。氏。下。津。磐。根。爾。宮。柱。太。敷。立。高。天。之。原。爾。千。木。  
高。知。氏。天。之。御。蔭。日。之。御。蔭。止。仕。奉。氏。安。國。止。平。氣。久。  
所。知。食。武。皇。御。孫。之。尊。乃。天。御。舍。之。內。仁。坐。須。皇。神。  
等。波。荒。備。給。比。健。備。給。比。崇。給。事。無。志。氏。高。天。之。原。爾。  
始。志。事。乎。神。奈。我。良。毛。所。知。食。氏。神。直。日。大。直。日。爾。  
直。志。給。比。氏。自。此。地。波。四。方。乎。見。靈。山。川。能。清。地。爾。遷。  
出。坐。氏。吾。地。止。宇。須。波。伎。坐。世。止。進。幣。帛。者。明。妙。照。妙。  
和。妙。荒。妙。爾。備。奉。氏。見。明。物。止。鏡。翫。物。止。玉。射。放。物。  
止。弓。矢。打。斷。物。止。太。刀。馳。出。物。止。御。馬。御。酒。者。甄。戶。



高知<sup>タカチ</sup> 腹<sup>ハラ</sup> 滿<sup>ミツ</sup> 雙<sup>フタヘ</sup> 氏<sup>ウヂ</sup>。米<sup>コメ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 毛<sup>モ</sup> 穎<sup>カヒ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 毛<sup>モ</sup>。山<sup>ヤマ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 住<sup>ス</sup> 物<sup>モノ</sup> 者<sup>ハ</sup>。毛<sup>モ</sup> 乃<sup>ノ</sup> 和<sup>ニ</sup> 物<sup>モノ</sup>。  
 毛<sup>モ</sup> 能<sup>ノ</sup> 荒<sup>アラ</sup> 物<sup>モノ</sup>。大<sup>オホ</sup> 野<sup>ノ</sup> 原<sup>ハラ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 生<sup>シ</sup> 物<sup>モノ</sup> 者<sup>ハ</sup>。甘<sup>アマ</sup> 菜<sup>ナ</sup> 辛<sup>カラ</sup> 菜<sup>ナ</sup>。青<sup>アヲ</sup> 海<sup>ウミ</sup> 原<sup>ハラ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 住<sup>ス</sup>。  
 物<sup>モノ</sup> 者<sup>ハ</sup>。鱈<sup>ハダ</sup> 廣<sup>ヒロ</sup> 物<sup>モノ</sup>。鱈<sup>ハダ</sup> 狹<sup>ヒヤ</sup> 物<sup>モノ</sup>。奥<sup>オキ</sup> 津<sup>ツ</sup> 海<sup>ウミ</sup> 菜<sup>ナ</sup> 邊<sup>ヘ</sup> 津<sup>ツ</sup> 海<sup>ウミ</sup> 菜<sup>ナ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 至<sup>イタルマデ</sup> 萬<sup>マン</sup> 氏<sup>ウヂ</sup> 爾<sup>ニ</sup>。  
 横<sup>ヨコ</sup> 山<sup>ヤマ</sup> 之<sup>ノ</sup> 如<sup>ド</sup> 久<sup>ク</sup>。凡<sup>ツクエ</sup> 物<sup>モノ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 置<sup>キ</sup> 所<sup>トコロ</sup> 足<sup>タラシ</sup> 氏<sup>ウヂ</sup>。奉<sup>タテマツ</sup> 留<sup>ル</sup> 宇<sup>ウ</sup> 豆<sup>マメ</sup> 乃<sup>ノ</sup> 幣<sup>ヒ</sup> 帛<sup>ヒト</sup> 乎<sup>ヤ</sup>。  
 皇<sup>ミコ</sup> 神<sup>カミ</sup> 等<sup>ナリ</sup> 乃<sup>ノ</sup> 御<sup>ミコト</sup> 心<sup>ココロ</sup> 毛<sup>モ</sup> 明<sup>アカラ</sup> 爾<sup>ニ</sup>。安<sup>ヤス</sup> 幣<sup>ヒ</sup> 帛<sup>ヒト</sup> 乃<sup>ノ</sup> 足<sup>タラシ</sup> 幣<sup>ヒ</sup> 帛<sup>ヒト</sup> 止<sup>ト</sup>。平<sup>ヒラ</sup> 久<sup>ク</sup> 聞<sup>キコシ</sup>。  
 食<sup>シ</sup> 氏<sup>ウヂ</sup>。崇<sup>タカリ</sup> 給<sup>タマフ</sup> 比<sup>ヒ</sup> 健<sup>タカ</sup> 備<sup>ヒ</sup> 給<sup>タマフ</sup> 事<sup>コト</sup> 無<sup>ナク</sup> 之<sup>ノ</sup> 氏<sup>ウヂ</sup>。山<sup>ヤマ</sup> 川<sup>カハ</sup> 之<sup>ノ</sup> 廣<sup>ヒロ</sup> 久<sup>ク</sup> 清<sup>サヤク</sup> 地<sup>チ</sup> 爾<sup>ニ</sup> 遷<sup>ウツリ</sup>。  
 出<sup>イデ</sup> 坐<sup>マシ</sup> 氏<sup>ウヂ</sup>。神<sup>カミ</sup> 奈<sup>ナ</sup> 我<sup>ガ</sup> 良<sup>ラ</sup> 鎮<sup>シメ</sup> 坐<sup>マシ</sup> 世<sup>ヨ</sup> 止<sup>ト</sup>。稱<sup>ナヅケ</sup> 辭<sup>ハハ</sup> 竟<sup>マデ</sup> 奉<sup>タテマツ</sup> 止<sup>ト</sup> 申<sup>マカス</sup>。

此段の語の大略は上に既に述べたれ、再び解を下さずされども先  
 輩の論難せられたるをのみとりて掲ぐる事とす。○神留坐氏 考に  
 事始給ふ時は神留をかむとどまり云云と訓ては聞えず然は讀日本紀  
 に神積坐ちふ積は借字にてあつまりを略さ轉せし言也けり其時は  
 高御産巢毗神産巢毘より天照大神までの皇祖神たちの集ひ給ふち

ふ意なりとあるを後釋に考の說一わたりといはれたるが如くあれ  
 どもこは御孫命を天降し奉り給ふ事につきて云出る語なれば神留  
 坐氏と姑く語を絶て下文の天降所寄奉志時爾と云へ係て見れば留  
 り給ふ意として何の妨かあらむ又事始終といふも御孫命を天降し  
 奉給ふ事をさしていふなれば直につけても留意にてきこゆるこ  
 となりといへりかくの如くあるを以て神といまると見てもよかる  
 べし。○神漏岐云云 講義に常には皇親とか親とかの詞を上におく  
 べきを然らざるは事始給ひしより直に續くが故なりといはれたる  
 がごとく他の祝詞を見るに概して高天原爾神留坐須皇親神漏岐神  
 漏美命以氏とあれば此處にもあるべき筈なるに無きは事始給志と  
 いふ言のあるなればなるべし。○天之高市爾 高市考に古へは大宮  
 所を高市といへり高ははめ云言市は天の下をつとへらるゝよしな  
 り古事記に泊瀬朝倉宮の皇后の御歌に夜麻登能許能多氣知爾古

陀加流伊知能都加佐爾比那閉夜爾淤斐陀氏流波毗呂由都麻婆岐ち  
ふは高市のつかさどかさねの給へるにて即官所の事なり官所と市  
どを分ていへるもはやき世よりの事ながらこゝによみ給へるはい  
まだ分ちいはぬ上つ代なり又泊瀬は城上郡なれば高市郡の事には  
あらざるなりとあり記傳に市とは四方より人の集る所を云なれば  
京をもはめて高市と云べきなるに神代に高天原にても會八十万神  
於天高市と有て人の集る處をいふ名なり大和國の高市郡と神武天  
皇乃畝火宮の地に就ての名なるべしとあり講義に天國の中にて諸  
神等の集會たまふ城を云る神名秘書に天之高市天宮是也とあるが  
如し神代紀一書に故會八十萬神於天高市而問之とあるに正書に八  
十萬神會天安川邊とあれば天安川の邊なる平地の最高き處をいふ  
市とは神等を集る料に設たる所なるを以いふ後に交易人の集ふ所  
を市と云も是より出でたるなりとさて按ずるに高市の訓はタカイ

チなるべきも常にタケチといふめればまたかく訓みても蓋支なか  
るまじこの名義はたかさいちにてたかさは美稱ちはいちのいを省  
きたるものなりそのいちといふは廣き所をいふにていは五十にて  
大とも意をなせりいちは地にてこのいちといへば大なる所といふ  
て可ならんされば人のあつまるにひろきまきところなればいふ必  
ず高き處をいふにあらずまたあつまる處をどこでもいふにあらず  
あつまるにひろきまきところを市とはいふなりけり故に天の高市  
爾とは天の神のあつまるにひろきまきところをいひたるなりされ  
ばこそ八百萬神等を神集へ集へ給ふといふ言のあるなれ○我皇御  
孫之尊波云云 講義に此段すべて大祓詞に同じ但彼詞に之荒ぶる  
神を神問ん神攘ひの事を文の中間にて云るを此は末に廻して其事  
を委曲に云む爲に此には省けるなり云云彼詞と此國を安國と平く  
知食す御事を専と立て此詞は今も荒び健ぶる神のあるに當りては

遷却ふ事なる故に荒ぶる神の言向の事を云ひ列ねて即此詞の首尾を全くする故にその差異格別なりまた天降りつき給へる大綱を先づ此にかく云おきて次に荒ぶる神云云の事を演て小目とせるなりとあるは此詞と道饗祭の詞と差を論じ并に文章の段落をいはれつるものなればかくの如く意を注ぎ見るべし○誰神乎先遣波志 考にはタレノカミチマツツカハシと訓れたるを後釋に一本又は元元集に引れたるにも共に志字は無しつかはさばと訓べきなり志字は後人のさかしらに加へたるなるべしもしツカハシならむ氏といはでは言深きたりといはれけりこは後釋によるべきかさはわれども平田本には遣波志とわればよりどころのありて改めざるにもやあらんいま暫く本のまゝになす○皆量申久 考に上の議はから國ぶりに書下の量は皇朝の言を専らとしてかきつ同書頭書に皇朝にはかるといふ事は手を以て物を量るがもとなりそれを轉じて目をもては

かり言をもてはかるをいへりそは上下の言にて明らかに分るめりから國にてはそれをことく<sup>く</sup>に字を造りて目じるしとせり故に皇朝の書に心惣てそのもとに當る字を何處にても用ゐるぞよき云云とある如く議と量とは文字こそ異なれ意訓は同じき也○天穗日命 天照大神と須佐之男命と誓ひ給ひて黑白の心を見給ふときになり出でましましたる命なり名義は古事記講義を見るべし○健三熊之命 久保茲季氏の按に日本紀に大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人とありこは古事記なる建比良鳥命と同神なること古史傳祝詞講義等に委しといはれたれどもいかならん○天若彦 名義は古事記講義を見るべし○高鳥殃 この鳥のことにつきては詳に大祓詞の條に註せり考に此は名無雜を云りといはれたるはいかならん講義にこは天神の御罰なれば此を殃といふべきならねども國つ神のさる所由は知らざる間の諺を以て傳へたるなり大祓詞なる高津鳥

災もそれに罹れる人の方よりこそと災とも云べき状なりけれとあ  
 る如く殃は災害にあらざるなりといふに過ぎずこは一考なるをも  
 ておどろかしおかん○立處爾 考に立處氏とありてタチドコロニ  
 シテと訓せたり後釋に氏字は爾を誤れるなりとあれば爾に改むる  
 方おだやかなり平田本には既に爾とかけり而してタチドコロニと  
 訓べし○神攘攘給比神和和給氏 この語釋は既にのべたり平田本  
 にはかくあるめるを考本に神和和給氏の五字の見えざるは恐くば  
 脱したるならん○天降所寄奉支 考に神代の傳言をいととぶさい  
 ひしかどほよく略さしかば理り聞ゆとびとれたる如く皇御孫之  
 尊の天降ましましつることまでこと短にいはいれたるなればかくは  
 めいとれたるなるべし○如此久天降云云 此處は大祓詞の中にあ  
 ると全く同じ語なりと考講義二書にいとれたる實にさやうにみら  
 るゝ之○日之御蔭止仕奉氏 仕奉の上に美頭乃御在所ちふ言有べ

きをこゝに之略きて次下にいふも文なりと考に見ゆ講義の上に天  
 之御舎の事あるべきをそは下へ廻して其用ある所に置いて受はかく  
 云て其天之御舎を造仕奉ることを申せるなりとあるを以て按ずる  
 に御舎のことあるべきを畧きて含ましめしなり○天御舎之内爾坐  
 後釋にこは坐の上に入來二字ありて入來坐など有けんが其字の  
 脱たるなるべし其故を御殿の内にもとより惡神の坐べきにあらす  
 もし又惡神にたあらざれども時として祟り給ふならばたとひ祟り  
 給ふ事ありてももとより坐神ならば和め奉るのみにこそ有べけれ  
 他所に遷却ることはあるべくもあらずさることほもろくの書に  
 見えたることなり御世くにかつて聞ぬことなりなほ又此祝詞  
 は道饗祭のと見えたるにこゝの文のみ其祭にかなはずかれこれを  
 合せて思ふにこゝはかならず天御舎之内仁入來坐皇神とありて道  
 饗祭祝詞なることいよゝあきらけしさて道饗祭は京城四隅道上に

して行ふよしなれば都之内爾などいふべきを御舎之内爾といへる  
 といさゝかたがへるに似たれどもみやこといふ名ももと宮所とい  
 ふことなればかくいはんもなてふことかわらむといはれたり講義  
 に天皇の御殿に祟をなして坐す神といふほどの事なり天御舎は古  
 事記に天之御舎とありかくて天某と云は天上の物は凡て美たく麗  
 しきを其に擬ひ物するをいふ坐と次に荒備給比健備給比祟給云々  
 とあるその如くして天皇の大殿内に在すを云りとありされば後釋  
 にては入來の二字を加へねば意通せずといひ講義は本文のまゝに  
 てさめることなしといひ之を按ずるに本文を生かして後釋の説を  
 棄つべし如何となれば天皇のまします御殿内に祟りをなすやうな  
 神の勿論なきことなれば入來の文字を加へずしても天皇の御殿の  
 内にまします神とありても意の通せざることなし故に講義の説に  
 歸すべし○荒備給比健備給比祟給事無 荒れ給ひ悞ひ給ひ災異を

もて示し給ふ事無くといふ意健ふは動作の強悍なるをいふなり祟  
 とは神の怒りをなすときは災害を蒙らすものなればその業を祟と  
 はいふなり○高天原爾始志事乎 講義に皇孫命の御世の次々受給  
 ひ保給ひて天下に敷給ひ玉ふ大御政はしも皇祖天神の御事依し坐  
 る神代の古事に依らせ給はざる所なきを殊に天社國社の皇神等を  
 齋き祭らせ玉ふ御業はしも高天原に事始て傳へさせ玉ふ所なり云  
 云祟神を遷却ことも申迄もなく皇祖天神の始させ玉ふ所なればか  
 く高天原に始し事とは云へりとありこの語の祝詞にあるはずべて  
 のことは皆高天原に於て始てしことなれば始しこといひはれたる  
 もさることなりけんかし○神奈我良毛所知食氏云云 考にこの理  
 りをいひあきらめんとて上に天津神祖の詔旨云云の事どもを舉い  
 ひたるは文意よろしきなり神奈我良毛は孝德天皇紀の詔にカミナカ惟神カミナカ  
 者謂神道也亦我子應治故寄是以與天地之始君臨之國也また萬葉に

神隨神佐備世須登とおほくよめり即神におそすがまゝにちふ言なりこゝはそれを本より知おはする神に更に申すよしにいへりながらちふ言後世人のおもふと異にていにしへはそのまゝちふ言にのみいへり講義にこは高天原に事始め玉ひし神魯岐神魯美命のこゝと依し奉りたまへるまにまに奉り行はせ給ふ事にて其事の有るべき状は物し玉ふ謂也とあるを見れば神奈我良と神乍にて神そのまゝにて神のなしたる如くといはんが如し○自此地波四方乎見露此地は宮所の地なりされば宮處よりは四面を見晴すといふ意考本に此の下に地の文字の無きと脱せるにや講義に此地は天皇の御舎の内を云り(但その大宮所の總てに係れること云も更なり)とあるを見るに宮所はとりもなほさす御殿のある所なればかくいへるにや講義に高き處を云へり祈年祭月次祭乃大神宮詞爾皇神乃見露志坐四方國云云とありそは上天より此國を見露がし坐すを云なるが此

は山川の清き地より四方を見露すを云といはれたれどもいかがあらんこと天皇の御所より統治まします四方の國々を見はるかしまつしたるならんさらすは下の山川能清地爾といふ語に係らぬやうになれり○宇須波伎坐世止 考に此言は古事記に問大國主神云云汝宇志波那流葦原中國者云云萬葉に宇志播吉伊麻須諸能大御神等また字を借ては牛掃神牛吐なども書たりこゝに宇須と有と音かよへりかくて言の意は丹波道主王と申を美知宇斯王とも書たるをむかへて宇志は主の意なるを知波伎は張也萬葉に山吹を山根と書茅子キを波利ともよめる如く伎と利とを通しいふと常なり然らばこゝは山川を主張坐ちふことなりとあり記傳にこれも然ることなれども猶張を波久と云る例なければいかゞ波久は佩刀着沓などの波久と同じく身に着て持つ意ならむかとあり今按ずるにうしのうすと轉じたるにてはきはこくなりそのうしは大に知る義とくは劔を佩くな

迄のはくにて身に引付くる事故にうしはけるは領地の事になるな  
 りまたうしはくは手のとく限り力の及ぶ限り引付る事也されば  
 領の字に當れども天皇には云はぬ事也これ天皇は大八洲を知しめ  
 すべくあるものなればなり此の如くうしはくは手のとくかぎり  
 力の及ぶかぎり引付る事なれば此處のうすはきも同じ語意ならん  
 と思へると山川の清地に遷し出しましてそこをうすはきいませ  
 と即ち領し坐せといふ意なるべし考記傳の説にて一わたりはさ  
 るものなれども意明かに通せずいま余が考を述べたるのみ○御馬  
 考に上に御鏡御弓などもいひ又御となきものあり中に馬にはみ  
 な御といへるは御座の代故歟また何となく是にのみ御といひなら  
 ひし歟といえられたる如く馬は神の乗りましますべきものなれば殊  
 に御と尊みたるものにや他の物品に御とつけざるを卑しめたるど  
 云ふ義はあらずかしこれも一つの習はしと見ても可なるべし○凡

物 考に入物とありその解に入物と八取机物ちふ事古事記にも他  
 にも有りそを略て八物と書たりされどやつものとのみ訓てはたら  
 ねばやどりのものとよみつ且それと多くの献物食物などを数々の  
 机に置いて献るをいふ萬葉に高坏に盛机に立てとあるは食物なり他  
 は直に机にもおくなりとあり後釋に入字は几を誤れるなり几物は  
 机代物といふと同じ考に入をやとりと訓て古事記にも紀にも有と  
 いはれたれど八取といふことは物に見えたることなし百取とこそ  
 あれそのうへ八取机にとこそはいひもすべけれ八取物にといひて  
 はことわり聞えずやつものはさらなりといえれつる如く考の八取  
 机といふ他こそきこゆれ他はきこえずこは後釋の説に従ふべし平  
 田本には八物を几物と改め書れたるにて知るべきなりまた既足氏  
 と考本には書れつるを平田本には置所足氏と書れたりこれ前例に  
 よるときは所の字あるを是とす○皇神等 考に荒ふる神たちを和

し平て罷らする故に種々の物を進り皇神とあかめもいふなりといはれたれども強ちに荒ふる神達故に物を進り御名をたへたるにはあらざるべしすべて神にましませば崇むことはさらなりまた神に對し奉る詞も贊辭をいふべき者なれば皇神と云たるなるべし必ず禍つ神故に禍の無んやう祟の無んやうにたへたるにはあらざるべし○御心毛明爾 考に荒る時は心暗く和める時は心明か之と見ゆ講義に明は其遷却らるゝに依て幣物をも奠らるゝにことを隈なく聞食てなりとありされば神の御心も和みて平に隈なく聞食てと云意なるべし○神奈我眞鎮座 考に今本は眞の下に毛なし例によりて加へつといはれつれど平田本になきをもて掲げずさて此處の大意は講義に神ながら鎮ます神にて坐す任に高天原に事始て皇孫命御世の次々行はせ玉ふ神事なることを明に知食めて山川の清地に遷り却ぞき給ひて其地を宇須波伎坐て御心も和かに鎮り坐せと

いふなりとあるにて著しまたいふ考にかゝる荒健祟もかの伊邪那伎命の生まれし八十柱日神の中ならんといへるゝ如く祟神は禍津日の神の内あるべし

### 遣唐使時奉幣

遣唐使時奉幣 此は唐國に使を遣はさるゝときに住吉の社に幣を奉るとききの祝詞なり考にこゝにも詞か祭の字落て奉幣の字と後に添たるならんといはれたるは例の強言にやあらん且同書に臨時祭式に開遣唐船居祭住吉と有に同く有るべき也今は字の置様式の体ならずして且理も明らかならぬ也云云といはれつるも一わたりはきこえたりさはあれども遷却祟神といふ題詞の類の如く式と同じきことなしされば臨時祭式に開遣唐船居祭とあり此式には遣唐使時奉幣とありて事は同じなるべけれど題号のかく異なる所以は先例



の如きことなるべしさて臨時祭式に開<sub>二</sub>船居<sub>一</sub>時神祇官差<sub>レ</sub>使向  
 社祭<sub>レ</sub>之とあるは唐に使用するものに船出するるとき官使を差し  
 て住吉社に向て海上安全を祈り祭るなり考に船居とは湊に  
 船をど<sub>レ</sub>め置所をいふ續日本紀に播磨の國の某が船居の地  
 を奉りて位を賜はりし事もありさて開船居とは初めてその  
 湊を榜出るをいふ萬葉に朝開してこぎ行なと多くよめるを  
 擧て冠辭考に委しくいひつとあるを見るに船居とは今いふ  
 碇泊所ならんこれ船の錨を投じ泊する所をいふなり次ぎに  
 外國に使用する初めは隋國なるべけれどその事柄を述べまは  
 しけれどもあたしごとくにわたりて本をすつるの恐れあれば  
 此處には擧げず唯考に使の發遣の存廢につきて聊か述べら  
 れたればそを擧げて置くべしさて異國に使かはさるゝこと  
 推古天皇十五年紀に大禮小野妹子遣唐國と有この時いまだ

唐の世ならねば唐と晉しは誤れり舒明天皇二年にも遣され  
 しは唐太宗の時也是より先後漢光武帝の時日本の使ありし  
 事後漢書に見ゆれど皇朝の記には漏たるにや見えすかくて  
 寛平の頃より此事とゞめられしこそうべなれ御使の事とさ  
 らにて惣て異國の船の往來はいと益なくこそあれど見ゆこ  
 れにつきていとまほしきこと多くありけれどいまは漏し  
 つ

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留皇神等  
 乃前爾申賜久大唐爾使遣佐牟止爲爾依船居無氏  
 播磨國與理船乘爲氏使者遣佐牟止所念行間爾皇神  
 命以氏船居波吾作牟止教悟給比支教悟給比那我良  
 船居作給部禮波悅已備嘉志美禮代乃幣帛乎官位姓名

爾サカサ令サカサ捧モタ賚ソメ氏ヂ進マシ奉マツラフ久ク止ト申マシ

皇御孫尊乃御命以氏 皇孫尊の御言を以てと云意○住吉爾稱辭竟  
奉留皇神等乃前爾申賜久 住吉の神に贊辭竟へ奉る皇神等の御前  
に申し賜ふといふ意住吉の神につきては古語拾遺古事記講義に述  
べたれば見合すべし考に是は神代紀に伊弉諾尊筑紫檍原に身滌し  
て生給ふ底筒男中筒男表筒男三神也さて神功皇后新羅より歸りま  
す時此三神の誨に依て穴門山田邑にその荒魂を齋奉るその明年皇  
后の御船攝津國宇古水門に入給はんとするに御船回て不進とき此  
三神誨給く吾和魂居大津津中倉之長峽使因看往來船於是隨神教以鎮  
坐焉則平得度海と紀に云り此大津は即萬葉に住吉の三津に船のり  
と遣唐使の事をよめる同じ津也また神名式に攝津國住吉郡住吉坐  
神四座名神大月次とあり是之其後神功皇后をも齋奉りて四座とい  
へり頭書に見ゆ(頭書に住吉の訓を述べられたれどもよく人の知り得る

事なれば省きつ講義に住吉社に付て祭ること古事記韓國御言向  
の御諭言に是天照大御神之御心者亦底筒之男中筒之男上筒之男三  
往大神者也云云我之御魂坐于船上而云云以可渡とある如く彼韓國  
を歸せ玉ふこと天照大御神の大御心と専ら此住吉大神の執行はせ  
給ひし古事記のある故に徒に船路の守護のみならず凡て外國の事  
に此時より始めて預り玉ふ所謂あるが故なりそは新羅を平竟て歸  
り玉へる條に再以其御杖衝立新羅國主之門即以墨江大神之荒御魂  
爲國守神而祭鎮還渡也とあるをもて知るべしと見ゆる如く住吉の神  
は海神にましまして、靈現のある神なればこゝも渡航するにつきて  
祭らせられたるなり○大唐爾使遣左平爲爾 唐國に使者を遣はさ  
んとすにといふ意この唐に大の字を冠らせたるは尋みたるには  
あらず只何となうつけそへられたるなめりいまた大清大朝鮮などい  
ふとは異なりけり考に使者遣左平とありて使の下に者の字を加へ

られたるはいかゝあらん○依船居無氏播磨國與船乗爲氏 船居の無きに依りて播磨の國より船乗りなしてといふ意これ大御使の播磨國より船乗して其船居を開き渡るを云ふと講義に述べたるが如しまた出づる所は室津ならんといへり考に乘の下に止の字あり平田本になしこれ無きがよかるべし恐くと後人の攙入ならん後釋にも同じくいはれたり○使者遣<sub>奉</sub>止所念行間爾 使者つかとさんと御思召間爾にといふ意後釋に使者の者はといふてにをはなりされば此使も上にいへる使と一つにて遣唐使といふなり考に使者の二字をつかひと見て是にならひて上なる使の下にも者字落たらむといひ乗止の止といふ辭につきて下なる使者は船居の所への御使之といはれたるは皆たがへり船乗止といふ語穩かならずもし考の説の如くは船乗爲<sub>奉</sub>止爲氏などこそ有べけれそのうへもしその播磨國の船居の事ならばたゞに播磨國與船乗爲<sub>志</sub>米<sub>奉</sub>止所念行間爾などこそ

云べけれそれをばいはずして其所へ御使遣さんとする事のみをくだくだしくいふべくもあらぬを思ふべしさて後世の心もて思へば同じ遣唐使の事を二度いはんは煩はしきやうなれどもかくいふぞ返りて古への語のさまはに有けるとあるごとく後釋の説のよきやうに思はるゝなりその考の説を試に擧げむ上の使は遣唐使なり下なるは播磨の船居の所へ船等の事をかほする御使を遣さむといふならんさなくて上と同じ遣唐使をいはんには舟のらんとして使者遣んちふ言つゝかざるなりとあり○皇神命以氏船居波吾作<sub>奉</sub>止教悟給比支 皇神命を以て船居は吾作らんと御教へ悟し給ひさといふ意即ち皇神の船居は吾作りやいと教へられたるなり○教悟給比那我良船居作給<sub>部</sub>禮波悦已備嘉志美禮代乃幣帛乎 皇神の教へ悟し給ふまゝに船居作り給へれば悦び嘉しく思ひて禮代の幣物をといふ意考に此船發せんころ難波の湊寒れる事有て播磨の津より發せんとは

かり給はず間に此皇神の御さとし有て忽船津ひらけし時の事見えたり凡湊の塞ること諸國にも多し其中に今昔物語に行基法師難波江に行て云云を堀て令開船津を造り法を説て人を教化すといふ事有三代實錄に遠江國敷智郡濱名の湊の塞毎に其他の角避比古神の開給ふ故に神位を授られし事も有さてこの詞のさま奈良の朝に此事有て即祭も有しと見ゆるを續日本紀に見ぬぬこもれたる歟又神の命を奈良より上つ代の事なるを後にかくたへ申歟文のさまは見えずとありざるを講義に古事記に仁徳天皇乃御代墨江津を定め玉ふとある所の傳に依りて住吉社をも住吉津をも今の地に遷し給ひしは仁徳天皇の御代にて凡て此神は異國の事を知看す故に唐國へ御使遣はず時も殊に此津より發船するなるべき云云とある如く津の開けたるを仁徳天皇の御宇なるべきなれども此處は神世の詞を次ぎていひいだせればかくいれたるなるべし禮代乃云云考に

この言次の神壽詞に神禮自利臣禮自といひ續日本紀の伊勢大神宮の詔に禮代の大幣とも有その外にも見ゆさてるやはるやまひかへり申す事代はその奉る物實をいふ事古事記に安盜取其禮物之玉崇神天皇紀に取倭香山土裏領巾頭祈曰是倭國之物實反之これ等也さて記の訓註よりも神賀は古ければそれに自利と有によりて唱へ且濁るは音便なりとありて考にはるやじりと訓れたるによるべきか○官位姓名爾令捧寶氏進奉久止申 禮代の幣物を某官某位某に捧げ賫しめて進ると申すといふ意さて考にこは御使の宣る詞なり又此時住吉の祝部か申祝詞も有つらむ萬葉十九に天平五年遣唐使に餞する時の歌に住吉に伊都久祝が神言等行とも來とも船は早けむまた同時贈使哥虛見津山跡之國青丹與志平城京都田忍照難波爾太理住吉能三津爾船能利血渡日入國爾所遣和我勢能君乎懸麻久乃由由志恐伎墨江乃吾大神船乃倍爾宇之波伎座船騰毛爾御立座而佐之與良

牟磯乃崎々許藝波底牟泊々爾荒風波爾安波世受平久率而可幣理麻  
 世毛等能國家爾ちふ意詞かの祝詞に有をもてよめるなるべしとあ  
 れば御使の宣る詞は此にて祝部が宣る詞は別にありしものならん  
 とも思はるゝなり○此祝詞の全文につきて後釋にいはれたるはさ  
 て此祝詞は語よくとのひて古しこは古の御代に此云云の事の有  
 し時に作れりし祝詞なるを後まで用ひられしにや者にみこととに尊  
 字を書るによりて奈良朝こなたの文なりといはれたるはかたおち  
 なり一字二字など之後に書かへたるともなごかなからんすべての  
 文字よく見てこそ古き近きをも定むべきとさなれといはれたる如  
 く此文は古くみゆるなり如何に古くみゆるといはば船居作り給ふ  
 神の御教へによりて明かなり若し近き文となすならば船の發せん  
 津の文意に適えずそれよりして學者の種々の考へも出来るなりさ  
 るを古きとなすときは神の教へたまふまゝに船居作り給へればと

いふがきこえよしこれ船發する所なきによりて播磨國より船乘し  
 て使を唐に遣はさんと思ふをりしも皇神の船居作りやらんと教へ  
 られ作り給へれば悦びかしてみてそこを船發せん場所と定め給ふ  
 即ち津の國の住吉の津を船發する所となしつるなりかくみるとき  
 は文意なだらかにして疑ふ旨なしよりて古き御代に依れりし祝詞  
 なるを後世まで傳へ用ゐられたれば後の世の意におもふときと叶  
 はざるふしあるなり後の世の意を離れてみよかし

**出雲國造神賀詞**

出雲國造者  
 國造と稱日命後也。

出雲國造神賀詞 國造とは後釋に考に國造をくにつこと訓  
 て國をつくりのよしに解れたるを違へり又た造といふを  
 宮造の功によれりといはれたるもひがことなり國造は久爾  
 乃美夜都古と訓て國々にある御臣のよしなりた造は伴造  
 ともいひて諸の部の御臣なりこれらの事委くは古事記傳七

の巻の末にいへりとありさればクニノミヤツコと訓むを諾  
 なりとすべし神賀詞も後釋に本に加牟本岐乃許登波と訓人  
 もみな然唱ふめれども出雲風土記に國造神吉詞とも神吉事  
 とも書たれば加牟余基登と訓べきなり此文の中に神賀吉詞  
 とあるをば加牟本岐乃余基登と訓べしよことは万葉廿に餘  
 基騰と見え書紀持統天皇御卷に天神壽詞とも見え此詞をも  
 續紀に神賀事神賀辭神齋賀事神吉事續後紀には神壽など書  
 たりとされば此處もカムヨゴトと訓むを宜しとすべき故に  
 總じてイツモノクニノミヤツコノカムヨゴトとよむを可と  
 すべしさて出雲國造は後釋に古事記に天菩比命之子建比良  
 鳥命此出雲國造等之祖也書紀に天穗日命是出雲臣土師連等祖  
 也と見ゆ建比良鳥命は諸書に武夷鳥とも天夷鳥とも天日照  
 ともある皆同神なりなほ此神の事も此國造の事も古事記傳

七の巻に委くいへりとあるを見合すべし考に神代記一巻に  
 高皇產靈尊勅大日貴神曰云云當主汝祭祀者天穗日命是也そ  
 もく穗日命は素盞烏尊の御子なり大名持命は素盞烏尊の  
 六代の孫ありされども大名持の命は天神の詔を受得て天の  
 下を平踏の國を作り成て大國主におとすれば天つ神主とい  
 へども遂には媚給ひて言治め成ましつ然れば穗日命の天降  
 て三年なるまで漸に媚和し宜き時を以て天に復命申て遂に  
 天夷鳥命布都奴志命を天降し建き御稜威と和し治ると二つ  
 もて大名持命の日隅宮をば天津橋の御巢始て崇み齋祭らむ  
 ちふ契して避ひそまりまさしめたると専ら穗日命の思兼に  
 よれり故に終の祭をばこの命のなさんものと詔しなりけ  
 りとあるを以ても穗日命の後裔の出雲の國造なる所以な  
 り

次に出雲國造の神賀詞を奏すことは出雲の臣の氏人の國造に任せられそれにつぎて神賀詞を奏すなり而して此儀天皇御宇一世に一度に定りたるにやと云ふにさにあらず國史を閱するに一世二度も神壽詞を奏せしことありまた叙位ありたることありさざるは貞觀儀式に太政官曹司廳任出雲國造儀當日早且掃部寮設座辨大夫西廳式式部錄率史生省掌等進置版三枚於中庭自尋常版南五尺置位命版南去四許丈更東折版國造訖參議上已就坐大臣喚召使召使稱唯就尋常版大臣宜喚式部省召使稱唯出而喚之輔稱唯丞代進就版大臣宣參來丞稱唯而上至大臣坐前大臣賜國造名簿丞受退出訖輔丞各一人錄三人入就坐訖國守入就版次省掌引任人參入任人就版省掌若雨而立參議已上辨大夫降立及式部起坐立定辨大夫一人就版宣制曰天皇我詔旨其麻止宣某位某出雲國造爾任賜天冠位上賜御手物

賜久止宣國司任人共稱唯再拜兩段拍手四段參議已上及辨大夫以下還就本坐掃部寮進敷資中庭式部史生置位記篋錄一人進就篋賜位記錄一人留位記史生進位記篋次掃部寮撤篋次錄一人進祿所唱賜每賜一物拍手大祿省祿中進十匹退出絲布藏部相隨持出訖各退去とあり臨時祭式に賜出雲國造負幸物金裝横刀一口絲廿約絹十四匹調布廿端鐵廿口右任國造訖辨一人史一人就神祇官廳次伯已下祐已上以次就坐史一人大藏錄一人入自南門就坐史喚官掌仰云喚出雲國司并國造官掌率國司國造就版位國造就版位國司次立官掌史亦喚神部一人進就大刀案下跪之于時辨宣云出雲之國造止今定給幣留姓名爾賜負幸之物久止宣國造稱唯再拜兩段拍手兩段訖進大刀案下跪之神部取大刀授之拍手賜之拍手退授後取之人即就版位次大藏錄喚國造國造就跪祿下後取一人進先取

絲給國造拍手一度賜而授<sub>レ</sub>於後取<sub>レ</sub>後取退立<sub>二</sub>本列<sub>一</sub>絹布<sub>二</sub>銀亦如<sub>レ</sub>之  
 國造退就<sub>二</sub>版位<sub>一</sub>更版<sub>二</sub>大刀<sub>一</sub>出<sub>後取前立國造後立其國造者</sub>  
 本官次史次辨退出<sub>レ</sub>見え國造奏神壽詞玉六十八枚<sub>赤水精八</sub>  
 十六枚<sub>青石</sub>金銀裝橫刀一口<sub>長二尺六寸五分</sub>鏡一面<sub>徑七寸</sub>倭父二端  
 玉四十四枚<sub>長各一丈四尺</sub>白眼鶴毛馬一疋白鶴二翼<sub>軒</sub>御贄五十昇<sub>昇別</sub>  
 二尺二寸并置案<sub>長各一丈四尺</sub>白眼鶴毛馬一疋白鶴二翼<sub>軒</sub>御贄五十昇<sub>昇別</sub>  
 籠<sub>右國造賜<sub>レ</sub>負幸物<sub>一</sub>還國潔齋一年<sub>齋內不決重罪若<sub>今即國司率<sub>二</sub></sub>  
 國造諸祝部并子弟等入朝即於<sub>二</sub>京外便處<sub>一</sub>修<sub>二</sub>飭獻物<sub>一</sub>神祇官長自  
 監視豫卜<sub>二</sub>吉日<sub>一</sub>申官奏聞宣<sub>二</sub>示所司<sub>一</sub>又後齋一年更入朝奏神壽詞  
 如初儀一國造奏<sub>二</sub>神壽詞<sub>一</sub>日平旦神祇官試<sub>二</sub>國造奏事<sub>一</sub>給<sub>二</sub>座料調薦  
 五枚<sub>一</sub>奏<sub>二</sub>神賀齋<sub>一</sub>一日在<sub>二</sub>前申<sub>一</sub>官國造已下祝神部郡司子弟五色  
 人等給<sub>レ</sub>祿但其人數臨時所<sub>レ</sub>申無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>定額祿法<sub>一</sub>國造絹廿疋調布六  
 十端綿五十屯祝神部<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>有位無位<sub>一</sub>各調布一端郡司各二端子  
 弟各一端と見えたり此を按ずるに大政官曹司應にて國造に</sub></sub>

任じたる後神祇官廳にて負幸物を賜はるなり賜はりて國に  
 還り潔齋すること一年にして入朝す而して獻物を便處に於  
 て飾り神祇官長の點見す後豫て吉日を卜し官に申し奏聞し  
 所司に宣示すそこで神壽詞を奏すといふ順序あり又後齋一  
 年にして入朝し壽詞を申す前年の儀の如くなすなり後釋に  
 臨時祭式に任國造訖云云とあるを以てみれば此事は國造の  
 初めて任じてやがてある事と聞えたるに右の紀(六國史)など  
 見れば又然定まりたることいも聞えず又國造一世に一度か  
 と思へばさもあらざるにや廣島豐持(名)などは二度仕奉れり  
 國成(名)が延暦四年五年と仕奉りしは一度の先度後度を記さ  
 れたりと見ゆさて此事右の天長十年の後は見えざるは紀に  
 漏たるなるべし延喜の式に委く載られたるを思へば其ころ  
 までも絶す仕奉りけんをいつのはとよりか絶にけんさだか



ならずとある如くこれ國史に徴して明かなり  
 此事のものに見え初しは續紀七に靈龜二年二月丁巳出雲國  
 國造外正七位上出雲臣果安齋竟奏神賀事神祇大副中臣朝臣  
 人足以其詞奏聞是日百官齋焉自果安至祝部一百一十余人進  
 位賜祿各有差と有て是より後絶えず見えたりざるを考に日  
 本紀に見えざるはすべて漏れたることの多ければ脱したる  
 ならんとは上に遡りての事を云ひしなり後釋にそと上つ代  
 よりの例なりけんこと考にいれたるが如しとあるを以て  
 證とすべしまた此文を考に舒明天皇の飛鳥岡本宮のころの  
 文にやわらん清御原宮まではくたらずとあるを後釋にさる  
 たしかなることと知れがたしいもろくの祝詞の中にも  
 古き文とは見えたるなりとあるを是とすこればほらかに古  
 き文と見るべし講義に天皇本紀に天種子命奏天神壽詞即神

世古事類是也と見えたる此は中臣壽詞の事なるが如此臣連  
 の家々に傳へたる神世古事の有を朝廷に參て聞上る詞を余  
 基登とは云りさるは皇御孫命の天降坐て初國知看す始に當  
 今仕奉る臣連の祖々は何も其事に功しく仕奉れり勳功ます  
 神にますが故に其勳功を發呈すことは子孫の人々の其餘慶  
 わりて滋蔓居るのみならず其先祖の勳功に資て天津日嗣の  
 終古無究に定り坐る御事なれば上下に通りて甚々めでたき  
 神世古事なる故に余基登といふ號は出來りし也なりとある  
 によりて先祖の勳功をいひはやすものぞ余基登なりけるこ  
 と入朝して天皇に申し奏る詞が神賀詞なりけり  
 次にいそん大名持命を出雲に齋き鎮めしは古事記に僕子等  
 二神隨白僕之不違此葦原中國者隨命既獻也唯僕住所者如天  
 神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而於底津石根宮柱

布斗斯理於高天原水木多迦斯理而治賜者僕者於百不足八十  
 拘手隱而侍亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾  
 前而仕奉作者違神者非也如此之白而於出雲國之多藝志之小  
 濱造天之櫛御舍而水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御饗之時  
 禱白而櫛八玉神化鷄入海底咋出底之波邇作天八十毗良迦而  
 鎌海希之柄作作燧曰以海尊之柄作燧杵而鑽出火云是我所燒  
 火者高天原者神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之八  
 拳乘摩豆燒舉地下者於底津石根燒凝而栲繩之千尋繩打莖爲  
 釣海人之口大之尾翼鱧佐々和邇控依騰而打竹之之登遠々登  
 遠々邇獻天之眞魚咋也故建御雷神返參上復奏言向和平葦原  
 中國之狀と見えたりこの獻天之眞魚咋といふまでの詞はい  
 と上つ代に出雲社に稱申せし文なりと考にいはいはれたりこれ  
 にて出雲にいつさまつりしゆゑよしとあさらかなり後釋に

右の古事記の多藝志小濱に御舍を造るとあるこれ杵築大社  
 の始めなりといえれし如くこの建築こそ杵築の宮ならめ尙  
 國造といふ事は此處にあらましを擧げられと委しく知らん  
 に之記傳後釋國造考をみよかし○出雲國造者穗日命之後也  
 こは上にのべたる解にて知らるべし穗日命は素盞烏尊の

御子なり

八十日波在止毛。今日能生日能足日爾。出雲國國  
 造姓名恐美恐美毛申賜久。挂麻久毛畏岐。明御神止大  
 八島國所知食須。天皇命乃大御世乎。手長能大御  
 世止齋止者。若後特爲氏。出雲國乃青垣山内爾。下津石  
 根爾宮柱太敷立氏。高天原爾千木高知坐須。伊射  
 那伎乃日眞名子。加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命。

國作坐志大穴持命二柱神乎始天百八十六社坐  
 皇神等乎某甲我弱肩爾太禰取挂天伊都幣能緒  
 結天乃美賀祕冠利天伊豆能眞屋爾麤草乎伊豆能  
 席登刈敷支天伊都閉黒益之天能甄和爾齋許母利  
 氏志都宮爾志靜米仕奉氏朝日乃豐榮登爾伊波  
 比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏

八十日日波在登毛 數多の日之あれどもといふ意講義に八十日は  
 八十來經にて大抵其月乃中に數多ある日數をいふなりとある如く  
 八十の日といふにあらす日の數の多きをいふなり○今日能生日能  
 足日爾 今日程の生ひ榮ゆる日の充分なる日にといふ意考に生日  
 は物の生榮ゆる日足日は事の足滿る日なみ生魂足魂生弓足幣など  
 の生足にひとしとありこれ語の源を解るなり後釋に日は多くあれ

ども其中に今日ぞ吉日とはき稱へてかく申す也と講義に神祇官よ  
 り豫に神壽詞を奏す吉日を卜へて太政官に申すを官にてそを撰て  
 其行はるべき日を奏聞せる其當日を云なりと見ゆるは神賀詞を奏  
 するに日之數多あれども今日の如き吉日はまたとなき故に此吉日  
 にと下にかかる文意なり足日の下に考本は爾の字あり後釋には此  
 字は必ず有べきなりと見え平田本には爾の字を書けりさるに本に  
 は無きなりこれ爾の字あるを穩かなりとす○出雲國國造姓名恐美  
 恐美毛申賜久 出雲の國の國造某恐れ多く恐れ多くも申し賜ふとい  
 ふ意○挂麻久毛畏岐明御神止大八島國所知食須天皇命乃大御世乎  
 一言にかけて云ふも恐れ多いが明かに世におはします御神にて此  
 大八島國即ち大日本國を統べ知ります天皇命の大御世をといふ意  
 明御神は考に萬葉に明津神香王と有をばあきつかみわがれほさみ  
 と訓外なし然らば公式令に明神御大八洲天皇ここに明御神宜命に

顯御神と有をも共にあまつめかみと訓べきなり後世顯御神をもこ  
 こをもあらみかみと訓之言よくもとのほざるをおもへさて天皇  
 は今あきらかに世にれえします御神ぞと崇み畏みて申す言なりと  
 あり後釋に萬葉に明津神吾皇とは六の卷に見ゆたりこれまことに  
 あきつかみと訓べき明らかなる證なりさればアキツカミとよむべ  
 きなり止は講義にニテと云んが如しとありその意にみて可なり是  
 は指定する意は前項のと同じけれども其意數種ありそは指定す  
 る意を示すもの之と定む、それと思ふの類の如くの意なるもの(雪と  
 散る霜と消ゆ)としての意なるもの(花と見る霜と置くの類)またこの  
 意なるもの(ありとある、吹きと吹くの類)等なり此處にとしての意を  
 充てて見るときは明御神としての義にとりても可なるべし天皇命  
 は考に續日本紀の宣命にも天皇命と有仍てれもふに皇太子を萬葉  
 に日並斯皇子尊高市皇子尊と下にみここの言の添るは崇みの言な

り是をみここのりのみことにあらずといはれたり後釋にも天皇を  
 天皇命とも書ることは古事記上卷にもありこは須賣良とのみも申  
 すことある故に美許登と云に命字は添て書るのみなりとありされ  
 ばスメラミコトノミコトノといはざるは明らかなり大御世乎は考  
 に此四言ここにあらでは次の言をさます上の祈年祭の大御巫の辭  
 にも皇御孫命御世乎手長御世登と有をおもへとわれれば四字あるを  
 可とす後釋には此四字を考に補はれたるまことになくてかなはぬ  
 言なりと見ゆさもあるべし平田本にと書き加へられたり○手長能  
 大御世止齋止爲氏 長久の大御世と齋ひ後の齋ひとなしてといふ  
 意手長のことは既にのべたり齋止云々は考に後齋には云云手長能  
 大御世登齋後齋登爲氏と有るべし然れば小字に加後齋字と有けん  
 を是も今本は字落しなりとあり後釋に考に齋字を補はれたるまこ  
 とにさることありとある如く文字を加へずは意通せずいまは補ひ

て解けり講義にこは出雲國造が遠祖天穗日命に大國主神の祭祀を爲しめ給ひて皇御孫命の大御世を長く遠く齋しめ給へる天神の御旨に依て殊更に國造に任られたる始に其次第を受賜たる初に齋爲と祈奉るを云るにて此は式に國造還國潔齋一年とある間の所作之と見ゆるにてその齋の狀を見るを得るなり○出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立氏高天原爾千木高知坐須 出雲國の山の垣の如く廻り立つ内に下の磐石まで掘り穿ちて柱を立て虚空には屋根の千木を高く著して宮造りましますといふ意青垣山は考に垣の如く山の回り立るをいふ古事記に録行多々那豆久阿袁加伎夜麻基母禮留夜麻登志宇流波斯また三宝山をもいひ萬葉にも吉野山をよみしかばいつこにて山もをば青がさといふ之下津磐根云云考に熊野の大神と大名持命二神の宮をいへり古事記の大神詔に於宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理於高天原垂掾多加斯理而居と有

は大名持命にのたまひしなり熊野の大神は大名持の祭を主べきものと天つ祖神の給ひし穗日の命の御子なりと後釋にこはまづ熊野と杵築と二社をいへりと聞ゆさるに考に宇迦之山本の宮は杵築の宮とは別なるをその宮と心得たるはひがことなりとあるを思へば宮の場所は兎も角もわれ宮は杵築と熊野とを指したるなるべし○伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命國作坐志大穴持命二柱神乎始天 伊邪那伎命のくじびに愛しき御子祖神にます熊野の大神なる櫛御氣野命即ち須佐之男大神并に國を平け作りましと大穴持命の二柱神を始めるといふ意さて日眞名子とは考に日は日子の日と同じく崇む言なり眞名子とは愛みの殊なるよしにて眞之子と親み愛む詞なりこを孫曾孫を分ていふは後のことにて上代に之子をも孫をも曾孫をも事によりては共に眞名子といひつらん  
出雲風土記に伊射奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂命といひ此詞に天照

大御神の御孫命の御事を高御魂神魂命能皇御孫命ともいひ又萬葉に父母爾吾者眞名子曾といふを愛子とも書たるこれとこの言と同じきなりとあり後釋に古は子をも孫をも曾孫をも猶未々をもすべて子といひしはさるとなれども眞名子といへる子に限れることにて孫曾孫などをいへることなしといはれたりこは愛子を眞名子といはれたるは語源なりこれ後釋のいはるゝ如きなりさるに考に孫曾孫と解れたるは此神は大背飯三熊大人をいふと考へられつるよりかく思ひ違へたるならんまた大背飯三熊大人は熊野大神櫛御氣野命なりといはれつるも違ひたる考なりこれ須佐之男命の神を申すなりされば伊邪那伎命の御子といはんが如し後釋に熊野宮は須佐之男大神に坐すこと論なし此事は古事記傳九の卷にもいへるをなはいはゞ此大神は伊邪那伎命の御子たち多なる中に天照大御神月讀神須佐之男命は殊に三貴子と古事記にも見え書紀にも珍子

と有て殊にすぐれたる御子なるが故に眞名子と申せるなりここにかく申せるにても熊野は須佐之男大神に坐ことを思ひ定むべし風土記に伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命とあるもとより須佐之男命なりとわれは眞名子即ち愛子なる須佐之男命なること著し加夫呂岐とは考に神漏岐なり故仁明天皇紀に少彦名命を崇みて加夫呂岐と申し出雲風土記に賀茂呂命と有も是なりと見ゆ後釋に神祖あり須佐之男大神は大名持命の祖神に坐が故に出雲國にては殊にかく申すなりとありされば加夫呂岐と加武呂岐とは音の通じたるにて意は祖神といふなりさて後釋にこは杵築より先きに熊野をまづ第一に擧る事も須佐之男大神に坐が故なり此詞のみならず何れの古事にても此次第熊野と先にて杵築は次ありかの考の説の如く熊野もし三熊大人ならんにはいかでか杵築より先きには擧む國造とても大名持命を次にして己が祖神を先きにするべきにあらず

たどひ私の詞ならんにてもさはあるまじきことなるをこれはまし  
 て公に奏す詞なるにさることあらんやはよく思ふべし又公に申す  
 詞に私の祖神をうち出して加夫呂岐とはいかでかいふべきと論は  
 れたる如くいよ三熊大人ならぬことは明かなり櫛御氣野命とは  
 須佐之男大神の靈なること既にいへるが如し後釋に須佐之男大神  
 の此熊野宮に鎮り座する御靈を稱へ奉れる御名なり大名持命をも  
 倭の大三輪に祭る御名をば別に大物主櫛既玉命とあるたぐひにて  
 同神も其社々に祭る御名の別にある例なほ他にも有りと見ゆるに  
 て此櫛御氣野命とは須佐之男神の別の名と辨ふべし大穴持命は考  
 に須佐之男命の五世の冬衣の神の御子にて大神の御女須勢里比賣  
 命を適妻とし且大神の天詔琴生弓矢生太刀を得つれば遂に荒ぶる  
 八十神を平て大國主となれちみ大神の御讓の詔を奉て諸國をうし  
 はき給ひさかくてその國を天孫にゆづり奉りて日隅宮に隠れまし

ぬ其宮即この杵築宮也かかるままに出雲はもとよりにて天の下に  
 これを齋奉らぬ國縣もなく天皇も天照大御神に並ていはひ奉り給  
 ひしなりとある文中後釋に日隅宮に隠れましぬといふ句を難じら  
 れたりそと日隅宮の杵築宮なる事とさることなれども此宮に隠れ  
 ますとあるは違へり大名持命現御身と八十隈手に隠れまして此顯  
 國には留り給はず日隅宮に鎮座は御魂なりすべて何れの神にても  
 現御身と御靈との差別をしらすはあるべからずもし現御身杵築宮  
 に坐んにはいかでか八十隈手に隠るとはいはん八十隈手に隠ると  
 と此世を去るをこそいへれといはれたりそもく隠るとは御身を  
 隠すことにて古事記にある文を考ふるに皆崩れ給へるをいふ言な  
 りされば後釋にいはれつる如く日隅宮に崩れ給へるは違へり古事  
 記に僕者於百不足八十廻手隠而侍とあるぞ崩れ給へるなりける故  
 に日隅宮(杵築宮)に崩れ給へるにはあらで御靈を鎮めまししたる

ならん釋の說に従ふべし他は考にいはれつる如く此國を平定しま  
 しましける故にいつれの國いつれの郡にても齋き奉り祭らるゝな  
 りけり本社は出雲國出雲郡杵築大社にぞありける○百八十六社坐  
 皇神等乎 百八十六社にまします皇神等をといふ意百八十六社の  
 數につきては種々の説ありまづ考に出雲風土記に合神社參百玖拾  
 玖所一百八十四所在神祇官と有風土記と此詞よりいと後和銅六年  
 の命にて奉りしなれば増はすとも減之せじを今ある風土記の字は  
 誤つらん又今の式に合て百八十八社あるは後に加へられしならん  
 とあり講義に神名式に出雲國一百八十七座六十二座小百とあると右  
 兩神宮をも列し員數なるが此に百八十六座とわれは延喜より以前  
 に奏神壽の事ありし度の事なる之風土記には云云(前文を見よ)とあ  
 れば此詞にては二社加はり神名式にては三社増加したるなりとあ  
 れば和銅以往にては百八十四社なりけんを和銅より二社の加はり

て百八十六社となりしならんざるにまた延喜に至りて三社を増し  
 て百八十七社となりたるなり依て此詞は和銅以後の文と見えて百  
 八十六社と記したるにやあらん皇神乎とを後釋に皇神とはいづれ  
 の神をも尊みてかく申す之乎といふ辭は下に志都宮爾志靜米と有  
 る所へ係れりとあるはさならん○某申我弱肩爾太禊取挂天 それ  
 がしが弱き肩に太禊を取り掛けてといふ意これ大神に奉る種々の  
 物を作り調るをいふ某甲と考に國造なりとあり後釋に姓名とわか  
 ずしてかく書るはここには姓をば申さずただ名ばかり申すを名  
 我とは書がたき故にかくは書るか又甲字をも添へて書るを思へば  
 それがしと唱るにてもあらんか己がことをそれがしといふもやや  
 古く見えたりとありされば國造自の名を云ひしか或は名を代する  
 某といふ代名詞を用ゐしかこは初めに國造姓名とあるをもてここ  
 に名を記すは重複に渉るをもて代名詞の某申と用ゐるを穩かなり



とす弱肩以下の語は既に上にのべしをもて畧きたり○伊都幣能緒  
 結 殿の幣の緒結ひてといふ意即ち國造の頭の髪に木綿を結ひ着  
 るをいふなりいとゆる木綿鬘なるをしはいへるなり伊都は考に殿  
 發殿櫃などの殿にて齋清まはりて畏しきいきはひ有よしの辭なり  
 とあり後釋に何にまれ齋清めたる物にいふ言なり殿の字は齋清め  
 て嚴重にする意を以てかかれたりとこそ見ゆれとあればいづは齋  
 清むの意にてその事のおごそかなるより殿の字をあてたるなるべ  
 し幣は後釋に奴佐と訓むべし萬葉などに奴佐を幣とも幣帛とも多  
 く書りさてここは木綿をいへるなるべし又木綿と麻とにて有るべ  
 し緒と結といふからいへるにて即ち木綿麻なりつねにも麻をば  
 をといへり結とは國造の頭の髪にゆひ着るをいへるにていはゆる  
 木綿鬘なるをかくいひなせるは古への文なりとあるが如し○天乃  
 美賀秘冠利天 天の御蔭と冠りてとの意これ木綿鬘を冠る義なり後

釋にこは天之御蔭登冠理豆なるを氣字を秘に誤れるなり氣と秘と  
 は字のすべての形と似されども書に似たる所々あるによりて誤れ  
 るなるべしさて氣の下に登といふ辭をよみ着べし古書どもにてに  
 をはの字をも添て書る文にも登の字をば省きてよみつけたる例多  
 し云云さてかくいへるは即ちかの木綿を頭につくる事なりそと御  
 殿のこを天の御蔭日の御蔭と隠ましますといへる如く空に覆ふ  
 よしにて頭に蒙る物をも文にかくといへるなり云云ここに擧たる  
 文一事毎に天といふ辭を置て界とせり取掛天冠利天荻敷支夫など  
 の如し然るに緒結の下には天字のなきは次につづきて一事なるが  
 故なり云云冠は加賀布理と賀を濁り布を清てよむべし万葉は假字  
 の清濁を正して書るに五の卷に可賀布利二十の卷に加我布理など  
 あればなりとある如く思はるゝなり考の説はいかがと考へられつ  
 れば掲げず○伊豆眞屋爾籬草乎 殿の眞屋に籬草をといふ意こ

此伊豆は前語の如く齋清むの意眞は親愛の詞なり麤は穢なく生れ  
 たままのものなり眞屋とは考に齋屋なればかくいへりどあり後釋  
 に齋清まはれつるにつきて眞屋といはんはさることなりとあり講  
 義に齋屋にて國造の齋館の中に御饌御酒を調る屋をいふなるべ  
 しとあるにて齋清むる家屋なること著し麤草は考に人氣に穢れぬ  
 遠き野山の草を用ゐる故にあら草といふすべて此類のあらはうま  
 れながらの意なり後釋に今も神事などに用ゐる薦をばあらこもと  
 いへりとあるにて知るべし○伊豆能席登刈敷支天 嚴の席と刈り敷  
 きてといふ意これ麤草を刈しきて席となすなり○伊都閉黒益之  
 嚴の塙を黒く益すことにていとゆる米を炊きて焼くなり語を換へ  
 ば薪以て塙を焼くときは黒くなるより黒益といひて炊くことをい  
 ひしあり考に古へて塙缶甌などを皆閉といへりこれは飯など焼塙  
 也奈閉とは金鍋の略なり古へは土器なればただ閉とのみいひたり

黒益の益は借字にて辭なりさて薪して焼は黒くなるもの故に飯な  
 ど焼とをかくいへり田舎人のなべのしり黒ますと云是なりこは神  
 御食又と吾齋食をもいふべしとあり後釋に伊豆閉は書紀神武卷に  
 嚴登此云恬途背とみえ又古事記書紀萬葉などに忌登ともあり其外  
 も古へに登といへる多し奈閉は魚菜鍋也古魚をも菜をも奈といへ  
 るそれを煮る器をいへり云云黒益之は考の説の如く黒くするをい  
 ふさてこも黒ましの下に天といはざるは次へつづぎて一つ事な  
 りとありかく後釋に考の奈閉の説をなんじられたる如く奈閉の  
 語源は魚菜<sup>ナ</sup>登なりこれ魚にまれ菜にまれ煮たきする登なればいふ  
 なり後釋の説に従ふべし他は考の説の如し○天能瓶和爾齋許母利  
 氏 天の瓶に至るまで整へ即ち御食御酒などを調べなどして眞屋  
 に齋みこもりてといふ義考に天ははむる言瓶は酒を醸る器也和と  
 借字にて回也回はそのはとりをいふ萬葉に<sup>祭神</sup> 齋戸乎前坐置また

齋戸乎忌穿居又忌致を床邊にすゑてなどをむかへてここを知めりともり後釋に和名抄に本朝式云既美加辨色立成云大甕和名同上と見え古書に美加にはつねに鑿字をも用ひたり諸の祝詞に御酒者甕上高知甕腹滿並豆などありさて既和といふもただ既にて和に別に意あるにあらず三輪の輪と同じ三輪も御酒をかめる既のことなり萬葉二に哭澤之神社爾三輪須惠とあるにて知るべしされば美和といふも即既和の略にても有るべし又今の世に一斗ばかり入大鍋を斗那和といふその和も同じく聞ゆれば和は既又大鍋などの類の器の物名なるべしさてここは御酒の既一をいひて其餘の種々の御食つ物をもかねたる文なり伊豆閉黒ましといふは御酒のみの用にあらず御食物など煮炊くをいへるそれより一つづきの文なるをもて知るべしさて爾齋許母利氏といへる爾は其既のあたりにといふ意にはあらず御食御酒などを調へなとして其事に齋こもるといふなり

こもるところはいづの眞屋なりとあるにて明けしされども考に和は回なりといはれつるを後釋にあたらすと論はれたるはさることにて既のはごりに齋こもるにては意通せずこれ既に至るまで整へ而して眞屋に籠るといふ義にどらずばさこえざるなり依て後釋の説を是とす○志都宮爾志靜米仕奉氏 志都宮に靜め仕へ奉るといふ意考に志都宮の説われどもいかが後釋に神を鎮奉る宮といふことなり又伊都宮を誤れるなるべしとありこの伊都宮の説いかならんなるべく本のままにてとくをよろしとすさてまた後釋に此宮之上に云云皇神等乎とあるよりつづきて出雲一國の神々を請奉る宮なりされば此宮は常の宮にはあらず此齋のために新に造るなるべしと見えたり考に供ふべし講義の上に擧たる熊野大神杵築大神二柱を始めて百八十六社の神々を志都宮に鎮り坐しめて一年の齋の間仕奉るを云なりかくして天皇の大御世を手長の大御世と堅石に

常石の齋ひ祈り奉りその齋一年の間爾禮代の神寶を調備へて祈申す國造と守奉る皇神等の禮代となすは此に依てなりとあるは此處の文意を穿てる語なりよく味ふべし○朝日能豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏 朝日の豊に榮え登る時に齋ひの返事神賀の吉詞を奏し賜ふと奏すといふ意後釋に是までは此吉詞の序の如しといえれたりさて朝日能豐榮登爾と後釋に祈年祭祝詞の考に豐ははめいふ辭逆登は榮えのぼるなり古事記歌に朝日のゑみさかぬ來てともあるが如しさて日の出る時と其日の佳時なる故此時を用ゐるなりとあり講義にこは朝廷に參向て神壽詞を申す時を云なり臨時祭式に凡國造奏神壽詞日平且神祇官試國造奏事とあれば其事畢て後なれば平明には非れども朝乃間にてある事なる故にかくは云なりとあるを以てもしるべしさて考にこは初めに召上られて位と負幸物を賜り大神たちを齋奉りて天皇の御代を賀奉れ

ちふ御ことをうけて其事仕奉れる齋の竟りつればかの六御言の復ことを申即神賀の詞奉るといふなり此詞は其大神たちの御ことばに國造がことを取合せて申せりかかれれば右の文靜宮に忌靜といはではかなはず下に神の禮自利臣の禮自といへる是なりとありざるを後釋に神たちの御詞に國造が言をとり合せて申すなりとあるとひがことなり此吉詞はただ國造の申すにこそあれ神たちの申給ふ意はなしかの志都宮に鎮奉ると此詞を此神たちの申給ふ故の事にはあらず此齋は朝廷の重き御祈を申す國造の世のかぎりの重き齋なるが故に國中の神たちをば請奉るなりさて下に神の禮じりとあるはその考にいはれたる如く穗日命より次々國造の先祖の神たちより奉り給ふ禮代なれば此吉詞も穗日命より代々の出雲氏の神たちの申給ふ意をかねたりとはいひもすべきをか志都宮に鎮祭るは出雲一國の神たちなればかの神の禮じりとあるにはあづから

ぬ事なるをやとあれば暫く考の此詞以下の文を捨ててみるべし講  
 義になほ其本をいそい此奏神壽の大較凡ては天穗日命の故事を擬  
 せるものなりそは一に任出雲國造は右の神等を國形見に降しめ玉  
 ふに比ひ二に賜負幸物は其出立に臨て兵器及祿物を賜ひしことの  
 有けんを擬ひ三に國造の國に在て齋して皇祖等に任奉ることは天  
 夷鳥命などの大國主神を媚鎮め玉ひしに容どり四に神寶を繫るこ  
 とは大國主神の平國廣予以下の神寶を神孫命に献り玉へるを天夷  
 鳥命取持しつとも猶禮寶を献り玉ひけん例を引き五に神壽詞を奏  
 すことは和順たまひし大神の御言を取傳へて復奏し又己命の大神  
 を齋ひて皇孫命の御世を眞幸く在しめ奉らむと申し玉へりし事の  
 如く物することにて凡ては神代の趣を模擬たるものなり中天穗日  
 命の天に還り上りて申上給ひし古事の趣を立て後世に至るまでも  
 行はるゝ義也とあるを以て此段の狀を窺ふに足れりまた考の説を

も合せ辨ふべし

高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大  
 八島國手事避奉之時出雲臣等我遠祖天穗比命  
 乎國體見爾遣時爾天能八重雲手押別氏天翔國  
 翔氏天下乎見廻氏返事申給久豐葦原乃水穗國  
 波晝波如五月蠅水沸支夜波如火瓮光神在利石  
 根木立青水沫毛事問天荒國在利然毛鎮平天皇  
 御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氏己命兒天  
 夷鳥命爾布都怒志命乎副天降遣天荒布留神等  
 乎撥平氣國作之大神乎毛媚鎮天大八島國現事顯  
 事令事避支乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜

祝詞式講義下卷

坐。車。大。倭。國。申。天。已。命。和。魂。乎。八。咫。鏡。爾。取。託。天。倭。  
大。物。主。櫛。甄。玉。命。登。名。乎。稱。天。大。御。和。乃。神。奈。備。爾。  
坐。已。命。乃。御。子。阿。遲。須。伎。高。孫。根。乃。命。乃。御。魂。乎。葛。  
木。乃。鳴。能。神。奈。備。爾。坐。事。代。主。命。能。御。魂。乎。宇。奈。提。  
爾。坐。賀。夜。奈。流。美。命。乃。御。魂。乎。飛。鳥。乃。神。奈。備。爾。坐。  
天。皇。孫。命。能。近。守。神。登。貢。置。天。八。百。丹。杵。築。宮。爾。靜。  
坐。支。是。爾。親。神。魯。伎。神。魯。美。乃。命。宣。久。汝。天。穗。比。命。  
波。天。皇。命。能。手。長。大。御。世。乎。堅。磐。爾。常。磐。爾。伊。波。比。  
奉。伊。賀。志。乃。御。世。爾。佐。伎。波。閉。奉。登。仰。賜。志。次。爾。隨。  
爾。供。齋。者。若。後。字。仕。奉。氏。朝。日。乃。豐。榮。登。爾。神。乃。禮。自。利。  
臣。能。禮。自。登。御。禱。乃。神。寶。獻。良。久。止。奏。白。玉。能。大。御。白。

髮。坐。赤。玉。能。御。阿。加。良。毗。坐。青。玉。能。水。江。玉。乃。行。相。  
爾。明。御。神。登。大。八。島。國。所。知。食。天。皇。命。能。手。長。大。御。  
世。乎。御。橫。刀。廣。爾。誅。堅。米。白。御。馬。能。前。足。爪。後。足。爪。  
踏。立。事。波。大。宮。能。內。外。御。門。柱。乎。上。津。石。根。爾。踏。堅。  
米。下。津。石。根。爾。踏。凝。之。振。立。流。事。波。耳。能。彌。高。爾。天。  
下。乎。所。知。食。左。幸。事。志。太。采。白。鵠。乃。生。御。調。能。玩。物。登。  
倭。文。能。大。御。心。毛。多。親。爾。彼。方。能。古。川。岸。此。方。能。古。  
川。岸。爾。生。立。若。水。沼。間。能。彌。若。叡。爾。御。若。叡。坐。須。須。  
伎。振。遠。止。美。乃。水。乃。彌。乎。知。爾。御。袁。知。坐。麻。蘇。比。乃。  
大。御。鏡。乃。面。乎。意。志。波。留。志。天。見。行。事。能。已。登。久。明。  
御。神。能。大。八。島。國。乎。天。地。日。月。等。共。爾。安。久。平。久。知。

行<sup>ム</sup>事<sup>コト</sup>能<sup>シ</sup>志<sup>シ</sup>太<sup>タ</sup>米<sup>メ</sup>止<sup>ト</sup>御<sup>ミ</sup>禱<sup>カム</sup>神<sup>カミ</sup>賀<sup>カガ</sup>乎<sup>ヤ</sup>擎<sup>ササ</sup>持<sup>チ</sup>氏<sup>シ</sup>神<sup>カミ</sup>禮<sup>レイ</sup>自<sup>ジ</sup>利<sup>リ</sup>  
臣<sup>オミ</sup>禮<sup>レイ</sup>自<sup>ジ</sup>登<sup>ト</sup>恐<sup>カシ</sup>彌<sup>ミ</sup>恐<sup>カシ</sup>彌<sup>ミ</sup>毛<sup>モ</sup>天<sup>ツ</sup>津<sup>ツ</sup>次<sup>ジ</sup>能<sup>シ</sup>神<sup>カミ</sup>賀<sup>カガ</sup>吉<sup>キチ</sup>詞<sup>コト</sup>白<sup>ハク</sup>賜<sup>マツ</sup>久<sup>ク</sup>登<sup>ト</sup>奏<sup>ソウ</sup>

高天能神王高御魂神魂命能 高天原の神祖なる高御魂神魂命のといふ意切高天は後釋に高天原なり但し原を省きて高天とのみはいへる例なければ疑ひなきにあらざれども原の字の脱たる物とも聞えずまたことわりは原を省きてもいひつべきなりと見えたり講義に天原のことなり常に高天原と云れば然あるべきを高天とのみ云るは天上の事には用なく軽く天と云て事足りぬべき所なればなりとあるを見れば高天原の事をいへるなり神王と考後釋等に訓れたるを各異なりされば久保季茲氏とかくいはれき神王を古くカンミオヤと訓み考にカブログと訓れ後釋には神祖の誤なりといはれ古史傳にはカブログと訓むべき由いはれ講義には字は元のまゝにてカムミオヤと訓むべしとあり熟思ふにカムミオヤとあるを穩なる

されど史傳に王字は主の義に姑く借たるならむとありてそれも聞ぬにあらねば舊のまゝ字を王としてカブログと訓みかくべし字を改めずしてミオヤと訓まひは中々に誣るに似たりといはれたりさはあれども上にも既に神王をかぶろぎとよみたれば此處もかくよみても可なるべし義は神祖或は祖神の意なり高御魂神魂の神の名義は上に述べたるが如し○皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時皇御孫命に天下大八島國を事よさしまつられし時にといふ意者には文字のまままでことさりまつりしとよまれたり後釋にては事依しまつらししの誤なるべしといはれたりここを後釋の説に従ふべし釋に其故はここの文は高御魂神魂命能天下大八島國乎皇御孫命爾事依奉奉之時といふことなれば也これを事避とするときは高御魂神魂命の避給ふなるなり然を考に大名持命の避給ふ事にいふたたるは強言なりとある如く考の説なきこえず○出雲臣等我遊祖天

穗比命乎 出雲の臣等が遠つ祖天穗比命をといふ意遠祖考に遠神  
 祖これを今本に遠神とあるは後に祖字を落せるなり即ち遠神祖也  
 といはれたり後釋に今本に遠神とあるは祖字を神に誤れるなりた  
 だ遠祖といはんぞ穩なるといこれたりなるはと祖と神とは誤やす  
 き文字なれば恐らくば書さあやまりしなるべし遠神祖といえんよ  
 りは遠祖といふ方おたやかなれば此説に従ふべし既に平田本に改  
 め書されたり○國體見爾遣時爾 下つ國の形勢を見せに遣はし  
 時にといふ意考に大國主神又はすべて荒び猛ぶ諸神の様を窺せ  
 しなりとあり講義に大八島國の風土を見せに降し遣たるなりとあ  
 ると皆國體を窺はせしなり○天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下  
 乎見廻氏返事申給久 天の彌が上にも重なる雲を押別て天を翔り  
 國を翔り即ち右往左往となく翔り飛びて天下を見廻りてその由を  
 察し給ひ高天原に返りて返事を申し給ふといふ意○豐葦原乃水穗

國波晝波如五月蠅水沸支夜波如火爨光神在利 豐葦原の水穗の國  
 之晝は五月の蠅の如く荒ぶる神の沸き騒ぎ夜之爨の内に燒く火穗  
 の如く猛き神の光り耀きてありてといふ意如五月蠅とは古事記に  
 説きたれば別にいはず水沸は考に水は添へて書るにてただわきの  
 ぼるよしなりとあり後釋に皆沸なり古事記に如狭蠅皆涌とあるに  
 て知るべし水は借字にて上の黒益之の益字の如しとありされば水  
 は皆の借字にて荒ぶる神の皆騒ぎ出したるなりといふ説と水の飛  
 廻る如く荒ぶる神の騒ぎ出したるなりといふ説の二説なるがこれ  
 前説をとるべし火爨考に火爨は爨の内にて燒く猛火の光をいふか  
 の猿田彦神の面の照尾に光の有といひ星神香々背男といふも香々  
 と照炫く意の名なり後世に天狗の身にははのはありといふ類なる  
 べしと見え後釋に火爨は此字の如く爨の内に燒く火なること考に  
 も云れたるが如しざるを神代紀に夜者若燂火而喧響之燂火此云燂



倍とあるは心得ぬことなり其故は煙之字書に火飛也と注したれば火爰にはかなえず又喧響も火爰によしなればなり故つらく思ふにかの紀の文もと事のまぎれたる傳への有しを其ままに心得て書れたる物なりそのまぎれといふはまづ古事記に惡神之音如狹蠅皆涌萬物妖悉發とある音之狹蠅の如く沸音なるを又一の傳へにこれを晝と夜とに分て二物にたどへていへるがまぎれてかの音を夜の方の火爰に属ていへるなりさてかくまぎれて音とあるから書紀の撰者の心に音ある火は飛火ならむと心得て火爰に燦字を當て書れたる物なりかの紀の文字にはかかるたぐひ猶多し心して見るべしされども火爰は然たとへにいふばかりの音はあるべくもあらず又晝にむかへて夜をいはんには光こそ似かはしけれ喧響は夜に限らぬ事なれば似つかはしからず又の一書に螢火光神とあると同意のたどへなるにても必光なるべき事しるければこそ此詞に光神

とあるぞ正しかりけるとありこれに依りて按ずるに光り耀きたる神のねはしましたるにて上の如五月蠅水沸といふに對へたる語なりまた講義に爰の内にて火を焼く如く圓々としたる火球と化て云云といわれたるはあまりきこえざる聞遠き言なれば採らず○石根木立青水沫毛事問天荒國在利 石及び杖及び水の沫も言問ふて荒ふる國に在りといふ意後釋に大祓詞の考に磐根樹立は上の大殿祭詞に磐根木根乃立とあるにて樹立は許乃多知と訓べくそは木の伐杭なること知べし全木は本よりにて伐杭まで物いふといへるなりとありざるを講義に大殿祭詞大祓詞遷却祟神詞なると下に草の片葉といふて其樹立は全木はもとよりにて杖杭までもといふ意なればギ子タチと訓べきこと其下に云るが如きを此と然らず次に草の片葉といえず凡ての植物を含めて云るなれば況く許陀知と訓ぞ宣しかるべきといはれたりされども彼れと此れとを比べては彼れ

には草の片葉といふ語が下にあり此れには青水沫といふ語が下に  
 あれば強ち彼此異なることなしこは全木はさらなり杙杭に至るま  
 でといふに意をとりて差支なしミナワハミツノアワの約音なりナ  
 リハニアリの約音なり荒ふるのぶるとぶぶるぶれびびよと變化  
 する語なり詳なることは既にのべたり○然毛鎮平天皇御孫命爾安  
 國止平々所知坐之兼止申氏 されども鎮め平定せしめて皇御孫命爾  
 安き國と平けく知しまさしめんと申してといふ意考に三年餘の間  
 に大名持命を漸々に媚和して遂に時をはかり天に歸り上り二神を  
 申し下して平げたるなりと見えたり○己命兒天夷鳥命爾布都怒志  
 命乎副天天降遣天 天穗日命の兒天夷鳥命に布都怒志命を副て天  
 降し遣はしてといふ意考に古事記に天菩比命の子建比奈鳥命云云  
 等之祖也又日本紀に天鳥船神副建御雷神而遣と有をここに合せ見  
 れば夷鳥鳥船は同神也さて事代主神をよく解得て治めしは此鳥船

の神の大功也然れば布都怒志建御雷神は建きこと勝れ建夷鳥神も  
 建といへば雄々しく且思兼ある神也けり此度は大きな御使なれ  
 ば此二をそなへずば有べからずと見えたり後釋に古事記の天鳥船  
 神は考にいれたる如く即天夷鳥命なりさてそは夷と船と通ふ音  
 にてもと船鳥なりけんがまがひて鳥船とはなれるなるべし然まが  
 ひつるよしは此神の事を書紀に以熊野諸手船亦名天鳥船 載使者稻背脛  
 遣之と見え又伊邪那岐命の御子に天鳥船といふ有かれこれを以て  
 なり云云とあれば天夷鳥と天鳥船とは同神なることを知るべしと  
 て講義に此詞は荒ふる神等を撥平たる事より大物主神を媚鎮めた  
 る方全文に亘りて其用重きが故に天夷鳥命爾布都怒志命を副てと  
 續けたるにて出雲國造が祖神たるをもて私し他神を誣たるは非る  
 なり偕ここに布都怒志命とあると健御雷命を畧けるにて古事記に  
 建御雷神一柱を載て布都主神を略けるに同じとあるを以て此段の

語勢を察すべし○荒布留神等乎撥平氣國作之大神乎媚鎮天 天降ま  
 しましし二神の荒び猛き神等を撥ひ平げて國作らしし大神即ち大  
 穴持神をも媚び鎮めてといふ意考に風土記に此大神を所國作大神  
 と有をバ所によりてくにつくらせる大神ともくにつくらしし大神  
 ともよめりここはその國つくらししと訓に依るべし然れば之は此  
 上に黒益之と有如く傍に書る假字とすさればくにつくらししとよ  
 むをよろしとす講義に手毛の詞は荒ふる國神を言向に天降し給ふ  
 事の因に此大神をも媚鎮めて此國を事避奉らしめ玉ふなりとある  
 が如し○大八島國現事顯事令事避支 大八島の國の顯じ事現事皆  
 避しめたといふ意考に之アラハコトウツシコトと訓れたり後釋は  
 ウツシコトアラハニコトと訓れたりこれ後説をよしとすさて考に  
 現と顯と分ちて現は世の中の事をいひ顯は身の事にかかるべしと  
 いこれつるはいかならん後釋に考の説は強言なりこれ同意なる事

をかくさまに二つ重ねていふと古文の常なりと見ゆる如く現とい  
 ふも顯といふも同義にて異なることなかるまじざるを講義に大八  
 島は物なり現事顯事は事なり大國主神の主領き所有せたまへりし  
 物と事と二つながら事避りて皇御孫命に献らしめ玉へりしなり現  
 神とは現世の事といふなり顯事とて顯露事を省きたるにて隠れた  
 る物の顯るゝ事といふなりと見ゆこは現を表とし顯を裏とするに  
 過ぎす此説もあまり信を置き難けれども考の説よりは稍とるべき  
 やうに思へるれば摘みて出したるなり○乃大穴持命乃申給久 そ  
 こで大穴持命の申し給ふにはといふ意○皇御孫命乃靜坐乎大倭國  
 申天 皇御孫命の靜まり坐む大倭國と申してといふ意考にここは  
 まだ天孫天降まされぬ前なれば靜まさん大倭といへりさてかくいふ  
 は古事記を考るに大名持命天下を作治め給ひて後にはやまどの國  
 にませし故に吾之今世を避て荒魂之出雲へ去り和魂之三輪に鎮り

天孫は即このやまとに宮敷まさんといふなり此次に大名持の御子  
たちを同じやまとの國の所々にまさせて御孫命の近き守と貫置て  
と有を合せ見るべしこは右のいはれをいひて且後の天皇の御嗣  
々此やまとに宮敷まさん前つ祥ともきこゆるが如く書しは妙なる  
文といふべしとあり後釋に靜坐牟はしづまりまさむにて大宮造り  
して今より住給えん事をいふなり然るを考にしづめまさむと訓れ  
たるはわたらず靜むるは是までの事にこそあれこは既にしづま  
りたるうへあれば然いふべきにあらずここの文は皇御孫命波大倭  
國爾靜坐牟止申天と有べきをいささか詞のいひさま違へり其故は  
是は大名持命の出雲國にて申給ふ語なるに靜坐牟大倭國止申天と  
いひてはすはち大倭國にて申給ふ語となればなり故思ふに大名  
持命の語にてはかなとざれどもこは後に國造の倭京に参りて其倭  
に在て奏す詞なればかのづからかく申せるにもあるべしそはたと

へば此大倭國を皇御孫命の靜坐む大倭國と申してといふ意なりと  
ありこれによりて考ふるに訓のしづめまさんよりもしづまりま  
んとなすかた穩かなりまたその理由も後釋の説を可とす○己命和  
魂乎八咫鏡爾取託天 大穴持命の和魂を八咫鏡に取り託けてとい  
ふ意命は考に國造が言なりといはれたりさるを後釋に大名持神の  
御事は國造ならずともなとか尋みて命といはざらむ國造が言なり  
とあるはいかなる意ぞやとある如くとりわけて言ひたる言にあ  
すかし上の己命見天夷鳥命とある文と同じかるべし託は史傳に付  
の意にて其和魂を此鏡に寄憑玉へるよしなり講義に字書に託は依  
憑也と見ゆとあればつくること著し八咫鏡云云考に古事記に有光  
海依來之神云云吾者伊都岐奉于倭之青垣山上此者坐御諸山上神也  
神代紀に大日貴問曰云云汝是吾之幸魂奇魂今欲何處住耶對曰吾欲  
住於日本之三輪山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也といへり